

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
1	17	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（1）地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化			コロナ禍からの観光のV字回復を図り、「稼げる地域・稼げる産業」を実現するためには、観光地の面的な再生・高付加価値化を強力に推進することが重要である。観光地の面的な再生・高付加価値化を推進することにより、観光産業においては、必要な設備投資等により高付加価値なサービスの提供や生産性の向上が図られ、適正な対価の収受を通じて収益の増加が可能となる。また、その収益により更なる設備投資の増加、従業員の待遇改善が図られることによって、サービスの更なる高付加価値化につながるといった好循環が実現する。こうした産業の好循環が、雇用の確保・安定や所得の増加を生み出し、税収の増加にも寄与するとともに、地域に対する住民の誇り・愛着の醸成、地域からの人口流出への歯止めや観光旅行者受入れへの理解・協力が促進され、それが観光地の更なる魅力向上につながることで、地域への来訪者や消費が更に増加し、観光地全体の稼ぐ力が向上する。こうした、観光地の面的な再生・高付加価値化を通じて、地域・産業・住民のいずれもが観光による地域活性化の果実を享受するとともに、それらを観光地の更なる磨き上げにつなげていくことで、観光を通じた持続的な地域活性化の好循環を創出していく。 このため、観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化や、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築等の観光地における面的なDX化によるソフト面の取組を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用して推進する。 また、観光地の面的な再生・高付加価値化の取組と併せて、その牽引役を担う観光産業について、経営面においても、持続可能で高付加価値な観光産業の実現に向けた取組を推進することが重要である。 具体的には、観光産業の中核を担う宿泊業については、その6割以上は資本金1千万円未満の小規模事業者となっており、家業として経営を受け継ぐ事業者も多く、企業的な経営視点が不足していることにも起因して、低収益な事業体質の改善が図られていない状況にある。 このため、財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、顧客予約管理システム（PMS）等のITシステムの活用等、宿泊業の高付加価値化に向けた経営を行うための指針を示すガイドラインを策定し、同ガイドラインを遵守する事業者について、滞在価値向上による消費額増加・再訪促進を図るための、生産性・収益力の向上、従業員の待遇改善に向けた経営（高付加価値経営）を行う宿泊施設として登録する制度を創設した。同制度に基づく登録事業者を補助事業等で積極的に支援することで、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促していく。	・「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」において、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等による観光地再生に向けた地域計画に基づき、宿泊施設や観光施設の改修、廃屋の撤去、キャッシュレス化等の面的なDX化の取組を複数年度にわたり計画的・継続的に支援した。令和6年度末までに計202地域で支援し、宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を推進した。（令和5年度～令和6年度） ・高付加価値経営旅館等への転換、宿泊業の「持続可能な稼げる産業」への変革を促すため、令和5年1月に「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」を策定し、ガイドラインに則った経営を行う宿泊事業者の登録制度を創設。観光庁の補助事業等で積極的に支援することで、令和7年4月末時点の登録数は、高付加価値経営旅館等：1,112件、準高付加価値経営旅館等：1,505件となっており、着実に登録事業者数が増加している。併せて、本登録制度に登録した宿泊事業者の経営状況等を分析、調査し、抽出された課題に対する経営改善手法をまとめたハンドブックなど、宿泊業の高付加価値化を推進する上での必要となる事例等を取りまとめ、観光業界団体等に広く周知をする等、「持続可能な稼げる産業」への変革を促している。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
2	18	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(2) 観光DXの推進			先進的な技術の活用を図りながら観光分野のDXを推進することにより、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図る。具体的には、シームレスに宿泊、体験等に係る予約・決済が可能な地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド、宿泊事業者における顧客予約管理システム（PMS）の導入等による業務効率化及びサービスの高付加価値化、観光地域づくり法人（DMO）等における旅行者の旅マエ・旅ナカ・旅アトの予約・移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティング及び観光地経営の戦略策定等の取組を推進する。 さらに、観光デジタル人材の育成・活用を図るため、観光分野のデジタル人材に必要な知識・技能の修得に向けた産学連携を強化し、リカレント教育を推進する。観光地域づくり法人（DMO）については、外部人材の登用やプロパー人材の新規採用による人材確保等を促進する。 加えて、事業者間・地域間のAPI連携等を促進するため、連携するデータの仕様統一化を図るとともに、実証事業を通じて先進事例を創出する。 これらの取組を通じて、宿泊事業者における地域単位での予約情報や販売価格等の共有によるレベニューマネジメント等、事業者間・地域間のデータ連携の強化による広域での収益最大化に向けた取組を推進する。 また、メタバース等の最新技術の各分野での活用状況を踏まえつつ、今後、観光分野においてもこれらの活用を検討していく。	・「全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業」等において、観光DXの推進により、観光産業の生産性向上や観光地経営の高度化等に一体的に取り組む先進モデルやDMOの戦略策定に向けた汎用的なデータ活用モデルの創出等に向けた取組を計34件で実施した。また、顧客予約管理システム（PMS）等で扱うデータ仕様の標準化、デジタルツール間で連携する際の汎用性・互換性を高める標準仕様の策定・管理・運用体制の構築等の取組を実施した。（令和5年度～令和6年度） ・「観光地・観光産業における人材不足対策事業」等において、観光人材育成ガイドラインに基づく教育プログラムを開発し、観光DXに関する講座を実施した。さらに、地域に入り込み、幅広い関係者(自治体、DMO、宿泊事業者、飲食店、金融機関等)を対象としたプログラムの提供・実践を目指し、観光デジタル人材の育成・活用を図った。（令和5年度～令和7年度） ・「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」等において、観光地経営に必要なデータ活用等に関する外部専門人材の登用を要望するDMOに対して、当該登用に係る費用の支援を実施することで、観光地域づくり法人（DMO）における人材確保等の支援を実施した。（令和5年度～令和6年度） ・「全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業」等において、観光産業の生産性向上や観光地経営の高度化等に向け、生成AI等の最新技術の活用やオープンデータ化の取組等を含む先進モデル（25件）やDMOの経営戦略策定に向けた汎用的なデータ活用モデルの創出に取り組むとともに、観光地・観光産業におけるデジタルツールの導入を支援する。（令和7年度）
3	18	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(3) 観光産業の革新		ア 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成	旅行業については、ワーケーションやマイクロツーリズム等の多様な旅行ニーズ、災害や感染症の発生リスク、SDGsやDX等に適切に対応できるよう、高付加価値な旅行商品・サービスを造成し適正な対価を得て消費者に販売・提供することを中心とするビジネスモデルへの転換に向けた官民連携の取組を推進する。 また、地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等の地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品が充実するよう、第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者による旅行商品の造成を促進する。	・旅行業において、令和5年度より実施している「サステナブルな旅アワード」を通じて、持続可能な観光に取り組む地域、コンテンツ、施設の旅行商品化の優良な事例について広く横展開を行い、日本における持続可能な観光に対する意識醸成を図った。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
4	18	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(3) 観光産業の革新		イ 観光産業の再生支援	コロナ禍で疲弊した観光産業について、産業全体の経営基盤・財政基盤を強化し、その回復と再生を図る。具体的には、宿泊業の健全な事業再生等を推進するため、観光地の面的な再生・高付加価値化の取組と連動して、官民ファンド、関係機関等による投資及びノウハウ支援等を行うとともに、旅行業の価値創造型ビジネスへの転換、独自の強みを生かした事業の多角化の推進等を図るなど、関係省庁が連携して必要な施策に取り組む。また、中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援、経営改善・再構築支援、債務減免を含む事業再生支援等を引き続き実施する。特に、日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）や資本金性劣後ローン、コロナ借換保証制度等を措置している間、政府として、官民金融機関等とも連携の上、こうした施策の活用を促し、借換えや新規融資の円滑化を図る。なお、資本金性劣後ローンについては、日本政策金融公庫等と民間金融機関との「協調融資商品」の組成拡大に取り組む。また、税理士や中小企業診断士等の認定支援機関に対して、認定支援機関の支援を受けて策定した計画があれば資本金性劣後ローンを利用できる旨を積極的に情報提供すること等で、民間金融機関との協調融資を希望しない事業者が資本金性劣後ローンを活用しやすい環境を整備する。 加えて、商工組合中央金庫は、令和3年に設置した「宿泊業専門支援チーム」が中心となって、個々の事業者のみならず、各地の旅館組合への支援を実施しているが、今後、全国の旅館組合に対して、プッシュ型で、一層寄り添った支援を進め、地域経済の面的活性化に貢献するよう努める。	・観光庁では、コロナ禍で疲弊した宿泊事業者の再生・経営改善の支援のため、令和5年1月に「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」を策定し、ガイドラインに則った経営を行う宿泊事業者の登録制度を創設した。観光庁の補助事業等で積極的に支援することで、高付加価値経営旅館等への転換、宿泊業の「持続可能な稼げる産業」への変革を促している。 ・本登録制度に登録した宿泊事業者の経営状況等を分析、調査し、抽出された課題に対する経営改善手法をまとめたハンドブックを公表するなどして、宿泊業の高付加価値化を推進する上での必要となる事例等を観光業界団体等に広く周知を図った。 ・令和7年度より「観光産業再生促進事業」として、宿泊事業者の再生機会の拡大を図る事業を実施。公的支援制度と連携し、宿泊事業者を中心とした観光産業の経営改善や再生促進支援をしているところ。 ・経済産業省・金融庁は、令和5年8月、関係省庁と連名で、中小企業の持続的成長の支援促進に向けた「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定・公表するとともに、官民金融機関等に対し、特に宿泊業・飲食業の事業者を中心とした中小企業・小規模事業者等に最大限寄り添ったきめ細やかな対応、借換え等への柔軟な対応、挑戦意欲を有する事業者の新たな資金調達の後押し、経営改善や再生支援の徹底的な支援等に向けた要請を実施した。加えて、日本政策金融公庫等との協調融資商品の組成拡大や資本金性劣後ローンの積極的な活用を含めた官民金融機関の連携の促進等も要請。 ・その後も、官民金融機関等による経営改善・事業再生支援の強化に向けた、「再生支援の総合的対策」（令和6年3月公表）、「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」（令和7年3月公表）の策定・公表や、これらを踏まえた事業者支援の徹底等に向けた官民金融機関等への要請を実施しており、引き続き、関係省庁で連携し、観光産業の再生支援に向け取り組んでいく。 ・商工組合中央金庫は、令和3年に設置した「宿泊業専門支援チーム」が中心となって、個々の事業者のみならず、各地の旅館組合等を通じた面的な支援をプッシュ型で実施。
5	19	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(3) 観光産業の革新		ウ 宿泊施設の整備促進	日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や質の高いサービスを提供する宿泊施設等、多様なニーズに合わせた宿泊施設を、地方を含めた全国各地で提供することにより、滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが必要である。このため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を促進するほか、一般財団法人民間都市開発推進機構が行う共同型都市再構築業務や、まちづくりファンド支援業務による金融支援を通じて、宿泊施設の整備（リノベーションを含む。）を促進する。	・宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設について、地方公共団体に対し通知を発出し、本制度の活用に取り組む地方公共団体の相談等に対応した。 ・また、民間都市開発推進機構の支援業務を引き続き推進した。共同型都市再構築業務においては、宿泊施設整備に対する金融支援実施に向けて検討を進めており、まちづくりファンド支援業務においては、地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、リノベーション事業等への支援を実施した。
6	19	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(3) 観光産業の革新		エ 官民ファンドによる事業再生支援等の強化	株式会社地域経済活性化支援機構の支援体制の強化、同機構による地域金融機関の事業再生人材の育成、LP出資を通じた事業再生の担い手の拡充等を図り、温泉街等の観光地の再生・活性化や宿泊業などにおける事業再生支援等を推進する。 また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備する。	・株式会社地域経済活性化支援機構の支援体制の強化、同機構による地域金融機関の事業再生人材の育成、ファンド出資を通じた事業再生の担い手の拡充等を図り、温泉街等の観光地の再生・活性化や宿泊業などにおける事業再生支援等を推進した。 ・観光庁では、観光を軸とした地域活性化モデルの構築に向けて、観光庁と株式会社地域経済活性化支援機構の双方の取組を連携・協力の下に実施していくことにより、地域の自立的・継続的な取組を促進し、地域経済及び社会の活性化を図る事を目的とした包括的連携協定を平成26年5月に締結。これまで株式会社地域経済活性化支援機構において「観光遺産産業化ファンド」の投資案件を21件実施している。
7	20	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(3) 観光産業の革新		オ スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進	地方の課題を解決するため、実証事業等において観光分野におけるスタートアップ・ベンチャー企業の有するAI、ICT等のノウハウを活用して、観光DX推進における先進事例の創出、次世代の観光の担い手の育成を図る。	・ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーを開催するとともに、地域とインバウンドベンチャーの連携に係る実証事業支援を行った。また、こうした成果を取りまとめる形で、「地域主体とインバウンドベンチャーの連携促進に向けたノウハウ集」を令和7年3月に作成・公表した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
8	20	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（3）観光産業の革新		カ 海外の有望な観光関連企業の誘致	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等による、海外のビジネス界に向けた開国プロモーション、海外企業の招へいによる視察・マッチング機会の提供、日本拠点の設立支援等を通じて、LCC、ホテル、ツアーオペレーター、トラベルテック等の観光関連の海外企業の誘致や日本企業との協業を促進する。	令和6年度は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等による、海外のビジネス界に向けた開国プロモーション、海外企業の招へいによる視察・マッチング機会の提供、日本拠点の設立支援等を通じて、観光分野を含む対日投資事例104件及び国内企業と海外企業の協業・連携事例28件を創出した。
9	20	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（4）観光人材の育成・確保		ア 観光地域及び観光産業の担い手の確保	観光分野における人材育成や観光産業における人材不足の解消に向け、以下の取組を行う。 観光庁作成による観光人材育成ガイドラインで明示した知識・技能等を踏まえて大学等における教育プログラムの提供を推進し、観光地域づくりを牽引する人材育成を実現する。また、専修学校において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力等を得ること でカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。 さらに、観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業、観光産業のDX支援等を通じて収益力の向上や経営の効率化を支援するとともに、支援の際に賃金水準の引き上げを求めること等を通じて、従業員の待遇改善を図り、コロナ禍による離職者の復帰等を含めて、国内人材の担い手確保を進める。 加えて、海外での特定技能試験を実施するほか、我が国宿泊業での就労意欲を喚起するため、業界団体とも連携し、宿泊業の魅力、雇用環境等を外国人に向けて積極的に周知・発信するなど、外国人材の活用を推進するための必要な環境整備に取り組む。	・国内における人材育成や担い手確保を進めるため、令和5年度は、観光人材育成ガイドラインに基づく教育プログラムを6機関で開発した。令和6年度は、開発4機関にて教育プログラムを実施した。令和7年度は、前年度までの取組に加えて、地域に入り込み、幅広い関係者(自治体、DMO、宿泊事業者、飲食店、金融機関等)を対象としたプログラムの提供・実践を目指す。 ・産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応した実践的な職業教育を行う専修学校では、観光業に携わっている者等を対象に自治体やDMO等と連携して教育プログラムの開発等に取り組んでいる。 ・宿泊業における外国人材の活用を推進するため、令和5年度は、国内外で、我が国宿泊業の魅力を発信するジョブフェアを6回、海外の人材送り出し機関・国内の人材斡旋機関等を対象としたマッチングイベントを14回、特定技能試験を14回実施した。令和6年度は、国内外で、ジョブフェアを7か国、マッチングイベントを7か国、特定技能試験を8か国で実施した。令和7年度は国内外で、ジョブフェアを7か国、マッチングイベントを5か国、特定技能評価試験を9か国で実施予定。
10	20	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（4）観光人材の育成・確保		イ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等	観光業界や教育機関と連携し、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化等の魅力を理解し、関心を持ち、伝えることができる機会の創出や、旅の意義を通じた子どもの成長に資する取組を支援し、観光の持続可能な発展を支える人材の育成を図る。 また、高等学校の必修教科目「地理総合」において、観光の現状や動向を取り上げるほか、生活圏の地理的な課題について考察、構想し、表現する取組を実施しており、各種会議等の場を通じて、その着実な実施を進める。 さらに、訪日外国人旅行者との交流など、生徒が実際に英語を用いてコミュニケーションを行う機会の充実を図る。	・令和5年度は、地域の産学官連携したコンソーシアムが主体となり、地域が一体となった観光教育を推進するため、モデル地域を3地域選定し、伴走支援を行い、参加した子供たちへ自地域の観光資源を理解するための機会を提供した。また、観光教育に関する手引書を作成し、モデル事業の横展開を図った。 ・高等学校学習指導要領の「地理総合」において、観光の現状や動向に関する諸事象を取り上げるほか、生活圏の地理的な課題について考察、構想し、表現するなどとしており、各教育委員会担当指導主事様等を対象とした協議会等の機会を通じて、その着実な実施を進めた。 ・学習指導要領において、「指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図る」ことに配慮するものとしており、生徒が英語に触れる機会を一層充実させ、授業が実際のコミュニケーションの場面となるよう、各自治体や学校において取組が進められているところ。
11	21	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（4）観光人材の育成・確保		ウ 通訳ガイドの質・量の充実	通訳案内士は、訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担っており、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応するための質の維持・向上や、その利用の促進が重要である。そのため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドの育成等を図る。	・通訳ガイドの質の維持、向上を図るため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野（近代建築、和食と日本酒、現代アート等）の研修を令和4年度より令和6年度までに計7回実施した。 ・また、通訳ガイドの認知度向上、資格取得促進を図るため、将来の担い手となり得る若年層向けに大学等（令和4年度より令和6年度までに計29校）で講演を実施した。あわせて、通訳ガイドの活用促進に向けた周知・広報も行った。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
12	21	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(5) 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進		ア 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人（DMO）の形成	世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する。意欲のある観光地域づくり法人（DMO）が自立的・継続的に活動できるよう、課題に対応した支援やDMO全国会議による優良事例の横展開、個別の着地整備の支援等を行う。 さらに、「観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体の活性化を図っていること」及び「誘客/観光消費戦略が持続的に策定される組織体であること」について高水準で満たす観光地域づくり法人（DMO）を「世界的なDMO」と位置付け、モデル形成を目指す。このため「世界的なDMO」の候補となる「先駆的DMO」を令和7年度時点で10法人となるよう順次選定・見直し、戦略的な支援を行う。	・世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進する上で、中心的な役割・機能を果たす観光地域づくり法人（DMO）の体制強化を図るため、「世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業」により、外部専門人材の登用及び中核人材の確保・育成、安定的な財源確保に向けた計画策定等の取組を支援した。 ・また、「先駆的DMO」については、令和6年度までに4法人（京都市観光協会、田辺市熊野ツーリズムビューロー、下呂温泉観光協会、白馬村観光局）を選定し、各課題に対応した取組を支援した。令和7年度は、新たに追加で選定を行い、既選定の4法人とあわせて支援する。
13	21	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(5) 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進		イ 観光地域づくり法人（DMO）等に対する支援	観光地域づくりが持続可能な地域経営の視点に立って行われるよう、観光地域づくり法人（DMO）について、その形成、人材育成や安定的な財源確保等の取組を支援する。また、地方部への誘客を図りつつ、観光旅行者の各地域への広域の周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域内の観光関連事業者等と一体となって行う調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信等を支援する。さらに、広域連携DMOが域内の観光コンテンツ等の情報発信を海外向けに行うに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構（JNTO。以下「日本政府観光局」という。）の海外ネットワーク等から得られる最新の市場動向を共有する。 加えて、各地域の魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等を行う専門家を派遣し、地域の取組を促進する。 観光圏に認定された地域においては、観光地域づくりマネージャーの育成を図り、観光地域づくりの着実な取組を推進する。 また、観光地域づくり法人（DMO）が司令塔となる、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組について、関係府省庁、日本政府観光局等の政府関係機関が緊密な連携・協働を図り、地方公共団体、公益社団法人日本観光振興協会等の観光・交通関係団体、地域の経済団体等が一体となって施策を推進する。	・令和6年度は、観光地経営に関する基礎知識や具体の手法を紹介した「観光地域づくり法人による観光地経営ガイドブック」を作成し、ガイドブックの基礎解説や優良事例の共有、DMO職員同士の意見交換会を行う研修会を各運輸局ごとに開催した。 ・また、DMOを司令塔とした観光地域づくりの推進に当たって、DMOに必要な機能について検討することを目的に、令和6年1月より「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議」を開催している。この検討結果を踏まえ、令和7年3月にDMOの登録制度を改正し、観光地経営戦略の策定と実行、科学的なアプローチの導入、安定的な財源の確保などを登録DMOの要件とした（施行は令和7年10月）。 ・「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」により、DMOが中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等といった取組を107件支援した（令和6年度実績値）。 ・広域連携DMOが域内の観光コンテンツ等の情報発信を海外向けに行うに当たっては、独立行政法人国際観光振興機構の海外ネットワーク等から得られる最新の市場動向や効果的なアイデアを共有した。 ・国内外の旅行者の誘客促進に取り組む90団体の観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体に対し、延べ539日派遣し、観光資源の魅力向上をはじめ、ニーズに対応した助言・指導を実施することにより、国内外の旅行者の地方部への誘客を含む取組を促進した（令和6年度実績値）。 ・観光圏に認定された地域を対象に、計4日間の「地域周遊観光促進に資する観光地域づくりマネージャー育成短期集中セミナー」を開催し、17人を観光地域づくりマネージャーに認定した（令和6年度実績値）。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
14	22	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（6）持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進			国際的に持続可能な観光への関心・意識が高まる中で、今後我が国が世界の観光旅行者から選ばれる観光地となるためには、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、地域が主体となって持続可能な観光地域づくりを行うことが重要である。 地球環境に配慮した旅行には、カーボンニュートラルな交通手段の活用や、プラスチックゴミ・食品ロスの削減等に取り組む宿泊施設の利用が重要であり、観光事業者の自発的な取組の推進と、観光旅行者を含めた普及啓発、認知度の向上を図る。 地域づくりの主体は、地域をマネジメントする各地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）であり、観光庁が令和元年6月にとりまとめた報告書「持続可能な観光先進国に向けて」においても、各地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）が主体となって、多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地マネジメントを行う必要性が示唆されている。 こうした背景を受け、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等が地域を多面的に把握できるよう、観光庁では国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所とともに、社会経済・文化・環境とこれらを管理するマネジメントの4分野から構成された「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）を開発・公表した。 これを活用し、データと中長期的な計画に基づき、地域・観光旅行者の双方がメリットを享受・実感できる地域づくりを推進する地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等のマネジメント体制を構築する。具体的には、実証事業を通じてマナー違反や混雑等の住民との課題の未然防止等の地域の課題解決に取り組み、より強固な観光地マネジメントを確立する優良モデルの構築を支援する。 また将来的には、観光による恩恵を感じる地域住民及び我が国を持続可能な観光地として認識する訪日外国人旅行者の増加を目指し、持続可能な観光の浸透を図る。 また、日本ならではの地域の観光資源（自然、文化・歴史、地場産業等）を保全・活用したコンテンツの造成・工夫や、その持続可能性や価値を更に高めるための受入環境の整備が不可欠である。コンテンツの造成・工夫においては、観光旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立させる体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりを支援する。受入環境整備においては、観光旅行者から入域料を徴収し、地域づくりに還元するためのシステム・設備整備、公共交通への乗換えを促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、混雑の平準化・解消のためのシステム整備等を支援する。 令和7年度までに、こうしたコンテンツ造成や地域における好循環の仕組みづくりに取り組む50地域、受入環境整備に取り組む50地域をそれぞれ強力に支援し、各地域における取組を具体化する。 さらに、地域における「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）に基づく取組を促進するため、関連する研修を拡充する。また、第三者からも優良な取組であると評価されるレベルを目指し、Green Destinations（GD）やUNWTOによる国際的な認証・表彰の取得促進を図ることで、世界に誇れる持続可能な観光地域の形成を目指す。	・観光旅行者の知的好奇心を踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全を両立させる体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりを46地域支援した。 ・「持続可能な観光推進モデル事業」等により、JSTS-Dに準拠する形で各地域における持続可能な観光に係る取組を支援したほか、自治体・DMOによる持続可能な観光計画の策定・改定を支援した。 ・「地域における受入環境整備促進事業」を活用して、地域資源の保全・活用等に資する遊歩道やバイオトイレの整備等を支援した。 ・「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」等を活用して、観光客の受け入れと地域住民の生活の両立を図るべく、各地域における意欲的な取組を総合的に支援した。 ・「日本版持続可能な観光ガイドライン」（JSTS-D）について、観光庁HP上に33の研修動画を公開した。同ガイドラインに基づくロゴマークを取得した地域数は21（令和4年度末）から74（令和7年5月末）まで増加した。また、そのうち国際認証・表彰を受けた地域数は9（令和4年度末）から21（令和7年5月末）まで増加した。 ・令和6年11月、実際に発生しているマナー違反行為や各地域で行われている取組なども踏まえつつ、有識者、地方公共団体、関連事業者等のご意見を伺いながら、マナー啓発や推奨する行動に関する新たなコンテンツとして「未来のための旅のエチケット」及び「観光ピクトグラム」を作成した。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
15	23	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（7）良好な景観の形成・保全・活用		ア 良好な景観の形成	景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成及び景観資源の活用を図る取組を支援する。また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。 さらに、主要な観光地における景観計画の策定や同計画に基づく重点的な景観形成の取組等を促進し、地域の魅力を増進、創出するため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく先進事例に関する情報提供等の取組を行うとともに、各種の啓発活動、景観に関する教育、専門性を有する担い手の育成等のソフト面での各種支援策について充実を図る。 あわせて、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。 良好な景観形成に加え、地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化、緑化、除却及び地域固有の伝統的な意匠形態を持った新築建築物の外観修景等を支援する。	・景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、「まちなかウォーカブル推進事業」やウォーカブル推進税制等の支援制度活用による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進し、119市区町村(2024年12月末時点)が制度の対象となる滞在快適性等向上区域を設定した。 ・重要文化的景観の選定を進め、域内に重要文化的景観が位置する地方公共団体に対して文化的景観保護推進事業による支援を行った。 ・景観法運用指針を改正し、HP等で周知するとともに、地方公共団体等を対象として講演等を実施し、景観行政の動向や先進事例等を周知した。また、景観教育においては「景観まちづくり学習助成事業」の周知等を行った。 ・文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して、計画策定を支援している。また、認定を受けた市町村の歴史まちづくりを支援している。 ・屋外広告物適正化旬間として官民連携による一斉パトロール等の是正指導を推進するとともに、各種会議を通じて、各地域における是正対策に係る情報交換等を行った。 ・良好な景観の形成等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮等により、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。
16	23	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（7）良好な景観の形成・保全・活用		イ 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信	国営公園等において、自然的・歴史的景観等の魅力的な観光資源を活用した利用促進を図るため、首里城の復元や明治記念大磯邸園等の整備を推進する。 地域の庭園、公園、植物園等を広域的にネットワーク化し、周遊ルート設定等の相互連携を促す「庭園間交流連携促進計画登録制度」を活用し、ガーデンツーリズムを推進する。 また、市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する。	・国営公園等においては、首里城の復元や明治記念大磯邸園の整備を推進するなど、自然的・歴史的景観等の魅力的な観光資源を活用した利用促進を図った。 ・令和7年2月に第7回庭園間交流連携促進計画審査会（ガーデンツーリズム登録審査会）を開催し、4月に新たに2計画を登録した。今後、第8回庭園間交流連携促進計画審査会（ガーデンツーリズム登録審査会）を行うとともにガーデンツーリズムに係る全国会議の開催等の普及啓発に取り組む。 ・また、同年4月に全国都市緑化ぎふフェアを開催し、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信している。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
17	24	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（7）良好な景観の形成・保全・活用		ウ 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進	優れた自然の風景地における森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の自然環境について、国内外から観光旅行者を呼び込む重要な観光資源でもあることから、その保全と適正な利用を図る。このため、自然保護思想の普及や、自然公園、国有林野における保護林、世界自然遺産の保全管理の推進等により、自然環境・生態系の保全及び野生生物の保護・管理に取り組むとともに、自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の美しい自然を生かし、地域住民等と行政の連携を推進する。また、大都市圏においても、関係機関が連携したまとまりのある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民の交流を推進する。 さらに、多様な主体による協働の下、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動（日本風景街道等）を促す。特に北海道におけるシーニックバイウェイ「秀逸な道」の取組を推進するとともに、民間団体・企業等と協定を締結し、双方の資源を有効活用するための効果的連携活動を全国で推進する。	・地域の多様な主体の連携による生態系ネットワークの形成により、地域活性化や持続可能な地域づくりを推進した。 ・「海岸環境整備事業」や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸の持つ価値を PR することにより地域の活性化等につなげている地方公共団体の海岸利活用事例をナレッジ集としてとりまとめ、海岸の利活用の推進を図った。 ・世界自然遺産や鳥獣保護区の保全管理の推進等により、自然環境・生態系の保全及び野生生物の保護・管理に取り組んでいる。 ・国立・国定公園において、公園を取り巻く社会状況等の変化に応じ、保護及び適正な利用を図った。 ・国立公園満喫プロジェクト等により、国立公園の保護と利用の好循環を推進することで、優れた自然を守りつつ、地域活性化に努めた。 ・林野庁では、世界自然遺産の「知床」「白神山地」「小笠原諸島」「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を始め、原生的な天然林等の保護を目的として「保護林」に設定している国有林野の厳格な保護・管理を行うため、定期的なモニタリング調査や植生回復措置、外来種駆除を実施した。 - このほか、登山利用など来訪者の集中により植生の荒廃が懸念される国有林野において、貴重な森林生態系を保全するため、グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）による巡視や入林マナーの啓発活動等を実施した。 ・また、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林として設定している「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本（にっぽん）美しの森 お薦め国有林」として選定しており、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設修繕などの重点的な環境整備及びホームページ等による情報発信の強化に取り組んでいる。これまで全14か所の「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力を伝える動画をホームページ等で公開したほか、SNS等に広告を掲載するなど、国内外の幅広い層に対して情報を発信している。 ・令和 7 年 3 月末現在147ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援した。 ・令和 3 年から北海道の道路を、観光客を呼び込む「みち」に育てていく「秀逸な道」の取組を実施し、地域への愛着・誇りのより一層の形成にも貢献。令和 6 年12月時点で「秀逸な道」として15区間を選定。エスコンフィールドや札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）などで、全道各地の魅力的な景観等を有する「秀逸な道」を紹介するパネル展示を行うなどの情報発信を行っている。また、魅力ある道路景観を維持・形成するため、道路管理者と地域が協定を締結して、沿道の除草、除雪、清掃活動等に取り組んでいる。
18	24	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（7）良好な景観の形成・保全・活用		エ 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備	観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業の支援等を行うとともに、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業を推進する。 あわせて、地域の観光拠点、賑わい拠点等となる都市公園の整備、運営等を効率的・効果的に推進するため、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用した民間活力導入による公園の魅力向上等を推進する。	・広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業の支援に関しては、これまでに39府県のべ82計画名数の広域観光の活性化を目的とする広域的地域活性化基盤整備計画が策定され、同計画に基づく事業に対して交付金を交付している。 ・歴史ある街並みや地域の特色に応じた景観の保全・形成などを目的として、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の活用、住宅等の外観の修景、道路の美装化や無電柱化等に取り組む地方公共団体等に対して、街なみ環境整備事業により支援を行った。 ・令和5・6 年度においては、観光等地域資源の活用に関する計画がある 1 6 地区に対して、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）により、地域の観光や賑わい拠点等となる施設整備等の市町村の取組への支援を行った。 ・令和5年度末時点、全国165箇所で活用、136箇所検討中

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
19	24	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		オ 駅周辺等における「観光・まち・一体再生」の推進	駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行い、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。 国家戦略特区においては、都市計画決定等のワンストップ特例の活用により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なMICE施設等をスピーディーに整備する。 今後のインバウンド需要の拡大に対応するため、都市公園の占用特例による観光案内所等の設置や、拠点駅及び周辺における空間の再構築、統一的な案内サイン・バリアフリー化等による観光地の回遊性確保、地方公共団体による観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組、容積率緩和制度も活用した民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を促進する。	・令和5,6年度においては、全国53地区の市街地再開発事業（道路、公園等の重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施し、都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業を推進。 ・国家戦略特区における都市計画等のワンストップの特例については、平成26年から1区域において実施している。 ・都市公園の占用特例による観光案内所等の設置について、講演会等で周知を図った。 ・都市・地域交通戦略推進事業において、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備を、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援した。 ・容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備事例について、地方公共団体に対し事務連絡を発出し、取組を行う地方公共団体の相談等に対応した。
20	25	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		カ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。 また、歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。	・古都保存法に基づき古都に指定された10都市を対象に、歴史的風土の保存・活用のための支援を行っている。 ・都市公園・緑地等事業により、観光資源となる歴史的・自然的・文化的資源、又は景観形成上優れた建造物を活用し、観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進した。 ・文部科学省・農林水産省・国土交通省の連携により、歴史的風致維持向上計画の認定を希望する市町村に対して、計画策定を支援している。また、認定を受けた市町村の歴史まちづくりを支援している。
21	25	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		キ 景観等に配慮した道路整備の推進	道路が周辺と一体となって景観を形成していることに鑑み、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化、歩道緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。また、道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等と連携し、無電柱化推進計画に基づき新設電柱を増やさないための取組、コスト縮減の更なる普及、事業の更なるスピードアップ等を行うことにより引き続き無電柱化を推進する。	・道路の防災性向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮等により、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。
22	25	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		ク 道路空間の観光振興への有効活用	道路の再編による歩道の拡幅、自転車通行空間の確保等により道路の利便性や快適性の向上を図るとともに、道路協力団体等、道路を活用する団体との連携を推進し、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、地域や民間の創意工夫を活用し、ほこみち（歩行者利便増進道路）制度等によるオープンカフェの設置等、観光振興に資する道路の有効活用を図る。	・令和7年3月末現在、直轄国道では45団体を道路協力団体に指定しており、清掃や美化活動等による道路の維持管理を推進した。 ・道路空間の賑わいの創出を推進し、令和6年3月末現在、57市区町139路線の歩行者利便増進道路の指定がなされた。
23	25	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		ケ 国立・国定公園の保護と利用の推進	国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく公園区域や公園計画のおおむね5年おきの定期的な見直しを行うとともに、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行う。 また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者指導や自然解説の充実、国立公園等における子どもの自然体験活動の促進に向けたプログラム作成等を推進する。 森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する「グリーン復興プロジェクト」に基づき設定したみちのく潮風トレイル、同プロジェクトに基づき創設され現在は国立公園満喫プロジェクトの水平展開を進める三陸復興国立公園、及び福島県内の自然資源活用による復興を図る「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組のシナジー効果を最大化し、地元の取組の広域的な連携を促進すること等により、東北の復興と観光振興を図る。	・国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、自然的・社会的条件の変化に基づき、国立・国定公園の公園区域や公園計画について適切に見直しを行うとともに、良好な風致及び景観が損なわれないよう必要な保護規制を行った。 ・国立公園における自然との触れ合いを推進するため、自然公園指導員の委嘱、パークボランティアの研修等の体制強化、子供を対象とした自然体験プログラムの作成、提供等を行った。 ・「グリーン復興プロジェクト」に基づきみちのく潮風トレイルについてウォーキングイベントを開催する等活用を図るとともに、ふくしまグリーン復興構想の取組とも連携することで、東北の復興と観光振興を図った。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
24	26	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		コ 世界自然遺産地域の適正な保全管理	世界遺産について、その価値を維持し、観光資源としての持続可能な活用にも寄与するよう、適正な保全管理を行う。「知床」、「屋久島」、「白神山地」及び「小笠原諸島」については、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、引き続き保全管理の充実に取り組む。「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、令和3年7月の世界遺産登録決定の際に世界遺産委員会から求められた観光管理を含む要請事項に適切に対応していくとともに、各遺産地域に持続可能な観光利用を促進するための観光管理施設を整備し、引き続き関係機関と連携して必要な取組を進める。	・国内の各世界自然遺産について、適正な保全管理を実施しており、観光資源としての持続可能な活用にも寄与している。 ・世界自然遺産は陸域の86%が国有林野であり、林野庁では、区域内の国有林野のほとんどを「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定しており、厳格な保護・管理を行った。
25	26	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		サ 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用	港湾における緑地や広場が、港湾の自然環境の保全、港湾の良好な景観の形成、港湾労働者の労働環境及び周辺住民の生活環境の向上等の場等の機能を果たしていることに鑑み、港湾協力団体等との協働による各地域の文化・歴史及び地域の観光資源を生かした地域づくりを推進する。また、港湾緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進するため、港湾環境整備計画制度等を活用し民間活力導入による水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出を図る。	港湾における緑地や広場が、港湾の自然環境の保全、港湾の良好な景観の形成、港湾労働者の労働環境及び周辺住民の生活環境の向上等の場等の機能を果たしていることに鑑み、港湾協力団体等との協働による各地域の文化・歴史及び地域の観光資源を生かした地域づくりを推進した。また、港湾緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進するため、港湾環境整備計画制度等を活用し民間活力導入による水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出を図った。令和7年4月までに2件の港湾環境整備計画が港湾管理者により認定された。
26	26	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		シ 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出	港湾における流木等の漂流物の回収や干潟・藻場等の再生・創出等により、今後親水性の高い良好な港湾環境・景観を創造する。また、汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出する。	・船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域において、12隻の海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する流木等のごみの回収を実施している。また、藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物を「ブルーインフラ」と位置付け、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」の取組みにおいてブルーインフラの保全・再生・創出の取組を進めている。 ・汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出した。
27	26	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進	治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。	治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進した。 かわまちづくり計画の登録件数は令和4年度末時点で252箇所から令和6年度末時点で286箇所まで増加している。
28	27	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		セ 次世代環境対応車の普及促進	観光地域の環境保全と魅力向上のため、観光地域等で使用される自動車について、営業用自動車として燃料電池自動車・電気自動車を導入するなどの際に支援を行うことにより、次世代自動車の普及を促進する。	・観光地域の環境保全と魅力向上のため、予算事業により、環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進した。
29	27	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(7) 良好な景観の形成・保全・活用		ソ 社会資本整備等における観光振興への配慮	観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する。	平成29年度に設置した各観光ビジョン地方ブロック戦略会議において、地方運輸局、地方整備局等や都道府県土木部局等の観光関係部局、事業者団体や観光関係団体等が一堂に会して議論を行い、毎年度の観光施策に関する取組の成果や課題、今後の方針等のとりまとめを実施している。
30	27	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(8) 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組		ア エコツーリズムの推進	エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、広報活動、地域協議会に対する技術的助言等を実施するとともに、エコツーリズムを推進する地域に対してプログラム開発等の取組への支援や、人材育成研修やアドバイザー派遣等による支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。	・エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、令和5年度及び6年度の2年間で香川県まんのう町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県薩摩川内市、東京都神津島村、青森県十和田市、岐阜県高山市の計6地域を認定。 ・自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成について、集合研修や講師派遣等により支援した。また、エコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化等を支援するため交付金を交付した。エコツーリズム推進法に基づく全体構想は28地域を認定している。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
31	27	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（8）持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組		イ 地域ブランドの振興	全国各地の魅力ある農林水産品・食品について、生産地特有の自然的、人文的、社会的な要因、環境の中で長年育まれた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を知的財産として保護する地理的表示（GI）保護制度をご当地産品・ブランドの証として活用し、その地を訪れる呼び水とするなどGI産品を観光資源として活用する取組を推進する。 また、地域の「顔」として、地域ブランドの発信拠点となる商店街等の面的地域価値を高めていくことで、地域ブランドの振興と持続可能な地域づくりにつなげる。	・地理的表示（GI）保護制度をブランドの証として活用し、GI産品の持つ伝統やものがたりを観光資源として活用する取組を推進するため、広く一般向けにGI制度の認知度向上の取組を行うとともに、GI産品を活用したツーリズムにおいては、産品の持つストーリーのみならずGI産品全体の魅力訴求と制度理解の醸成の取組を推進した。また、GI生産者団体、関連事業者向けのシンポジウムにおいて、観光への活用事例を紹介し横展開を図ると共に、観光庁と連携し、インバウンドへの活用も含めた新たなツーリズムの造成を進め、GI産品の観光への活用を推進した。 ・商店街等が、自らの魅力・地域資源等を活かした、新たな滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援する「面的地域価値の向上・消費創出事業」において、令和 6 年度までに57件の事業を交付決定した。
32	27	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（8）持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組		ウ 観光の意義についての国民理解の増進	国民の観光に関する意義・マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図るとともに、国民的な運動を後押しする。 さらに、観光教育については、児童・生徒・学生を対象とするのみならず、地域住民等の地域関係者全体を巻き込んだ取組とする。地域愛や誇りの醸成、観光の意義の理解を通し、様々なステークホルダーが地域課題に主体的に取り組み、地域一体となった観光教育を推進する。	・国民の観光に関する意義・マナーの普及や観光資源の保全等に関して、国への提言や諸会議等での議論の内容を当協会ウェブサイトに掲載し周知に努めているほか、当協会の季刊誌「観光とまちづくり」で、本件に関わるテーマを取り上げることで、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図っている。 ・令和 5 年度は、モデル地域として、産官学連携されたコンソーシアムを選定し、地域関係者を巻き込んだ取組を実施した。取組を通じて、地域関係者に観光教育の重要性や、観光教育が将来の地域活性化につながることを認知させるよう働きかけた。
33	28	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（8）持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組		エ 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づき、制度の適切な運用を図り、それぞれの地域特性やニーズ等に応じた良質な民泊サービスの普及に取り組む。地方における管理業の担い手確保を図るため、登録要件の緩和を行う。 また、国家戦略特区において行われている民泊事業（いわゆる「特区民泊」）について、実施地域等に関する更なる普及啓発を促進する。	住宅宿泊事業（民泊サービス）について、健全な民泊サービスを普及させつつ、「住宅宿泊事業法」（平成29年法律第65号）で定める営業可能な年間180日を超えて営業をしている違法な届出住宅が仲介されることを防止するため、営業日数自動集計システム等のデジタルを継続運用し、違法民泊対策を進めることで、公正な市場の形成を図ったほか、令和 6 年度には、宿泊日数の算定方式等の考え方を明確化するために住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正を行った。住宅宿泊事業の届出住宅数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少していたが、インバウンド旅行再開後の令和 4 年 6 月以降増加傾向となり、令和 5 年 1 1 月時点で新型コロナウイルスの感染拡大前の件数を上回り、令和 7 年 5 月15日時点で31,863件となった。 住宅宿泊管理業については、地方部における担い手確保を図るため、令和 5 年 7 月に登録要件の緩和として所定の講習の修了者を加えるとともに当該講習に係る規定を整備する省令等の改正を行い、新設された講習制度について適切に運用を行っている。 また、国家戦略特区において行われている民泊事業（いわゆる「特区民泊」）について、令和 7 年 3 月31日時点で 8 地方公共団体が6,376施設（17,398居室）を認定した。引き続き、制度のより一層の利用の促進を図る。
34	28	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	（9）国家戦略特区制度等の活用			国家戦略特区制度、総合特区制度、構造改革特区制度、地域再生制度、地方創生SDGs、「環境未来都市」構想及び中心市街地活性化制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地域づくりや観光資源の活用に資する取組を支援する。 特に、国家戦略特区制度の活用に当たっては、令和 4 年 4 月に新たに指定されたスーパーシティ型国家戦略特区とデジタル田園健康特区の取組を強力に推進する。	【国家戦略特区制度】 ・先端的サービスの実装等による地域課題の解決を図るモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区等の国家戦略特区において、地域からの具体的な提案やニーズに基づき、地域の実情に応じた規制・制度改革を実現し、また全国で特区の成果を享受できるよう、特例措置の全国展開を進めている。 【総合特区制度】 ・総合特別区域法に基づき、地域の包括的・戦略的な取組を、地域の実情に合致した形で各種施策（規制・制度の特例、財政・税制・金融措置）により支援している。 【構造改革特区制度】 ・民間企業や地方公共団体からの提案によって実現した規制の特例措置に基づき、地方公共団体が申請する構造改革特区計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 【地域再生制度】 ・民間企業や地方公共団体等からの提案によって実現した支援措置に基づき、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に資する地域再生計画を認定することで、地域の特性に応じた地域活性化を推進している。 【地方創生SDGs】 ・SDGs未来都市の選定等を通じて、SDGsの理念に即した取組みを評価している。 【中心市街地活性化制度】 ・市町村が商工会議所等で構成される協議会と連携して作成する基本計画について、国は認定及び計画検討段階からの効果的な制度活用の助言などの伴走支援を実施している。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
35	28	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		ア 防災情報の提供	線状降水帯や台風等による大雨、大規模地震・津波、火山噴火が発生した際にも観光旅行者が適時・的確に命を守る行動が取れるよう、二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を強化するとともに、次世代スーパーコンピュータシステムの導入や最新技術を取り入れた次期静止気象衛星の整備の着手等によって、気象庁から市町村、報道機関、観光旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を推進する。 また、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、国・地方公共団体・火山専門家等から構成される火山防災協議会における共同検討を通じて、避難計画や火山防災マップの策定を推進する。さらに、令和 7 年度末を目途に、国内12火山を対象に火山体内部構造に関する知見を基に火山活動の評価手法を高度化し、これを噴火警戒レベルの判定基準に適用する。 加えて、訪日外国人旅行者等に対する津波フラッグ等を活用した情報伝達の推進にも取り組む。	・令和 6 年度末時点で、全国20箇所の気象レーダーのうち14箇所で二重偏波気象レーダーへの更新整備が完了した。また、計算能力を強化した新しいスーパーコンピュータシステムの運用を令和 6 年 3 月に開始したほか、次期静止気象衛星の整備を令和 4 年度に開始し、令和 1 1 年度の運用開始に向けて引き続き整備中である。 これらの成果を取り入れつつ、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて府県単位に詳細化する改善を令和 6 年 5 月に実施した。 ・専門的知見を持った火山防災エキスパート等の派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議等を継続的に実施したほか、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」の策定、令和 5 年の活動火山対策特別措置法改正を踏まえた活動火山対策の強化等を通じて、火山防災協議会における避難計画の策定等の、火山防災対策の取組を支援した。 ・令和 6 年度末時点で、地震観測施設は663箇所中269箇所（うち令和 6 年度の整備は31箇所）、火山観測施設は61箇所中7箇所（うち令和 6 年度の整備は 3 箇所）で更新整備による耐災害性強化を完了した。また、火山活動評価の高度化及び噴火警戒レベル判定基準への適用は、8 火山で完了し（令和 6 年度の適用は 1 火山）、残る 4 火山においても令和 7 年度末までの適用に向けて準備を進めている。 ・津波フラッグの普及に取り組み、市町村別の導入率が令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 月の間に 9 ポイント増加し、72%となった。
36	29	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		イ 避難体制の強化	災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行可否情報等の集約の強化やSNS等を通した幅広い周知等を推進する。 また、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加え、その提供を推進する。	・令和 6 年能登半島地震において、ETC2.0可搬型路側機、AIwebカメラ等により交通量のデータや道路の被災状況等を収集し、道路の通行可否等についてHP等で道路利用者等に提供した。 ・大雨・大雪等の異常気象時の広域的な通行止めに対して、前もって出控えや広域迂回等の行動変容を促す情報発信を実施した。 ・警察庁では、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に通行実績情報等の交通情報を提供するためのシステムを整備・運用し、民間事業者が保有するプローブ情報を警察が保有する交通情報と融合して提供した。
37	29	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		ウ 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減	持続可能な観光立国を目指すため、政府一体となって総合的な災害対策を推進し、安全・安心の確保に努める。 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、鉄道、バス、旅客船ターミナル、空港等において、訪日外国人旅行者を含む利用客を混乱なく避難誘導できるよう、多言語による適切な情報発信等の対策を行う。 また、災害の発生時には、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、大使館等への安否連絡、交通施設等の復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、外国人等の要配慮者への伝達に配慮しつつ提供するよう努める。 さらに、訪日外国人旅行者を対象として、日本政府観光局のウェブサイトやSNSによる周知や災害情報のプッシュ通知が可能な「Safety tips」等のアプリの普及促進、日本政府観光局のコールセンターにおける多言語での問合せ対応等を行う。 加えて、災害・危機が発生した際、訪日外国人も含めた旅行者の円滑な避難誘導を実現するため、災害時等の連絡体制、情報収集・発信の枠組み、旅行者の支援体制等を盛り込んだ「観光危機管理計画」について、地方公共団体・観光関連事業者による策定を推進し、安全・安心な訪日旅行環境の整備を進める。 また、空港については、全国の95空港において策定された空港BCP（A2-BCP）により、航空旅客等が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう受入体制を構築するとともに、空港アクセスの確保については、交通事業者等の関係機関との連携を図り、総合的なアクセス交通マネジメントの体制を構築する。	・「インバウンド安全・安心対策推進事業」等により、観光施設等の避難所機能の強化、観光施設等の多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能強化、災害時等における観光危機管理の強化等を支援した。訪日外国人旅行者を対象として、日本政府観光局のウェブサイトやSNSによる多言語での周知を行った。また、災害情報のプッシュ通知が可能な「Safety tips」について、15言語で対応した。さらに、「Safety tips」の普及促進のため、駐日外国公館に対する働きかけや、海外インフルエンサーを活用したSNS上での周知活動を実施した。 ・災害発生時において、外務省領事局外国人課のフェイスブックで、防災情報を発信した。また平成26年から、東京都と共催で、在京外交団等を対象に、防災施策説明会を開催。令和 5 年11月に開催した説明会には、在京大使館等から54公館、67名が参加したほか、在京国際機関から 3 機関、3 名の参加があり、翌年11月に開催した説明会には、在京大使館等から 51公館、78名が参加したほか、在京国際機関から 7 機関、7 名の参加があった。 ・出入国在留管理庁においては、災害発生時、各種SNSやメール配信サービスを用いて災害時に役立つ情報の発信を行うとともに、公的機関による防災情報に係る投稿のリポストを行った。ホームページにおいては、気象庁や内閣府等の公的機関が公開している災害情報ウェブサイトや「Safety tips」等のアプリの普及促進に関する案内を掲載した。 ・空港については、「A2-BCP」ガイドラインにおいて、航空旅客等が適切に情報を収集し、安全に避難できるようにプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」を紹介。また、全ての滞留者が72時間、安全・安心に空港内に滞在できるよう受入体制を構築するとともに、空港アクセスの確保については、地方運輸局等との連携強化を図る事例を記載し、周知した。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
38	29	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		エ 次の感染症危機への対応	持続可能な観光立国を目指すため、コロナ禍での経験も踏まえ、感染症危機に適切に対応する。新型インフルエンザ等の発生時には、そのまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように感染状況等を踏まえた適切な措置を講じるため、国・地方一体となって迅速・的確に対応できる体制を整備する。 また、次の感染症危機に迅速・的確に対応するため、感染症危機対応の司令塔機能を担う組織として内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することを目指す。 さらに、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス・対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。 加えて、国内外において安心して旅行できるよう、コロナや麻しん・風しんなど既存の感染症のみならず、新たな感染症が発生する可能性も念頭に、国内外での感染症の発生動向を継続的に監視・分析し、それにより得られた情報や感染症の予防方法等の情報について、国及び地方公共団体において人々に幅広く情報提供を行う。	・新型コロナウイルス感染症対応の経験も踏まえ、感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、令和 5 年 9 月 1 日に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置した。 ・また、令和 5 年 9 月以降、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）の見直しについて、新型インフルエンザ等対策推進会議で議論を行い、令和 6 年 7 月 2 日に初めて全面改定した。改定後の政府行動計画は、その実効性を担保するため、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行うこととしており、令和 7 年夏頃に改定後最初のフォローアップ結果を取りまとめ、公表する予定。 ・政府主催の感染症危機管理対応訓練として、令和 5 年度は東京都と、令和 6 年度は千葉県とシナリオを連携した訓練を行うとともに、感染症危機管理担当大臣の下で47都道府県の知事等がオンラインで参加して緊急連絡会議（訓練）を実施した。また、全国の地方公共団体の対応能力の底上げなどを目的として、令和 6 年度に 5 県の訓練に対して国による伴走支援を実施した。令和 7 年度も同様の訓練を実施する予定。 ・改定後の政府行動計画では、感染症危機時には、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用しつつ、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由、実施主体等を明確にしながら、国民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行うこととしている。 ・国内外の感染症の発生動向について、国立健康危機管理研究機構と連携しつつ、継続的に監視・分析し、得られた情報を、厚生労働省 H P 等で適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体等に感染症の流行状況や感染症対策等について情報共有や周知依頼を行った。また、観光客の増加が見込まれる2025年大阪・関西万博の開催に当たっては、感染症サーベイランスの取組強化、大阪・関西万博に係る感染状況の情報共有等の周知を行った。
39	30	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		オ 公共交通機関の安全対策の推進	鉄道・自動車交通・海上交通・航空の公共交通機関等について、事故を防止するため、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き観光旅行者の安全な輸送の確保を図る。 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に盛り込まれた各種措置を着実に実施すること等により、貸切バスの安全・安心な運行の確保を図る。 令和 4 年 4 月に北海道知床において発生した遊覧船事故を受けて、同年12月にとりまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に基づく措置を講じ、旅客船の安全・安心な運航の確保を図る。	・鉄道のハード面においては、保安設備の整備を推進している。 ・鉄道のソフト面においては、鉄道事業者等への保安監査を実施している。 ・自動車交通及びバスの安全・安心の確保について、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の「(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進」を踏まえ、ASV推進検討会において、ドライバー異常時対応システムの更なる高度化のため、ドライバーが正常に運転することが困難な状態であることを周辺車両等に伝える車外報知性の向上に関する検討を行うとともに、引き続き、ASV技術を搭載した車両を導入するバス事業者に対して補助を実施することで、ASV技術搭載車への代替促進を図った。 ・公共交通事業者等への運輸安全マネジメント評価について、令和5年度は318事業者、令和6年度は277事業者に実施した。観光旅行者も多く利用する小型旅客船事業者等にも実施するなど、観光旅行者の安全な輸送の確保を図った。 ・令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえ、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会を設置し、令和6年6月24日に「中間取りまとめ」として更なる安全・安心対策が提言された。この提言に基づき、令和6年度から滑走路誤進入にかかる注意喚起システムの強化に着手した。 ・「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、事業許可の更新制を導入し、事業を安全に遂行する能力のない貸切バス事業者を退出させた。 ・旅客船の安全・安心対策については、「海上運送法等の一部を改正する法律」に基づき、船員の資質向上や監査の強化などの対策を行うとともに、令和7年 4 月より、改良型救命いかだ等の旅客船への搭載義務化、安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度の創設などの対策を行っている。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
40	30	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		カ 道路交通の安全対策等の推進	行楽地を中心に、必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなど、行楽車両の適切な配分誘導に努める。一般道路においては、交通安全施設等の整備を推進し、このうち生活道路においては、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」を推進する。幹線道路においては、重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」等を推進する。高速道路等においては、交通安全施設等の整備等、事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報の提供等利用者サービスの向上を推進する。また、外国人レンタカー利用者の増加を見込み、レンタカーのビッグデータ等を活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進する。	・警察庁及び都道府県警察において、交通渋滞の発生を最小限に抑えるため、関係機関との連携を密にして、道路工事実施時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策、交通量に応じた信号制御、交通情報提供等、交通渋滞緩和対策を推進している。 ・都道府県警察及び道路管理者において、道路交通の安全を確保するための交通安全施設等整備事業を着実に推進している。生活道路においては、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」を推進している。幹線道路においては、重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」として、事故データや地方公共団体・地域住民からの指摘等に基づき交通事故の危険性が高い区間（事故危険区間）を選定し、事故要因に即した対策を重点的・集中的に講じることにより効率的・効果的な交通事故対策を推進している。 ・高速道路については、抜本的な渋滞対策として、付加車線の設置等ピンポイント渋滞対策を進めているところ。令和7年3月末時点で13箇所対策が完了し、14箇所対策事業中。 ・外国人レンタカーのビッグデータ等を活用して外国人特有の危険箇所を把握し、適切な情報提供や案内の実施等の安全対策を推進している。
41	31	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		キ 宿泊施設の防火安全対策の推進	防火対象物定期点検報告制度及び旅館・ホテル等を対象とした「適マーク制度」について、防火セイフティマーク（防火基準点検済証、防火優良認定証）や適マークの活用も含め、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対する積極的な周知・広報を行うとともに、重大な違反のある防火対象物については、早期是正を促進するほか、違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」により利用者への情報提供を促進する。 また、火災時における防火避難上の安全性の確保を図るため、保安上の危険性が高い旅館・ホテル等について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期調査の徹底や、特定行政庁による必要な改善指導・助言等の実施を推進する。	・防火対象物定期点検報告制度及び旅館・ホテル等を対象とした「適マーク制度」について、利用者である国民及び事業者である旅館・ホテル等の管理権原者に対して消防庁ホームページやリーフレット等により周知・広報を行うとともに、各種講習等で制度周知に努めている。重大な違反のある防火対象物については、アドバイザー事業、弁護士相談事業等を活用することで早期是正を促進するとともに、違反内容を公表する「違反対象物の公表制度」により利用者への情報提供を実施している。 ・定期報告については、報告の対象である旅館・ホテルのうち、直近の過去3年間（令和3年度～令和5年度）においては、約5～6割の施設において報告が行われている。建築物防災週間において特定行政庁に対して、定期調査の徹底を通知するとともに、定期報告に係る負担を軽減する観点から、定期調査・検査に係る告示を改正（R7.7.1施行）し、定期報告制度の合理化を行う。
42	31	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		ク 旅行業務に関する取引の公正の維持等	旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。 特に貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。	・旅行業法に基づく、旅行業者等へ立入検査を実施することにより、旅行の安全の確保等を図った。貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策のため、旅行業者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運行引受書の運賃の下限額及び手数料等の額を記載することを義務づけているほか、旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の適切な運用を図った。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
43	31	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		ケ テロ対策及び犯罪対策の推進	「『世界一安全な日本』創造戦略2022」（令和４年12月20日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）等に基づき、各種テロ対策及び犯罪対策を推進することにより、テロや犯罪による被害の発生を未然に防止する。	・G7広島サミットや大阪・関西万博の開催に当たり、とりわけ安全の確保に万全を期すことが求められる中、関係省庁が緊密に連携し、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」（令和４年12月20日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定）等に基づき、各種テロ対策を推進するとともに、官民一体となった総合的な犯罪対策を推進した。 ・国内の主要な国際空港においては、直行通過区域における入国警備官による組織的な巡回パトロールを行うなどして、不審者の監視等を行っているほか、不法入国等の未然防止に努めている。また、関係機関との情報共有を推進し、不法上陸等の防止に努めるとともに、クルーズ船各社への指導を強化するなど、円滑かつ厳格な審査の実施に努めた。 ・海外の空港で本邦に渡航予定の外国人に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを実施し、スクリーニング結果を航空会社に通知する仕組みにより、航空会社が出発空港において渡航者の搭乗の可否を判断することが可能となる相互事前旅客情報システム（iAPI：interactive Advance Passenger Information systemの略。）の試行的な運用を令和６年８月に開始した。 ・電子渡航認証制度（日本版ESTA）について、諸外国における実態調査や同制度の対象者等の検討を行ってきたところ、令和10年度中の制度導入を目指し、同制度の手続やシステム開発に向けた検討を更に加速させている。 ・令和５年１月18日から同月31日まで、令和６年２月１日から同月29日まで、令和７年１月16日から２月12日まで、台湾桃園国際空港においてプレクリアランスを実施し、本邦到着空港における円滑な上陸審査を実施するとともに、不法入国等を試みる外国人の航空機搭乗前の把握に努めた。
44	31	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(10) 旅行者の安全の確保等		コ 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備	訪日外国人旅行者等が我が国の良好な治安等を体感できるよう、以下のとおり、日本語を解さない外国人からの急訴・相談等に迅速・的確に対応するための体制・環境の整備を推進する。 ・警察の各種手続等において訪日外国人旅行者等に適切に対応するため、必要な通訳体制を整備する。また、多言語翻訳機能を有する装備資機材等を活用する。 ・訪日外国人旅行者等が容易に我が国の警察の制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、ウェブサイトを見直すとともに、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。 ・全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるための態勢拡充に努める。 ・大阪・関西万博等の国際的大規模イベントの開催を見据え、日本語以外での119番通報に対して迅速・的確に対応するため、消防指令センターと通訳を交えて三者で通話を行う三者間同時通訳システムが全国の消防本部において導入されるよう促進する。 ・我が国を訪れる外国人が急な病気やけがをした際など、緊急時に不安を感じないよう、救急車の利用方法やすぐに119番通報すべき重大な病気やけがで救急車を利用する際のポイント等を掲載した「救急車利用ガイド」の活用を推進する。 ・救急隊が外国人傷病者を対応する際、円滑なコミュニケーションと救急活動ができるよう、全国の消防本部に対し、多言語音声翻訳システム「救急ボイストラ」等の導入を促進する。	・語学研修等による警察職員の語学能力の維持・向上と民間通訳人の委嘱拡大による通訳人確保に努めているほか、警察職員に対して多言語翻訳機能を有する装備資機材を有効活用するための訓練の継続的な実施に努めている。 ・警察庁ウェブサイト（英語版）に掲載するコンテンツの拡充を図っているほか、防犯・防災や交通安全に関する情報を訪日外国人旅行者等が容易に入手できるよう、「やさしい日本語」の使用を含む多言語対応を図り、効果的な情報提供に努めている。 ・日本語を解さない外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うとともに、これらの対応能力の更なる強化を図るため、実践的な訓練を継続的に実施している。 ・「訪日外国人のための救急車利用ガイド」については、消防庁ホームページに掲載し、消防本部等も通じて周知を図っている。 ・外国人のいる救急現場での活動等を支援する多言語音声翻訳システム「救急ボイストラ」については、引き続き、全国の消防本部への導入を推進している。 ・三者間同時通訳システムの導入に要する経費について、平成29年度から地方交付税措置が講じられており、多くの消防本部において、外国人から119番通報を受けた際に、電話通訳センターを介した三者間同時通訳を実施している。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
45	32	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(11) 東日本大震災からの観光復興			東日本大震災の発災から12年を経て、地震・津波被災地域では、住まいやまちづくり、交通インフラ等の整備がおおむね完了するとともに、原子力災害被災地域においても避難指示解除が進む中、被災地は、国内外からより多くの観光旅行者を受け入れることができる段階に入った。東北の観光振興については、東北6県の外国人延べ宿泊者数を令和2年に150万人泊とする政府目標を1年前倒しの令和元年に上回ることができたが、福島県においては、震災前と比べた外国人延べ宿泊者数の伸び率が、原子力災害による風評の影響等により、東北全体の水準に達しておらず、全国的なインバウンド増加の効果を十分享受できていなかったと考えられる。そのため、福島県の観光復興に向けて、福島の復興の姿に触れるホープツーリズムや、福島浜通り地域等ならではの観光コンテンツの創出に向けて令和4年5月末に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を福島県ととりまとめ、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ・サイクル」等の各テーマにおける国・福島県・市町村等を交えた取組の具体化を進めている。また、新たな魅力創出に向けた映像・芸術文化に関するコンテンツ強化を支援する。さらに、その受入環境の整備のほか、海外の旅行会社への商品造成の働きかけや海外の旅行博への出展、インフルエンサーの招請といったプロモーションの強化等を支援する。 加えて、政府は、令和3年4月に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を決定し、2年程度後にALPS処理水を海洋放出することとしており、その風評への対策として、国内外に対し、科学的根拠に基づく正確な情報発信を行うとともに、国際原子力機関（IAEA）によるレビューやモニタリングの実施など安全性の確保を徹底する。また、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光旅行者の定着を図るために行う、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際環境認証の取得に向けた取組等を支援する。 さらに、東日本大震災の記憶と教訓を後世に残すとともに、防災学習・防災研修の機会を提供する観点や被災地の復興を世界にアピールする観点から、三陸沿岸を含み青森県から福島県をつなぐ1,025kmの「みちのく潮風トレイル」も活用しつつ、各地の震災遺構や伝承館等を含む広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、情報発信の強化等に取り組む。 関係省庁及び地方公共団体の連携を強化し、風評対策を講じつつ、こうした取組を通じて、被災地の観光復興を加速化していく。	・アクションプランに基づき、浜通り地域等15市町村の横連携による広域コンテンツの創出等を目的とした広域マーケティング事業への支援を実施し、広域での交流人口拡大のためのデータ収集・分析、広域の地域資源の磨き上げ・ブランディング支援などを進めている。また、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げを行う「誘客コンテンツ開発事業」では民間事業者等への支援を11者に対して行った。このほか、民間事業者の各種データ活用のノウハウ不足を解消するために、交流人口基盤整備事業を実施した。加えて、来訪者を主な対象として、浜通り地域等15市町村の対象店舗においてQRコード決済を活用して地元産品等の購入・消費をした場合に、一定のポイント還元を行うキャンペーンを令和3年度から実施している。 ・原子力被災地域において、芸術家による滞在制作の支援及び学生による創作活動の支援、アートを活用した関係人口創出の取組に係る支援等を実施した。 ・被災地の観光振興に向けた取組については、福島県への国内外からの観光誘客を促進するため、従来からの教育旅行素材とホープツーリズムを連結させたモニターツアーの実施等やインフルエンサーを活用した情報発信等の福島県における取組を支援した。令和7年度においては、外国人延べ宿泊者数の伸び率について未だ課題が残る事から、海外の旅行会社等を対象としたモニターツアーを通じたホープツーリズムのコンテンツの磨き上げや海外のインフルエンサーを活用した情報発信等の福島県における取組を支援した。 ・令和6年8月30日に、第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第7回ALPS処理水関係閣僚等会議（合同開催）を開催し、「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはなく、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを確認した。 ・ALPS処理水の海洋放出は、令和5年度中に4回、令和6年度中に7回の放出が完了し、令和7年度は7回の放出を予定している。これまでのモニタリングの結果や国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の評価から、海洋放出が安全であることが確認されている。 ・こうしたモニタリングの結果等については、一目でわかるマーク形式でモニタリングの結果を表示するウェブサイトや、関係機関による測定結果をまとめたウェブサイト等により、国内外に対して、透明性高く、わかりやすい情報発信を継続している。 ・加えて、政府は基本方針決定以降、農林漁業者、観光業者、加工・流通・小売事業者、自治体職員等幅広い対象に、処理水の安全性や基本方針決定の背景、支援策についての説明会や意見交換を1,900回以上実施するとともに令和6年度は、IAEAの包括報告書の内容やモニタリング結果等について、WEB広告や新聞広告を活用した発信を実施した。 ・また、海洋放出開始以降、IAEAによるALPS処理水に係る安全性レビューミッションが4回（令和5年10月、令和6年4月、同年12月及び令和7年5月）実施されており、放出開始後1回目から3回目のレビューミッションの報告書（令和6年1月、同年7月および令和7年3月に公表）では、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないかなる点も確認されなかったと結論づけられている。政府は、引き続き、IAEAのレビューやモニタリングを通じて国際的な安全基準に従った対策を講じ続け、安全確保に万全を期していく。 ・ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、令和4年度より岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の地方公共団体等において、海の魅力を高めるブルーツーリズム推進の取組を支援。令和6年度は採択数16件に対して総合的に支援した。令和7年度においては、14件採択し、昨年同様に海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際環境認証の取得に向けた取組等を支援した。 ・また、みちのく潮風トレイルを活用した長期滞在型ツアーの造成・販売等を支援しており、海外旅行博への出展や震災遺構を含むツアー全体のPR素材制作を実施した。令和7年度においては、外国人旅行者の地方における長期滞在をより一層促進するため、コンテンツの磨き上げや情報発信のための素材やツールの作成に取り組んだ。 ・令和5年3月に東日本大震災の教訓から災害への学びと備えを知っていただくよう、復興庁において伝承施設のガイドブックを制作・公表。伝承施設の案内や、「みちのく潮風トレイル」を歩き伝承施設を訪問するモデルコース等を紹介している。令和7年3月に当該ガイドブックの改訂版と英語版を制作・公表するとともに、改訂版を抜粋した小冊子を市販の旅行雑誌の特別付録として綴じ込み・発刊した。 ・震災伝承をより効果的・効率的に行うために国土交通省・復興庁・被災4県1市で連携して、東日本大震災の実情や教訓の理解を促進できる伝承館や遺構、追悼・祈念施設等を「震災伝承施設」として登録・ネットワーク化する「3.11伝承ロード」を推進している。 ・官民一体で「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」を設立し、震災伝承施設を実際に訪問することで学べる防災・減災プログラムの構築・東北への誘致等の取組を展開している。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
46	33	1. 持続可能な観光地域づくり戦略	(12) 観光に関する統計等の整備・利活用の推進			各種観光統計について、観光旅行者の地域への誘客状況をより正確に把握するための結果の安定性や精度向上について検討するほか、地方公共団体や観光関連産業等に具体的・実践的な分析・活用方法を示すこと等により、施策立案等への活用を推進する。 また、観光に関するGIS（Geographic Information System：地理情報システム）データを整備して地方公共団体や観光関連産業等にオープンデータとして提供し、地域観光資源への誘客や周遊ルート作成等への活用を推進する。 さらに、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握できる訪日外国人流動データ（FF-Data）の整備、携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動分析の検討を行い、戦略的なプロモーション施策の基礎データとしての活用を促進する。	・観光旅行者の地域への誘客状況をより正確に把握するための結果の安定性や精度向上について検討を行い、また、オープンデータ化による調査票情報（個票データ）の提供を開始するとともに地方公共団体や観光関連産業等に具体的・実践的な分析・活用方法を示すこと等により、施策立案等への活用を推進した。 ・地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。他にも、観光政策やイベント等の効果検証等に有用な人流データの地方公共団体による利活用を促進するため、ユースケースの創出の他、利活用のハードルを下げる取組として利活用の手引き及び事例集の作成等を行っている。 ・携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動の分析手法を検討するとともに、訪日外国人流動データ（FF-Data）を公表した。
47	34	2. インバウンド回復戦略	(1) インバウンドの回復に向けた集中的取組			令和7年に向けてインバウンドの本格的な回復を図るため、全国津々浦々で観光回復の起爆剤となる取組を集中的に展開する。 文化、自然、食、スポーツ等の多岐にわたる分野を対象とし、伝統芸能等の特別な体験や期間限定の取組の創出、国際的なイベントを契機とした誘客の促進、自然を活用した体験コンテンツの高付加価値化等を支援するとともに、海外における日本への誘客イベント（食・日本文化等に関する海外公演を含む。）の開催や、戦略的な訪日プロモーションを推進することにより、インバウンド誘客の促進を図る。	・令和5年に、全国津々浦々で観光回復の起爆剤となるような取組として、特別な体験や期間限定の取組の創出、イベントをフックとした誘客の促進、体験コンテンツの高付加価値化等を支援する観光再始動事業を実施。 ・令和6年に、地方における体験コンテンツ等の消費を一層拡大・質の向上を図り、極めて付加価値が高く、地域の目玉となる様々な資源を集約したコンテンツの創出を促進するため、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業を実施。 ・いずれの事業においても、海外での訪日観光促進イベントの開催等を通じて、全国各地での取組について情報発信を行った。
48	34	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	①アドベンチャーツーリズムの推進		自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムやアウトドアアクティビティを推進し、国内外の観光旅行者の消費額拡大や満足度向上、安心・安全で楽しめる旅行環境の整備を図る。特に、アドベンチャートラベルワールドサミット2023の北海道開催を契機に、世界の観光旅行者の来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大につなげる。	・自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムの推進のため、コンテンツの磨き上げやガイドの確保・育成等、アドベンチャーツーリズム関連の取組を支援した。また、令和5年9月に北海道において開催された、世界最大の商談会・イベントであるATWS2023を支援し、世界64の国と地域から参加したバイヤーやメディア等773人に対し、豊富な地域資源を有する我が国の魅力を発信した。その結果、80のバイヤーによる、令和6年から令和8年の日本での新たな旅行支出は3年間で合計約7,720万ドルに昇ると試算された。
49	34	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	ア 日本博2.0の推進	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大会後のレガシーを引き継ぎつつ、大阪・関西万博を見据え、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行う。日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術振興をより一層充実させる。これらを通じて、食文化等の生活文化等を含めた日本文化の魅力について、デジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信する。	・2025年大阪・関西万博に向けて、最高峰の文化資源を更に磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを行い、国内外に日本文化の魅力を発信した。 【実績】 ■令和5年度：委託型37事業、補助型11事業 ■令和6年度：委託型62事業、補助型16事業 ■令和7年度：委託型67事業、補助型15事業、実施予定。 このほか、参画型として延べ1,672事業を認証。（令和7年3月時点） 【プロモーション】 ・観光庁、JNTOとの連携による海外発信およびSNSやウェブサイトによる発信など。
50	34	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	イ アートの国際拠点化	我が国に所在するアートを可視化するために設置した国立アートリサーチセンター等を活用し世界のアートカレンダーに認知される国際アートイベント（世界的なアートフェア等）の国内開催等、世界から人を惹きつけるグローバル拠点の形成に向けた取組を推進する。これらの取組を通じて、令和7年度までに、我が国のアートの国際的な拠点としての地位の確立を図る。	・我が国の現代アートシーンを国内外に可視化・発信し、世界的な知名度と評価向上に寄与する国際アートイベント「アートウィーク東京」を年に一度開催。 【実績】 ■令和5年度：11月2日～5日（4.3万人参加） ■令和6年度：11月7日～10日（5.0万人参加） ■令和7年度：11月5日～9日実施予定。 このほか、我が国のアートの国際拠点化を推進する取組を支援。 【実績】 ■令和5年度：1件 ■令和6年度：5件 ■令和7年度：5件
51	34	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	ウ 国際的な芸術祭の活用	全国各地で開催される国際的な芸術祭は、大きな集客効果や経済効果を見込むことができ、各地の魅力づくりにもつながるものである。このため、創造的な内容の企画や優れた芸術家の世界の多様な地域からの参加等を得るための取組を継続する。	・文化芸術団体が国内外で実施する舞台芸術の公演活動を支援することを通じて、我が国の文化芸術団体の芸術水準の向上と国際発信力の強化を図り、我が国の国際的なプレゼンスの向上に寄与している。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
52	35	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	エ 舞台芸術の振興、情報発信等	歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。	・日本芸術文化振興会が運営する各劇場において、各種伝統芸能が古典伝承のままの姿で正しく維持・保存されるように努めるとともに、青少年や社会人等が低廉な価格で伝統芸能の魅力に触れることができるよう、歌舞伎、文楽、能楽及び組踊を中心に鑑賞教室を実施したり、地方における歌舞伎鑑賞機会の充実にも努めている。また、新国立劇場では、主催公演として国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、舞踊（バレエ、現代舞踊）、演劇等を自主制作により上演し、各年代、各層にわたる数多くの人々が広く現代舞台芸術に親しむ機会を提供しているほか、次代の観客を育てることを目的とし、低廉な料金で青少年のための公演を実施している。 ・劇場・音楽堂等機能強化推進事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発、劇場・音楽堂等間のネットワーク構築を支援している。（令和6年度支援件数：143件） ・我が国の文化芸術団体が行う優れた公演創造活動を支援し、舞台芸術の水準向上を図る（令和6年度支援件数：186件）
53	35	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	オ メディア芸術の振興	マンガ、アニメーション、映画、メディアアート等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。また、観光旅行者の訪問がアニメーション作品の舞台となった地域の活性化にもつながるなどの好循環も生まれている。このため、我が国の優れたメディア芸術を国内外へ発信するとともに、メディア芸術を担う人材の育成を推進する。	・「国際共同製作映画等を通じた魅力ある日本文化・芸術の発信事業」では、国際共同製作映画のロケ地等のプロモーションとしてフィリピンにおいて日本映画を4本上映するとともに、上映作品のロケーションや各地の物産等を紹介した。 ・マンガ、アニメーション、メディアアート等のメディア芸術分野における優れた若手クリエイターを対象とした、専門家によるアドバイス、技術支援、発表機会の提供等の支援プログラムを実施した。（令和6年度支援件数：40件） ・全国の関係機関がネットワークを構築し、アーカイブ資料所在情報の一元的な把握・発信、マンガ原画等の一時保管、相談窓口設置、人材育成、調査研究等の機能を分担して担う取り組みを実施するとともに約30自治体等によるマンガやアニメ等の保存・活用に取り組む自治体の連携会議を2回実施した。 ・アニメーション等人材育成事業として、就業者を対象とした技術向上教育プログラム（令和6年度参加実績：延べ770人）やアニメーション業界志願者を対象とした基礎教育プログラムを実施した。（令和6年度参加実績：計105人）
54	35	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	カ ロケツーリズムの推進	映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可円滑化、インセンティブ付与等を図るとともに、観光促進のためのコンテンツを「聖地巡礼」の促進に活用するなど、ロケツーリズムの推進に官民一体となって取り組む。	・令和5年度に開催した「ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会」でのとりまとめを受け、国内外の映像作品の更なるロケ撮影に係る環境改善に向けて、「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（令和2年8月）を改定した。 ・令和4年度補正予算から、海外映像制作者等による日本でのロケ撮影に係る制作費用を補助する事業を実施。（令和4年度補正予算における採択実績は1件。令和5年度補正予算における採択実績は9件。） ・ロケ地を活用したコンテンツ造成を支援するとともに、ロケツーリズムを推進する民間事業を後援等により支援した。
55	35	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	キ 地域の伝統芸能等の支援	無形の文化財を活用した観光による地域活性化も重要であるとの認識の下、能楽や歌舞伎等の伝統芸能や、地域の伝統行事、民俗芸能等の保存・活用を支援する。	・令和6年度は地域文化遺産・地域計画等は103件、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業は187件の支援を実施した。
56	35	2. インバウンド回復戦略	(2) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	②アート・文化芸術コンテンツの整備	ク 地域の文化芸術の振興	地方公共団体が地域住民や地域の芸術団体、産学官とともに実施する地域の文化芸術資源を活用した取組を支援し、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させる。また、文化庁の移転を契機に、文化行政と観光等の連携の強化を図る。	・地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組の支援として、文化芸術創造拠点形成事業により、令和7年度は40件（一般枠34件、小規模・スタートアップ枠6件）の支援を実施している。 ・地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業の積極的な支援として、文化資源活用推進事業により、令和7年度は3件の支援を実施している。 ・文化観光施策について、文化庁長官のリーダーシップの下で総合的かつ効果的に推進するため、文化観光推進本部を設置し、文化財を活用した文化観光による地方創生パッケージをとりまとめた。 ・本パッケージに基づき、文化財を高付加価値化する事業（全国各地の魅力的な文化財活用推進事業等）の創設及び文化財の活用に関する民間人材の文化庁への配置による全国各地への伴走支援の強化並びに文化観光に関するセミナーの開催による自治体や文化財所有者の意識改革等を一体的に推進している。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
57	35	2. インバ ウンド回復 戦略	（2）消 費拡大に 効果の高い コンテンツの 整備	②アート・ 文化芸術コ ンテンツの 整備	ケ 芸術の 観光への活 用を推進す る人材の育 成	文化を担う芸術家を、将来を見据えて育成するとともに、芸術を観光等に活用するプロデューサーやアートマネジメント人材の育成に取り組む。	・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業を通じて、国際的な活躍が期待される次代を担う若手クリエイターやアーティスト等の育成を行っている（令和6～8年度支援件数42件） ・映画分野においては、「若手映画作家等の育成事業」で若手映画作家に対し、ワークショップや映画製作を通じた技術・知識の習得機会等の提供、プロデューサーと連携した企画・脚本開発のサポートを実施し15人育成したほか、大学生等を対象に映画制作の現場において各過程を担う専門性の高い若手映画スタッフを40人育成した。 ・文化芸術団体が行う、新進芸術家等に対する舞台公演・展覧会等の実践機会や研修機会を提供する活動を支援することを通じて、次世代を担い、創造性豊かな新進芸術家、制作スタッフ及び舞台スタッフといった文化芸術に関わる専門家等を育成している（令和6年度支援件数：63件） ・マンガ、アニメーション、メディアアート等の優れた若手クリエイターの創造活動に対する支援及び発表機会に対する支援（令和6年度支援件数：40件）を実施したほか、アニメーション人材の育成に特化した事業を通じ、OJT型の育成プログラム（令和6年度実績：24名）、就業者を対象に技術向上を目的とした講座（令和6年度参加実績：延べ770名）、高校生・大学生等のアニメーター志願者を対象としたワークショップ（令和6年度参加実績：105名）を行い、次代を担う人材の育成を推進した。
58	36	2. インバ ウンド回復 戦略	（2）消 費拡大に 効果の高い コンテンツの 整備	③地域の 食材を活 用したコン テンツの整備	ア ガストロ ノミーツー リズムの推 進	各地の多様な食文化やそのストーリーの魅力に触れるガストロノミーツーリズムを推進し、宿泊業の付加価値の向上、地域経済の活性化を図るため、地域の食材の積極活用等による食の価値向上に取り組む地域に対し、食の専門家による助言指導、地産地消のためのメニュー・コンテンツ造成等の支援を行う。	・「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」にて調査事業と補助事業をそれぞれ実施(調査事業はR 7で3年度目)。調査事業では6 地域程度を採択し、食の専門家による伴走支援を行い、地域に裨益が出る優良事例の創出を行う。補助事業では2 地域程度を採択し、施設整備やコンテンツ造成、販売経路形成等の支援を行う。 ・宿泊業等の付加価値向上のため、「地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業」において、食の付加価値向上に取り組む3 地域に対して、食の専門家による助言指導、地産地消のためのメニュー・コンテンツ造成等の実証を実施するとともに、付加価値向上を実現する取組を行う宿泊施設の事例調査を行い、得られた実証結果と調査結果等をとりまとめ、令和6年3月に公表した。（令和5年度） ・特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成を支援し、食文化の魅力発信等を推進した。
59	36	2. インバ ウンド回復 戦略	（2）消 費拡大に 効果の高い コンテンツの 整備	③地域の 食材を活 用したコン テンツの整備	イ 酒蔵 ツーリズム の推進	酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地域活性化やクールジャパンとして新たな価値を創出している。また、日本産酒類は国際的な評価の高まりとともに輸出額が増加傾向にあり、インバウンド需要開拓の重要なコンテンツである。 このため、酒蔵自体が観光化の取組を行うことによる観光旅行者の受入整備や消費拡大につながる取組等を支援し、酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内の酒蔵（ワイナリー、ブルワリー等を含む。）や観光資源等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進する。	・日本産酒類海外展開支援事業及び酒類業振興支援事業により、酒類事業者による酒蔵の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプラン策定の取組等を支援した。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
60	36	2. インバ ウンド回復 戦略	（2）消 費拡大に 効果の高い コンテンツの 整備	④魅力ある 公的施設 の公開・開 放		我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放を行い、日本の「粋」が尽くされた日本ならではの空間を世界に発信する。具体的には、赤坂や京都の迎賓館について、接遇等に支障のない範囲で、通年での一般公開を実施するとともに、更なる魅力向上のため、夜間の公開等の特別企画を計画的に実施する。また、ユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施し、観光の呼び水とする。 さらに、皇居をはじめとする皇室関連施設の積極的な公開を引き続き行うとともに、三の丸尚蔵館について、整備・建替えや美術品等の地方展開（令和7年度までの間、毎年4館各40作品規模の展覧会を実施。）を進める。皇居東御苑について、大手休憩所（仮称）を三の丸尚蔵館の全館開館時期（令和8年度予定）に合わせて整備し、同館来館者を含む皇居東御苑来訪者全体のアメニティ向上等を図る。	・赤坂や京都の迎賓館において、接遇等に支障のない範囲で通年での一般公開を実施している（令和6年度の一般公開実績：赤坂254日、京都277日）。また、夜間公開等の特別企画も計画的に実施しているほか、赤坂ではユニークベニューとしての活用を図る「特別開館」を実施している（令和6年度は4回の特別開館を実施）。 ・皇室関連施設について、以下のとおり積極的な公開を行っている。 ①皇居：1回当たりの定員を500人とし、土曜日の参観、事前予約及び当日予約、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施。また、宮内庁ウェブサイトの皇居イラストマップ（日本語版、英語版）及び6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用を行った。皇居乾通り一般公開については春季・秋季とも9日間実施。令和7年度も引き続き、これらの取組を実施。 ②皇居東御苑：富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施。また、宮内庁ウェブサイトに皇居イラストマップ（日本語版、英語版）を掲載したほか、英語での対応が可能な職員の配置や6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリの周知・活用、無料Wi-Fiスポットの掲出更新を行い、訪日外国人旅行者等の利便性向上を図った。令和7年度も引き続き、これらの取組を実施。 ③京都御所：通年で参観者制限のない一般公開を実施。訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施し、英語及び中国語ガイド案内を行った。また、京都御所清涼殿襖絵の復元模写（2030年度までの計画）を行い、完成後に逐次公開した。令和7年度も京都御所において、引き続きこれらの取組を実施。 ④京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮：通年で参観を実施し、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施。桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を10月に実施。令和7年度も引き続きこれらの取組を実施。また、令和5年11月に桂離宮御殿ほか整備工事、令和7年3月に修学院離宮窮邃亭ほか整備工事を終えて公開しており、令和7年度については、京都仙洞御所醒花亭ほか整備工事（令和8年2月完了予定）を実施予定。 皇居三の丸尚蔵館は令和5年に新施設（Ⅰ期棟）の整備を完了し、供用を開始した。引き続き、展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を進めている。 大手休憩所（仮称）の整備は、令和6年度より工事を開始するとともに、情報展示の撮影に着手した。 ・皇居三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、全国4か所で展覧会を実施するなど、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の充実を図るとともに、令和5年11月3日に開館した新施設（Ⅰ期棟）において夜間開館を新たに行うなど取組を充実させた。また、展示面積の拡充等を図るため、館の整備・建替（Ⅱ期工事）を引き続き進めた。 ・美術品等の地方展開に取り組んでおり、地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業により、令和7年度は23件の支援を実施している。
61	36	2. インバ ウンド回復 戦略	（2）消 費拡大に 効果の高い コンテンツの 整備	⑤外国人 旅行者向 け消費税 免税店の 拡大等によ るショッピ ングツーリ ズムの推進		土産品等のショッピングは、日本各地の魅力を訪日客に伝え、消費拡大に直結する観光資源であり、官民が連携して行う外国人旅行者向け消費税免税制度の利用促進等により、ショッピングツーリズムを推進する。地方部の免税店数を速やかに2万店以上の水準に回復させることを目指し、地域の商店街や物産店等における同制度の活用を促進するほか、免税品の海外への直送制度や、免税販売を行うことができる機能を有する自動販売機の普及促進、免税販売手続におけるVisit Japan Webの活用による利便性向上等の取組を進める。	・訪日外国人旅行者の消費額増加を後押しする消費税免税店の拡大を促進するため、関係省庁や業界団体と連携した説明会の開催及び、関係省庁のウェブサイトや業界団体を通じて事業者等への必要な情報の周知広報などに取り組み、全国の消費税免税店数は令和6年9月末時点で地方部での免税店数は目標値の2万店を越え23,136店、三大都市圏を加えると全61,392店と過去最大となった。 また、免税品の海外への直送制度をウェブサイトで周知するとともに、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機について新規に3件の指定を行った。 さらに、Visit Japan Webの免税購入機能について、観光庁所管の免税店サイトに掲載することで利用促進を実施。 ・小売関連の業界団体への制度改正周知を実施。 ・中小企業庁が作成する「中小企業税制パンフレット」に外国人旅行者向け免税制度を掲載。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
62	37	2. インバウンド回復戦略	（2）消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	⑥大都市観光の推進		大都市の観光は国際的に大きく注目されており、我が国の観光においても観光の拠点として重要で、底上げを図ることが必要である。このため、例えば、大都市ならではの観光資源の更なる活用、訪日外国人旅行者の受入環境の充実、積極的なプロモーション等の取組を促進する。 また、国民公園については、旧皇室苑地としての歴史的・文化的な価値も踏まえながら、一層の魅力向上に取り組む。具体的には、来園者の利便性・安全性の確保や情報発信等の取組とともに、新宿御苑において旧大木戸御殿の復元的整備を行う等、我が国の歴史や伝統、緑や庭園を手軽に楽しむことのできる場としての整備を推進する。	・コンテンツ造成支援や民間事業を後援等により支援することにより大都市観光の促進を行った。 ・「地域における受入環境整備促進事業」や「インバウンド受入環境整備高度化事業」等により、観光地等の面的な受入環境整備を支援した。 ・JNTOは、欧米豪・中東地域の高付加価値旅行を取り扱う旅行会社を日本へ招請し、全国の観光地の視察・体験と国内の観光関連事業者との商談を行う「Japan Luxury Showcase 2025」（ジャパン・ラグジュアリー・ショーケース2025）を開催した。その中で実施した招請事業で、大都市を含むプロモーションを行った。 ・国民公園では、旧皇室苑地としての歴史的・文化的価値を踏まえつつ、各公園の特徴を活かした魅力向上に取り組んだ。 ・新宿御苑においては、訪日外国人旅行者を始めとする来園者のビジネスユース需要に対応するため、令和6年度にコワーキングスペースの運営を開始した。また、令和6年度に日本館御殿整備予定地の庭園の修繕、令和7年度より日本館御殿の復元的整備に着手し、唯一無二の特別な体験を提供する受入環境の整備を実施しているところであり、我が国の文化・自然体験に関する受入機能を大都市部において果たしている。 ・皇居外苑（北の丸公園）においては、令和5年度に開催した利用の在り方に関する有識者検討会の報告を踏まえ、利用のニーズと条件に係る検討を行うための実証試験を開始するとともに、令和7年度からは、同公園の自然と江戸城址の雰囲気を残す歴史的資源の魅力を訪日外国人旅行者を含む来園者に発信するための拠点整備に着手したところ。 ・京都御苑では、同公園の歴史と自然に関する資料をデジタルデータとして記録・蓄積し、デジタルコンテンツとして広く公開する京都御苑アーカイブを整備し、京都御苑の新たな魅力の発信を進めている。 また、上記に加え、各公園で老朽化施設の改修や適正な樹木管理等を行い、来園者の安全性の確保に努めた。
63	38	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	①国立公園の魅力向上とブランド化		我が国の国立公園において、保護と利用の好循環を通じて、優れた自然を守り、地域活性化を図るため、関係省庁や関係地方公共団体の連携の下、国立公園満喫プロジェクトを推進する。令和7年までにコロナの影響前の訪日外国人旅行者数及び国内利用者数の復活と滞在時間の延長を目指し、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図る。また、令和3年に改正された自然公園法（昭和32年法律第161号）も活用し、これまで8つの国立公園を中心に進めてきた取組を全35国立公園等にも展開し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献する。 さらに、上質な宿泊施設の誘致等による多様な宿泊体験の提供や、廃屋撤去及び跡地活用等による利用拠点の再生・上質化、公共施設の民間開放等の官民連携の取組に加え、新たに、民間提案による宿舍事業を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力の向上に取り組むこととし、令和4年度中に新たに立ち上げた検討会での議論やサウンディング調査を踏まえ、令和6年度以降は具体地区における取組推進を目指す。加えて、山岳地域における山小屋等の高付加価値化に取り組む。 そのほか、地域の自然・文化等を深く体験するコンテンツの充実等による自然体験活動や野生生物観光の促進、サステナブルツーリズムやアドベンチャーツーリズムの推進、ワーケーション等の新たな利用の推進、質の高いガイドの育成、限定体験や利用者負担の仕組みの導入、景観を阻害する廃屋等の撤去等を含めた利用拠点の整備改善、利用拠点におけるビジターセンター等の再整備・機能充実、案内板等の多言語解説やデジタル展示の充実、公共施設における新たな民間サービスの提供、安全で快適なビューポイント・登山道等の施設整備の推進、国立公園やロングトレイルとの連携、省エネ・脱炭素・脱プラスチック等の環境配慮型の受入環境づくりの推進等を図る。また、関係省庁や日本政府観光局等が連携しながら、ウェブサイト、SNS等様々な媒体により、国立公園等の魅力を国内外に向けて発信する。	・JNTOグローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等によるサイト利用傾向等の分析結果を踏まえた海外への情報発信をするため、訪日外国人旅行者に対して訴求力の高いトピックスの特集記事や魅力的な自然体験アクティビティ等の充実、ウェブサイトの機能性の向上を促進した。また、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定に連動し、公園紹介ページの新設等、関連する情報更新を行った。 ・令和6年の訪日外国人国立公園利用者数はコロナ前の1.27倍となり、1年前倒しで目標を達成。また、令和6年の国内及び訪日外国人の国立公園内宿泊者数はコロナ前の約95%まで回復。 ・これまで8つの国立公園を中心に進めてきた取り組みを全35国立公園に展開し、国立公園のブランド化を進め、国内外の誘客に貢献。 ・民間提案による宿舍事業を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力の向上の取組として、国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業の対象として4つの国立公園（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる）を選定。基本構想の策定や、集中的に取り組む利用拠点の選定を進めてきた。 ・自然環境の維持・管理・保全を目的とした利用者負担の仕組みについて、28国立公園において導入した（令和7年5月時点で国内の国立公園は35箇所）。 ・国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業を活用し、廃屋撤去及び跡地活用等による利用拠点の再生・上質化、インバウンド受入れ環境整備等の山岳地域における山小屋等の高付加価値化を実施。 ・インバウンドもターゲットにした、地域の自然・文化等を深く体験するツアーコンテンツの造成支援を令和6年度は14地域実施し、アドベンチャーツーリズムの推進、質の高いガイドの育成、限定体験の提供に取り組んだ。 ・ロングトレイルについては、みちのく潮風トレイルの管理運営体制強化、情報発信に取組むとともに、全線開通から50周年を迎えた東海自然歩道の活性化に取り組んだ。また、釧路湿原、阿寒摩周、知床国立公園をめぐるロングトレイル「北海道東トレイル」を開通させた。 ・自然公園等事業費等を活用し、国立公園等の利用拠点におけるビジターセンター等の再整備、機能充実を図るとともに、安全で快適なビューポイント・登山道等の施設整備を実施。 ・国立公園等多言語解説等整備事業を活用し、国立公園等の案内板やビジターセンター等の各種関係コンテンツ等について、多言語解説整備を実施。 ・関係省庁や日本政府観光局等が連携しながら、ウェブサイト、SNS等様々な媒体により、国立公園等の魅力を国内外に向けて発信。 ・国立公園の脱炭素化を目指すとともに脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現するため、先行して脱炭素化に取り組む国立公園エリアを「ゼロカーボンパーク」として登録。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
64	38	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	②国際競争力の高いスノーリゾートの形成		スキー・スノーボードを中心としたスノーリゾートは、訪日外国人旅行者の地方での長期滞在や消費拡大を図る上で、鍵となるコンテンツである。スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域において、観光地域づくり法人（DMO）等を中心に関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた取組を支援する。具体的には、スキー場のリフト・ゴンドラの統廃合、新規エリアでの索道施設の増設等や、我が国らしい多様な体験コンテンツの造成による長期滞在できる環境の整備、グリーンシーズンの誘客強化等に係る取組を支援し、国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進する。 また、スキー人口が急増中の中国をはじめとしたアジア市場及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場において、旅行会社との連携を強化し誘客拡大を図るとともに、オンライン広告等を通じてスノーアクティビティ・ウィンタースポーツに関するプロモーションを戦略的に実施する。	・JNTOは、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い米国・オーストラリア及びスキー人口が急増中の中国において、スノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関するプロモーションを実施した。具体的には、中国で旅行博出展やオウンドメディアを通じた情報発信やインフルエンサー・メディア招請による地方部のスノーリゾートの取材・情報発信を行ったほか、米国のスキー関連イベント（令和6年4月）での商談やセミナー実施を通じて現地旅行会社との連携強化を図った。また、オーストラリアの一般消費者向け旅行博（同年5月）において、日本各地のスノーリゾート等と連携により情報発信を行った。 ・スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方への誘客を促進するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を支援した。具体的には、令和6年度は17地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保、情報発信等に係る取組を支援した。令和7年度は16地域に対して、スキー場インフラの整備、スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成、受入環境整備、二次交通の確保等に係る取組を支援した。
65	38	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	③歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進		関係省庁及び官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、令和7年までに300地域に拡大するとともに、取組地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開する。また、地域の核となる歴史的資源である城や社寺等における宿泊・滞在型コンテンツを軸として、周辺の城や社寺、古民家、伝統文化等の歴史的資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、インバウンドに魅力的な観光まちづくりを進める。	・令和6年度末時点で、古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組を202地域、取組地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を24地域認定した。「歴史的資源を活用した観光まちづくり事業」により地域における観光まちづくりの取組を支援した。
66	38	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	④文化観光の推進	ア 博物館・美術館等の文化施設の充実	博物館・美術館について、夜間も文化資源に触れることができるよう、夜間開館等を推進する。また、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）等を活用し、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進、文化施設や文化資源の高付加価値化の促進等に取り組むほか、文化資源の活用に係るノウハウの蓄積を図る。さらに、参加・体験型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、国内外の訪問者が言語・年齢・障害の有無に関係なく芸術鑑賞・創造活動ができる環境の構築に取り組むとともに、ICTの活用等による新たな観覧・鑑賞環境の充実も進める。 令和4年に改正された博物館法（昭和26年法律第285号）を踏まえ、地域の博物館が、地域内や国内外の博物館との連携も含め、観光やまちづくり等において中核的な役割を果たすよう、その取組を推進する。	・地域を超えた災害対応・防災等の課題に対する博物館資料の保全や新たな教育や学習、文化振興モデルを開発・実装する取組、国際ネットワークの構築による博物館の国際化に関する取組などに対し支援を行っている。 ・博物館や美術館における取組も含めて、文化芸術団体等が実施する、障害者の鑑賞・創造の機会の拡大や作品等の発表の機会の確保等に関する先導的な取組への支援や支援人材育成、障害者等と文化施設をつなぐ中間支援団体等における鑑賞サポート等の在り方についてのモデル開発、鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る研修等に取り組んでいる。 ・文化観光推進法等を活用し、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進、文化施設や文化資源の高付加価値化の促進等に取り組んでいるほか、文化資源の活用に係るノウハウの蓄積を図っている。さらに、参加・体験型プログラムをはじめとする質の高い催しの充実や適切な多言語対応・通信環境の整備等を通して、文化資源の魅力向上や国内外の来訪者の利便増進にも取り組むとともに、ICTの活用等による新たな観覧・鑑賞環境の充実にも取り組んでいる。
67	39	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	④文化観光の推進	イ 文化観光拠点等の整備	文化資源を中核とする観光拠点・地域を引き続き全国で整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財保存活用地域計画等の認定、作成支援を行う。	・文化資源を中核とする観光拠点・地域を引き続き全国で整備するため、文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、文化財保存活用地域計画等の認定、作成支援を行っている。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
68	39	2. インバ ウンド回復 戦略	（3）地 方誘客に 効果の高い コンテンツの 整備	④文化観 光の推進	ウ 文化資 源の観光 資源として の魅力の向 上	観光旅行者が我が国の「たから」である文化財の魅力を十分に感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や健全で美しい状態に回復するための美装化等への支援を行う。また、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組（Living History）を支援するとともに、訪日外国人旅行者を含め、全ての人がわかりやすい文化資源の解説作成や多言語化への支援にも取り組む。さらに、美術館・博物館等の文化施設において、夜間開館をはじめ、観光活用を促進する取組に対し支援する。加えて、歴史的資源を活用したまちづくりへの支援として、文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への活用を推進する。 このほか、文化財を活用した観光の充実を図るため、文化財の活用への支援に際して観光旅行者数を考慮するとともに、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援にも引き続き取り組む。 日本遺産については、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進する。	・「LivingHistory事業」を令和 6 年度より「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業」「全国各地の魅力的な文化財活用推進」として洗い替えを行い、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組（コンテンツ造成及び文化財建造物の改修や美観向上整備、活用環境の強化）を支援することなどにより、地域活性化や文化財の保存と活用の好循環創出を行っている。 ・訪日外国人旅行者数の増加および訪日外国人旅行者が地域に訪れた際の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、デジタル技術等を活用した文化財の多言語解説にかかるコンテンツを制作する事業に対して支援を行っている。 ・日本遺産については、優良な取組事例の創出とその横展開や、案内・解説設備等の整備、構成文化財の美装化、「総括評価・継続審査」の厳格な運用等、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための取組を行っている。
69	39	2. インバ ウンド回復 戦略	（3）地 方誘客に 効果の高い コンテンツの 整備	④文化観 光の推進	エ 文化財 の保存・継 承	我が国の歴史・文化の正しい理解や観光振興に欠かせない資源である文化財を、災害や衰退の危機から保護し確実に次世代に継承する。	・文化財の修理・防災対策に必要な予算を毎年度計上し、文化財の保存継承に努めている。また、官民連携で文化財を継承していくための取組である「文化財サポーターズ」を令和6年3月に立ち上げ、取組を進めている。
70	40	2. インバ ウンド回復 戦略	（3）地 方誘客に 効果の高い コンテンツの 整備	④文化観 光の推進	オ 世界遺 産の推薦 及び保存・ 活用	世界に誇る我が国の文化財について、引き続き世界遺産への登録に向けた推薦を行う。 また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援を行う。	・「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進するため、令和 6 年度においては 1 0 資産の事業への支援を行った。
71	40	2. インバ ウンド回復 戦略	（3）地 方誘客に 効果の高い コンテンツの 整備	④文化観 光の推進	カ アイヌ文 化の魅力の 発信	アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌ語やアイヌの人々において継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸等のアイヌ文化の魅力について、大阪・関西万博の開催といった好機を捉えて効果的な発信を行う。 具体的には、ウポポイ（民族共生象徴空間）において、年間来場者数100万人を目指し、多彩なアイヌ文化体験プログラムや国立アイヌ民族博物館における魅力的な特別展等の開催をはじめとするコンテンツの充実、誘客促進に向けた広報活動等に取り組む。	・大阪・関西万博において、アイヌの伝統的な舞踊を披露するイベントを 5 /17に、関連する工芸品等の展示を 6 /10～12にそれぞれ実施した。 ・ウポポイ（民族共生象徴空間）については、「ウポポイ誘客促進戦略」に基づき、博物館における展示改善やガイドツアーの実施、人気マンガとのコラボ、体験型コンテンツの改善・新設のほか、広報活動として香港ブックフェアにおけるPR等に取り組んだ。
72	40	2. インバ ウンド回復 戦略	（3）地 方誘客に 効果の高い コンテンツの 整備	④文化観 光の推進	キ ナショナ ル・トラスト 運動等の 民間取組 の推進	国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト運動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。 さらに、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進のため、関連する情報の発信や、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号）の運用を図る。 加えて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進する。	・自然環境に係るナショナル・トラスト活動については、「ナショナル・トラストの手引き」による周知のほか、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 85 号）」の運用を進め、令和 7 年 3 月時点で、沖縄県竹富町と新潟県妙高市において入域料の収受等の取組が実施されている。 ・文化財保存活用支援団体の育成を目的として、地方公共団体や民間団体等を対象にした研修会を実施した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
73	40	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑤スポーツツーリズムの推進		スポーツの参加や観戦を目的とした地域の訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進を通じ、国内旅行需要の喚起や、ゴルフ、スキー、トレッキング、武道等のスポーツへの志向性の高い訪日外国人旅行者の訪日促進を図る。このため、継続的な合宿・キャンプの誘致やスポーツ施設の整備に加え、各地域の自然資源を活用したアウトドアスポーツ、遊び感覚のアクティビティとして広がりを見せるアーバンスポーツ、訪日外国人旅行者ニーズの高い日本発祥の武道等を活用したコンテンツの開発に取り組む。 また、スポーツによるまちづくりを推進する地域スポーツコミッションの質の向上を支援するほか、地域の魅力を体験できるスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムの情報を、日本政府観光局を通じて海外へ発信する。 さらに、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携し、スポーツと文化芸術が融合した体験型観光等の推進を図るとともに、令和8年の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）や第5回アジアパラ競技大会、令和9年のワールドマスターズゲームズ2027関西をはじめとした大規模な国際スポーツ大会の円滑な実施や大会を通じたインバウンド需要の回復に資する支援に取り組む。	・JNTOのウェブサイトにおいて、アドベンチャートラベル、サイクリング、ハイキング・トレッキング、ゴルフを中心に特設ページへのコンテンツ拡充を行った。また、アドベンチャートラベルについては、サイト誘引を目的とした動画広告と記事広告を実施した。さらに、ゴルフについては令和5年11月から12月にかけて欧米豪からゴルフツーリズムを取り扱う旅行会社を招請し、7社7人が参加した。 ・スタジアム・アリーナ施設等を活用したスポーツツーリズムのコンテンツ造成を支援した。 ・スポーツツーリズムの推進に向けて、スポーツと自然や文化・芸術等の地域資源を組み合わせた、訪日旅行者等のニーズを捉えた高付加価値な武道等のスポーツツーリズムコンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援する事業を実施するとともに、SNS等の活用や国内外の旅行博への出展等を通じた体験機会の提供等によるスポーツツーリズムのムーブメント拡大に向けたプロモーションを実施した。 ・スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによるまちづくりを推進する担い手となる地域スポーツコミッションの質的な向上（経営の安定化や運営を担う人材の育成・確保）に向けて、経営の多角化に資する新事業の展開への支援やセミナーの実施等による人材育成サポート、人材確保に向けたマッチングの実証等を実施した。 さらに、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携して、各地域のスポーツと文化・芸術資源を観光に結び付ける「スポーツ文化ツーリズム」を推進するため、スポーツ文化ツーリズムアワードとして優秀な取組を選定し、表彰を実施した。また、令和7年2月に「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」を改定した。 ・大規模な国際スポーツ大会の円滑な実施に向け、大会組織委員会等への協力を行うとともに、国際競技大会の運営を担う人材の育成等を支援するため、大会開催にあたってのガバナンス構築に関する動画教材の作成等を実施した。
74	41	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑥農泊の推進	ア 滞在型農山漁村の確立・形成	農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援、優良地域の国内外へのプロモーションの強化、子どもの農林漁業体験等に関係省庁が連携して取り組む。農林漁業者と観光事業者等の関係者の連携の推進を通じて、農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7年度までに700万人泊とすることにより、農山漁村の活性化と所得向上を目指す。	・農泊に取り組む意欲ある地域に対して、農泊の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備など、ソフトとハードの取組を一体的に支援するとともに、民間事業者に対して、農泊の魅力を国内外の消費者に発信するためのプロモーション、農泊地域等の経営協力向上のための経営セミナーの開催等を支援した。また、子どもの農林漁業体験等について、関係省庁と連携し、優良事例の横展開を図るほか、体験を受け入れる体制の整備を支援。こういった取組により、令和5年度の農泊地域での年間延べ宿泊者数は794万人泊となり、目標を達成した。
75	41	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑥農泊の推進	イ 農山漁村の地域資源の活用支援	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定、農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせた「農山漁村発イノベーション」等の取組を推進し、新たな観光コンテンツの造成を含むモデル事例を令和7年度までに300事例創出する。 また、農山漁村でのジビエ利用や世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産への認定を、観光振興にも活用する。 さらに、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約30地区選定し、全国へ発信する取組「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図る。	・農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「地域資源活用価値創出」（旧農山漁村発イノベーション）の取組を支援することにより、新たな観光コンテンツの造成を含むモデル事例は、令和6年9月時点で244事例創出された。 ・農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、処理加工現場でのOJT、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発等を支援した。また、ジビエを新たに地域資源として有効活用する観点から、捕獲鳥獣の搬入体制の強化やジビエを主な原料とした加工品として製造する設備の導入を支援した。さらに、ジビエ料理・商品を活用したモデルコースの造成に官民が連携して取り組んだ。 ・農業遺産や世界かんがい施設遺産の魅力を伝えるリーフレットやPR動画を作成した。また、農業遺産地域を巡る旅行者向けFAMツアーを実施した。さらに、世界かんがい施設遺産の研修会を開催し、地域活性化の取組事例等を周知した。加えて、農業遺産シンポジウム及びフェアを開催し、観光振興の取組事例や魅力を発信した。 ・自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を毎年約30地区選定し、全国へ発信する取組「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」により、農山漁村の地域住民の意欲・機運の向上を図った。
76	41	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	ア 地域に根差した観光資源の磨き上げの推進	訪日外国人旅行者の地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を支援する。	・令和6年度に、地域観光新発見事業において、地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツ造成等の支援を実施した。 ・令和7年度に、地域観光魅力向上事業において、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツ造成等の支援を実施する。また、インバウンドをターゲットにし、地域の観光資源を活用した、より高単価な特別体験商品のコンテンツ造成を支援するため、地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業を実施する。
77	42	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	イ コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進	訪日外国人旅行者の消費額の拡大及び滞在の長期化を促進させるため、「旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー」の造成等により、ストーリーに沿ったコンテンツの連携促進の手法を検証し、その結果を観光関連事業者等に横展開する。	・「ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業」において、令和6年度は、旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー（ロングストーリーツアー）の造成を9件実施するとともに、ロングストーリーツアーの造成に係る手引きを作成し、観光関連事業者等に横展開した。 ・令和7年度は、模擬商談会の開催や海外旅行会社等とのマッチング等を通じて、販売を効果的に行うための支援や販売方法におけるケーススタディ等を重点的に実施した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
78	42	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	ウ 医療や健康増進と連携した観光の推進	自然、温泉等の健康増進に資する資源をはじめとした地域の観光コンテンツや我が国の質の高い医療技術を生かした魅力的な滞在プランの造成、地域や医療機関での受入体制構築、プロモーションや海外販路拡大等に取り組む地域を支援する。	・自然、温泉等の健康増進に資する資源をはじめとした地域の観光コンテンツや我が国の質の高い医療技術を生かした魅力的な滞在プランの造成、地域や医療機関での受入体制構築、プロモーションや海外販路拡大等に向けて、令和5年度は4地域、令和6年度は6地域を伴走支援した。 ・観光庁は厚生労働省と連携し、地域の医療と観光資源を組み合わせた滞在プラン造成や受入体制構築等についてモデル実証事業を実施した。また、令和7年度には、引き続き地域の医療と観光資源を組み合わせた滞在プラン造成を行うとともに、持続的な取組を目指すための販路強化及びプロモーション推進を実施する。
79	42	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	エ サイクルツーリズムの推進	官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPRや走行環境、受入環境に関する情報提供等を関係者が連携して行うことや、各都道府県警察、道路管理者、観光関係者を含む関係機関・団体等におけるウェブサイト等の各種媒体を通じた訪日外国人旅行者等に対する自転車の通行ルール等の交通安全に関する情報の発信を図ることにより、サイクルツーリズムを推進する。	・サイクルツーリズムの推進に向けて、サイクリング環境の整備に関して財政的支援を行うほか、ナショナルサイクルルートの更なる磨き上げや各種イベントへの出展により国内外に向けて情報発信を行っている。また、道路管理者、観光関係者を含む関係機関・団体等におけるウェブサイト等において、自転車の通行ルール等の交通安全に関する情報発信を行っている。 ・警察庁及び都道府県警察では、自転車の通行ルールに関する外国語によるリーフレットや啓発動画をウェブサイト上に掲載するなど、訪日外国人旅行者等に対する自転車の通行ルール等の交通安全に関する情報の発信を推進している。
80	42	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	オ インフラツーリズムの推進	インフラを観光資源として積極的に公開・開放するため、公物管理と両立可能なインフラツーリズムの運営実現に向けた仕組みの構築を検討し、全国に展開していく。また、インフラツーリズムのポータルサイトを機能強化し、身近にあるインフラの魅力や地域に眠る歴史的インフラを発掘・紹介する。	・インフラを観光資源として活用するインフラツーリズムを、付加価値を高め、地域や民間と連携した新たな段階に育て、展開していくために必要な方策を検討するため、有識者懇談会で議論を行い、インフラの魅力を引き出す工夫等をまとめたインフラツーリズムの手引きについて、平成31年3月に発刊、令和5年10月に改訂した。また、令和元年度からモデル地区における社会実験を行い、有識者の助言等を受けつつ、インフラツアアの運営体制やガイド育成方策等を検討している。
81	42	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	カ 離島地域等における観光振興	離島地域において、地理的・自然的特性を生かした国内外との交流を促進する。 特定有人国境離島地域においては、地域の魅力の掘り起こし・商品化や現地観光サービスの担い手の育成等の取組を支援し、観光業での雇用の創出・拡大を促進する。 沖縄においては、アジア地域との近接性や亜熱帯という特性等を活用して行われる国際競争力を有する観光地の形成に向けた地元の地方公共団体の取組等を支援する。 半島地域においては、優れた自然景観、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史といった自然・文化資源を活用した魅力ある観光周遊ルート形成等の広域的な取組を推進する。 豪雪地帯においては、雪国の多様で豊かな自然環境や生活文化をテーマとした地域内外の交流、雪国文化の伝承・普及に関する行事の実施等、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等を促進する。 北方領土隣接地域においては、旅行者拡大が北方領土問題の啓発に寄与する観点も踏まえ、体験型・滞在型観光や広域観光の推進を図るとともに、教育旅行の誘致やその受入体制の整備を推進する。	・交流人口の拡大による離島の自立的発展の促進を目的に市町村等が実施する「交流促進事業」について離島活性化交付金事業及び離島広域活性化事業により支援した。また、全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、U I J ターンの促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で行う「離島」と「都市」との交流事業である「アイランダー」を開催した。 ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を通じて、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在プランの造成や旅行商品の企画・開発、現地観光ガイド育成等の取組を支援することで、観光事業参入者の増加に寄与した。 ・沖縄においては、アジア地域との近接性や亜熱帯という特性等を活かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等を行った。 ・半島振興広域連携促進事業を用いた自治体の観光に資する取組について支援を行っている。また、半島振興法に基づき道府県により策定された半島振興計画において、観光に資する取組が多く盛り込まれており、半島地域の自治体において観光振興が推進されている。 ・豪雪地帯対策基本計画に基づき、毎年、雪に親しむことをテーマに豪雪地帯で実施した雪まつりや冬季スポーツ教室等の交流活動状況について実態を把握するとともに、既存の取組を他地域でも展開しやすい情報に再整理した事例集を作成し、関係自治体に情報提供を行った。 ・北方領土隣接地域において、地域の資源・特性を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進、交流・関係人口の創出・拡大に向けた観光施設の改修事業を支援している。また、北方領土に関する情報をSNSで発信したほか、同地域への修学旅行誘致促進のため、北方領土教育を取り入れた学習プログラムに係る経費等の補助等を実施している。
82	43	2. インバウンド回復戦略	（3）地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	⑦地方誘客に資する各種のコンテンツ整備	キ 旅客航路の観光利用促進	海上の景観を楽しむなどの魅力を生かしたフェリー、離島航路、遊覧船等が観光資源として観光旅行者に幅広く利用されるよう、官民が連携・協力して、デジタル技術を活用した戦略的な情報発信を行う。また、海事観光におけるコンテンツの磨き上げや船内客室の個室化等快適で上質な時間と空間の提供により、船旅の魅力向上を図る。さらに、「レール&クルーズ」等他の輸送機関とも連携しつつ、海で隔てられた地域と地域を結ぶ船旅ならではの観光広域周遊ルートの形成に向けた取組を支援するほか、旅客船の利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにするための評価・認定制度を創設する。 河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、観光資源となる舟運の活性化を図る。	・「海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上事業」において、デジタル技術を活用した戦略的な情報発信等を支援した。 「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」を用い、フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者による航路情報のデータ整備を支援・推進した。 ・「交通サービスインバウンド対応支援事業」により、船内座席の個室寝台化の支援を行った。 ・旅客船の利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにするための評価・認証制度「+ONEマーク制度」を令和7年3月に創設した。 ・海洋周辺地域への訪日観光を促進するために、「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」において、海上観光の造成を行う事業の支援を実施した。 ・河川においては、まちづくりと一体となった「かわまちづくり」の取組支援等による船着場周辺の水辺整備を行うとともに、舟運事業者等による既存船着場の利用を推進することで、観光資源となる舟運の活性化を図った。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
83	43	2. インバ ウンド回復 戦略	（４）訪 日旅行での 高付加価 値旅行者 の誘致促 進			我が国においては、いわゆる富裕層ともいべき高付加価値旅行者は、令和元年時点において、訪日旅行者全体の約１％(約29万人)に過ぎないが、消費額は約11.5%(約5,500億円)を占めている。しかし、大都市圏への訪問が多数を占め、地方を訪れる旅行者は極めて少ない。 今後のインバウンドの回復・再拡大を目指すためには、多様な客層を獲得する観点からも、今まで取り込めていない、高付加価値旅行者への働きかけを強め、消費額増加への取組強化、地方への誘客促進を重視していくことが必要である。 高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済効果が波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地域活性化に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。 高付加価値旅行者を誘致するためには、高付加価値旅行者のニーズを満たす滞在価値（ウリ）や、上質かつ地域のストーリーを感じられる宿泊施設（ヤド）が地域に存在するとともに、高付加価値旅行者を地域に送客する人材や地域において質の高いサービスを提供するガイド・ホスピタリティ人材（ヒト）が質的・量的に確保されることが必要になる。その上で、日本を高付加価値旅行の目的地として認知してもらうための売り込み（コネ）が必要である。 このため、高付加価値旅行者の地方への誘客を重点的に促進する観点から、令和５年３月に全国10か所程度のモデル観光地を選定し、今後、これらのモデル観光地に関して、複数年度にわたってウリ・ヤド・ヒト・コネの４分野等に関して総合的な施策を講じていく。 具体的には、ウリ・ヤド・ヒト共通のものとして、各地域の高付加価値化の取組を総合的に推進する観光地経営体制の整備に向けた支援として、地域のマスタープラン（地域の将来ビジョン、滞在価値、顧客対象等の設定・明確化、宿泊施設の事業構想等）の策定や、専門性のある人材の派遣・ノウハウ共有、事業資金の確保に対する支援等を講じる。 また、ヒトについては、高付加価値旅行者を地方に送客する人材への支援や、高付加価値旅行者対応が可能なガイド、ホスピタリティ人材のスキルアップ、他業種人材の活用支援等を講じる。 コネについては、業界全体の推進力となる高付加価値旅行者誘致の専門組織の必要性から、日本政府観光局本部への専門組織設置や日本政府観光局海外事務所への専門職員配置等の体制強化を行い、海外セールスの強化等に取り組んでいく。 さらに、出入国時はもとより国内移動も含めたトータルで高付加価値旅行者のニーズを踏まえた利便性・快適性の向上やシームレス化への対応（アシ）として、プライベートジェット、スーパーヨットの受入環境整備等に係る取組を進める。	・消費額の増加、地方への誘客をより重視するという観点から、訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の地方誘客を促進するため、令和５年３月に、高付加価値なインバウンド観光地づくりに取り組む 11 のモデル観光地を選定し、マスタープラン作成、事業推進体制の構築等の取組について総合的な支援を行った。また、令和６年９月には３地域を追加選定し、全国14のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づく、コンテンツの磨き上げ、宿泊施設や移動環境の検証、ガイドの体制等の受入環境の整備などの取組支援とともに、JNTOと連携し、海外セールス・情報発信の強化等にも継続して取り組んだ。さらに、JNTOにおいては、令和５年４月に高付加価値旅行を推進する専門部署を立ち上げたほか、同年６月に新たに策定した「訪日マーケティング戦略」に基づき、高付加価値旅行市場に対する海外セールス・情報発信の強化等、きめ細かなプロモーションを実施した。 ・早期の誘客を実現するため、引き続き、販路形成やランドオペレーション機能などの事業推進体制強化等、14モデル地域への集中的な支援の継続により、取組を加速化するとともに、その成果やノウハウを他の地域へも伝播させることで、観光を通じた地域活性化を促進させていく。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
84	44	2. インバ ウンド回復 戦略	（5）戦 略的な訪 日プロモ ーションの実 施	①我が国の 観光の魅 力の戦略 的な発信	ア オール ジャパンによ る訪日プロ モーションの 実施	インバウンドの本格的な回復に向けては、観光旅行者の意識変化や市場ごとのニーズも踏まえながら、関係省庁や関係機関の連携の下、旅行消費額の拡大や地方誘客の促進のほか観光外交の推進等を目指し、戦略的に訪日プロモーションを展開していく必要がある。 訪日プロモーションは、観光旅行者のニーズ変化も踏まえながら効果的に実施していくことが重要であることから、日本政府観光局ウェブサイトの外国人目線での更なる充実やスマホアプリの運用等、デジタルマーケティングを活用して、個人旅行者にもきめ細やかに情報を提供する。さらに、各市場の動向分析、外国人アドバイザーや現地PR会社の活用等により、各市場のニーズを把握し、外国人に人気の高いコンテンツ（食、テーマパーク、アート、庭園等）の発信をはじめ、現地目線でのプロモーション展開を市場ごとに徹底する。加えて、訪日需要の回復に向けた復便等を促進するための取組として、日本政府観光局を通じて航空会社・旅行会社との共同広告を実施する。 訪日外国人旅行者の来訪の促進のためには、留学生の増加・活用等国際相互交流の推進、ビザ緩和、ビザ発給・出入国手続の迅速化・円滑化等、様々な取組を推進することが重要であることから、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関が緊密な連携・協働を図り、総合的かつ計画的に施策を推進する。 観光庁、日本政府観光局と在外公館、独立行政法人国際交流基金（JF。以下「国際交流基金」という。）をはじめとする関係省庁や関係機関、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、経済団体や観光事業者、日本ブランドの海外展開を進める民間との連携、日本で開催される国際会議や新規路線の就航等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制で海外プロモーション事業を展開する。その際には、在外公館や国際交流基金等を通じた日本紹介事業及び同事業により構築した現地ネットワークに加え、ビザ緩和や現地国との友好年・周年事業等の各種機会を積極的に活用する。 さらに、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて、日本の各地域の魅力を発信するとともに、好事例を共有することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。また、駐日各国大使等に各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞かしてもらい、我が国の魅力の各国への発信につなげる。	・JNTOは、農水省、環境省、文化庁、国税庁等をはじめとする関係省庁や在外公館、JETRO、JF などの政府関係法人、地方自治体・DMO やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等と引き続き緊密な連携を図るとともに、海外におけるイベントやセミナーの開催、ウェブサイト・SNS や広告、海外広報による情報発信、関係省庁等が主催する委員会への参画等を通じた観光コンテンツの造成や受入環境の向上等に係る各種取組に対する助言等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な取組を実施した。 ・JNTOは、現地で影響力のあるメディアとのネットワークを拡充し、現地メディアでの番組放映及び記事掲載により、日本観光の魅力発信を行った。また、令和 5 年 5 月下旬から令和 6 年 3 月上旬にかけて、在日海外メディアに対する観光情報ニュースレターの発信及び国内視察ツアーを実施した。さらに、外国人有識者を活用し、関心の高いコンテンツを選定することで、現地目線のプロモーションを行った。 ・観光庁・JNTOでは、「観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月31日閣議決定）」で掲げられている持続可能な観光・消費額拡大・地方誘客促進の実現のため、市場調査や海外事務所等の知見をもとに、令和 5 年 6 月に訪日マーケティング戦略を策定・公表した。 ・JNTOのウェブサイトにおいて、ユーザー個別の閲覧動向等を分析したデータをもとに、おすすめのコンテンツを表示するレコメンドエンジンを継続運用することでサイト内の回遊性向上を図った。また、得られた分析データを蓄積し、より効果的なプロモーションを実施する環境を整えた。 ・アジア太平洋地域の航空会社・LCCが多く集うRoutes Asia及び欧米豪市場を対象にしたRoutes WorldにJNTO が出展し、復便や新規就航の促進を図った。また、海外の旅行会社や航空会社と連携し、地方路線を利用した旅行商品の販売促進等のプロモーションを実施した。 ・令和4年度に締結した「日本の農林水産物・食品の輸出とインバウンド観光の促進に向けた相互連携に関する覚書」に基づき、JNTOは、JETROの「JAPAN MALL事業」と連携し、SNSでイベント情報と日本の食の魅力を発信した。また、中国ではJETROが出展する「2023年中国国際輸入博覧会」において、JETROによるEC販売と合わせてJNTOより訪日観光に関する情報を提供した。 ・JNTOは、訪日マーケティング戦略に基づき、各市場のターゲットに向けた多言語によるSNS発信等デジタルマーケティングなども活用して、きめ細やかなプロモーションを実施した。また、JNTOでは各現地事務所と各在外公館にて日々連携を行っているところだが、トルコ、ブラジルなど等のJNTO現地事務所が無い市場においても、在外公館等の現地関係機関と連携したプロモーションを行った。さらに、令和 6 年 5 月に観光庁と共催で「日仏観光イベント」を実施し、農林水産省、JETROおよびJFOODOと連携し、日本食提供エリアを設置した。 ・総務省において、令和6年度まで、放送事業者等が地方公共団体や観光、地場産品、農林水産の事業者等と連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外発信する取組を支援した（令和6年度で事業終了）。 ・都道府県との協力により、「駐日大使の地方視察訪問」を企画・実施した。（概ね年 1 回。これまで 2 9 県・市で 3 6 回実施済み）。 ・地方自治体との共催により、地方が持つ豊かな自然や文化遺産、地域が誇る産業施設等を駐日外交団が訪れる視察ツアーを、令和 5 年度は 5 回、令和 6 年度は 4 回実施。 ・外務大臣と地方自治体首長との共催によるレセプションを飯倉公館で開催し、地方の魅力を駐日外交団等に対し発信。令和 5 年度は 2 件、令和 6 年度は 2 件実施。 ・地方自治体との共催により、駐日外交団等に対し、各地方の特色・施策に関する情報を発信するセミナーを年 1 回実施（令和 5 年度 1 件、令和 6 年度 1 件）。 ・JFにおいては、主に日本の文化芸術の海外発信等、国際文化交流の切り口から様々な取組みを実施することで訪日観光プロモーションに寄与した。 ・【報文化】在外公館施設を利用し、日本の魅力を発信する在外公館文化事業を実施した。 ・訪日外国人旅行者が我が国への査証申請を円滑に行えるよう、在外公館の査証審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。令和 6 年度末現在、合計19 か国・地域にて観光目的の短期滞在査証（一次）のオンライン申請及び電子査証の交付を実施している。また、観光立国の実現及び二国間の人的交流促進のため、政府全体の受入環境整備の進捗状況や諸外国の状況及び要望を踏まえ検討を重ねた結果、令和 5 年度以降、カタール、ブラジル及びパナマの一般旅券所持者に対する査証免除措置並びにモンゴル、サウジアラビア、フィリピン、ウクライナ及びブルネイを対象とした査証緩和措置を順次実施した。 ・日本の発展に資する優秀な外国人留学生の受入れ等国際相互交流の推進については、海外拠点を設置し、外国人学生の早期リクルートや帰国後のフォローアップを一体的に促進する「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」、外国人留学生の我が国での定着を図る「留学生就職促進プログラム」、奨学金制度による経済的支援、日本人学生と外国人留学生が共に学び多文化共修を行う「ソーシャルインパクト創出のための多文化共修キャンパス形成支援事業」、海外の大学と日本の大学との間の留学モビリティを拡大する「大学の世界展開力強化事業」を実施した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
85	45	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	①我が国の観光の魅力を戦略的な発信	イ 新規訪日層の開拓	訪日外国人旅行消費額及び訪日外国人旅行者数の回復・拡大を図るため、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」に対し、デジタルマーケティング技術等の活用により、海外旅行のきっかけとなる興味・関心（パッション）に応じた広告を展開することで、旅行先としての日本の認知度を高め、新規訪日層の開拓を図る。	・JNTOは、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」に対してオンライン広告を配信した（2023～2024年度計で約1.3億の広告リーチ数）。具体的には、海外旅行のきっかけとなる興味・関心に応じた広告を展開し、当該キャンペーンサイトへの流入を促すことで、デスティネーションとしての日本の認知度向上を図った。また、北欧地域市場においては、令和6年 3 月 4 日に新規開設したストックホルム事務所を中心に現地旅行会社等とのネットワーク構築や新規パートナーの開拓を強化したほか、認知度向上を目的とした情報発信に取り組んだ。
86	45	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	①我が国の観光の魅力を戦略的な発信	ウ アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起	訪日外国人旅行消費額及び訪日外国人旅行者数の早期の回復・拡大を図るため、ボリューム層であるアジア市場の訪日旅行リピーター層の観光需要を着実に取り込むことを目指し、訪日旅行の検討から購入までの一気通貫したプロモーションを推進する。	・JNTOは、アジア10市場（中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン及びベトナム）の訪日ライトリピーター（訪日 2 ～ 5 回）を対象に、オンライン旅行会社（OTA）2社と航空会社 1 社と連携して地方誘客を強化するための販売促進施策に加え、メディア、インフルエンサー（各 2 市場）を招請して体験型コンテンツや食等の地方の魅力を発信するキャンペーン等を行った。
87	46	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	①我が国の観光の魅力を戦略的な発信	エ 地域の魅力の海外発信	様々な地域に訪日外国人旅行者を誘致し周遊を促進するため、地域に対するきめ細やかなコンサルティング等、地方公共団体や広域連携DMOをはじめとする観光地域づくり法人（DMO）のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局による支援を強化するとともに、公益社団法人日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化を進め、各観光地の魅力の海外発信を強化する。 さらに、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげるため、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて日本の各地域の魅力を発信する取組を進める。 このほか、海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、日本の都市の魅力を発信するシティプロモーション等の取組を推進する。	・JNTOのウェブサイト等で地域の観光コンテンツを発信するとともに、地域から募集した観光コンテンツに係る有識者の評価等についてフィードバックする説明会を開催した。さらに、全ての広域連携DMOと連携した情報発信事業に取り組んだほか、広域連携DMOに対しJNTOによる招請事業予定や最新の市場動向等を提供した。地方公共団体・DMOに対するコンサルティングをオンライン・現地等で実施するとともに、研修会の地域での開催、オンラインセミナー、JNTOウェブサイト「地域インバウンド促進ページ」等を通じて、最新の市場動向や国内におけるインバウンド誘客に向けた取組等を紹介した。 ・公益社団法人日本観光振興協会では、訪日外国人旅行者に向けて、地域の魅力ある精度・鮮度の高い季節情報及び行事・祭事情報を発信すべく、観光情報ウェブサイト「JAPAN 47 GO」英語版をリリースした。同サイトでは、手動翻訳とAI翻訳を駆使し、訪日外国人旅行者に対して、地域の自然・歴史資源・観光施設等のスポット情報や体験型観光等の地域商品情報を発信していく。 ・総務省において、令和6年度まで、放送事業者等が地方公共団体や観光、地場産品、農林水産の事業者等と連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外発信する取組を支援した（令和6年度で事業終了）。 ・JFは、日本各地が舞台になった映像作品の配信、各地に伝わる民俗芸能の海外公演・助成等を通じて地域の魅力を海外に発信した。また、日本国内各地の放送局が作成した番組を各国の放送局に提供し、現地での放映を実現することで、コンテンツの海外展開を通じた地域の魅力発信を進めた。 ・海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、日本の都市の魅力を発信するシティプロモーション等の取組を支援した。
88	46	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	②大規模イベントを活用した情報発信	ア 2025 年大阪・関西万博を契機とした対外発信	大阪・関西万博は、日本が観光立国としての魅力を世界に発信していく上で極めて重要な機会であり、大阪・関西のみならず日本全国で連携して施策を進めていく必要がある。大阪・関西万博を機に、日本全国に足を運び、各地で食や文化等の体験や滞在をしてもらうことで、日本のそれぞれの地域の魅力を認知してもらい、インバウンドの拡大や地域振興を実現する。 具体的には、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会や観光地域づくり法人（DMO）、地方公共団体等と連携した、広域周遊を含むモデルコース・特別な体験の創出や、観光コンテンツの充実化等を集中的に実施するとともに、日本政府観光局等と連携し、海外への訪日プロモーションを推進する。	・大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や、地方部での周遊を含むモデルコースの造成等を支援した。また、公益社団法人2025 年日本国際博覧会協会において、JNTO と連携した海外旅行博・商談会等を実施するとともに、観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では約710 件（令和7年5月末現在）の魅力的な地域の観光商品を掲載するなど、インバウンドの拡大や地域振興の実現に向けた多言語での情報発信を行った。
89	46	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	②大規模イベントを活用した情報発信	イ 2027 年国際園芸博覧会に向けた対外発信	2027年国際園芸博覧会において、我が国の優れた花き品種、生け花、盆栽や日本庭園等の伝統的な造園及び園芸に係る文化・技術を、我が国が誇る魅力として世界に発信し、訪日観光需要を喚起するとともに、国内各地への誘客のハブとしての役割を担うことができるよう、博覧会についての対外発信を実施する。	・令和 6 年 7 月開催の第10回太平洋・島サミットや同年 9 月開催のG 7 イタリア農業大臣会合をはじめとする国際会議において、国際的な機運醸成及び参加招請を行うとともに、国内向けのシンポジウムの開催やブース出展を通じて、我が国の高品質な花きや、いけばな、盆栽、日本庭園等の伝統的な文化・技術を情報発信した。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
90	46	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	②大規模イベントを活用した情報発信	ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー活用	大阪・関西万博等の今後実施される大型イベントに向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を生かし、海外メディアとの関係構築及び情報発信の基盤整備を進める。 さらに、地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かした「beyond2020プログラム」のレガシーを通じて、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等、多様な日本文化の魅力を発信する。 ホストタウン交流等で培ってきた地方公共団体と相手国との間での良好な関係を支援し中長期的に発展させ、地方公共団体の相手国への情報発信力を高め、インバウンド誘致や地方産品のプロモーションを支援する。	・大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や、地方部での周遊を含むモデルコースの造成等を支援した。また、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、JNTOと連携した海外旅行博・商談会等を実施するとともに、観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」では629件（5/8時点）の魅力的な地域の観光商品を掲載するなど、インバウンドの拡大や地域振興の実現に向けた多言語での情報発信を行った。 ・在京外国メディア向けに大阪にてプレスツアーを実施し、大阪・関西万博開催直前の時期に取材機会を提供した。 ・大使・総領事等が地方を訪問し、任地の最新情報の提供、姉妹都市交流や経済交流等に関する意見交換や講演等を行うことで地方の国際的取組を支援。令和５年度は7４件、令和６年度は7０件の実績。 ・地方の魅力発信プロジェクトにより、地方自治体等が在外公館と共催し、在外公館施設を活用した自治体の魅力プロモーションを実施。令和５年度は8件、令和６年度は1２件の実績。 ・JFは、過去2回の東京オリンピックのレガシーを伝える事業として、オリンピックを象徴する競技施設を設計した建築家・丹下健三氏と隈研吾氏の足跡をたどる企画展を2024年パリ大会開催直前の時期に現地で開催した。 ・2025年大阪・関西万博に向けて、最高峰の文化資源を更に磨き上げるとともに、観光庁、JNTOとの連携による海外発信およびSNSやウェブサイトによる発信など戦略的なプロモーションを行い、国内外に日本文化の魅力を発信した。 【実績】 ■令和5年度：委託型37事業、補助型11事業 ■令和6年度：委託型62事業、補助型16事業 ■令和7年度：委託型67事業、補助型15事業、実施予定。 このほか、参画型として延べ1,672事業を認証。（令和7年3月時点）
91	47	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	③各分野と連携した情報発信	ア 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進	大使・総領事の公邸、広報文化センター等の在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政財界のハイレベルや観光業界幹部の集客を図るとともに、相手国に幅広く地域の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を推進する。	在外公館施設を利用し、日本の魅力を発信する在外公館文化事業を実施した。 また、JFの海外事務所においても、日本政府観光局（JNTO）と随時連携のうえ、パンフレット配布や観光プロモーション動画放映など、訪日旅行を促すための様々な取組みを実施した。
92	47	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	③各分野と連携した情報発信	イ クールジャパンの海外展開	海外で高い評価を得ている我が国の優れたコンテンツ、ファッション、食、生活日用品、伝統的工芸品・きもの、地域産品等の日本の伝統文化や価値観に根差した製品・サービスをクールジャパンとして世界に提供することにより、日本の魅力を発信し、海外からの観光旅行者の誘致につなげる。 このため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、国内産業観光にも寄与する企業や地域の輸出産業に関する情報についてオンラインで海外発信するほか、クールジャパンの海外への発信や売り込み、政府間対話及び官民による国際的対話を通じた海外での事業環境整備を行うとともに、訪日外国人旅行者に向けた情報発信として、YouTube等を活用した海外に向けた産地プロモーションや産地情報の多言語化を支援し、伝統的工芸品産地のブランド化による魅力向上等の環境整備を行う。 また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じた官民・異分野で連携した取組の組成・推進及び地方のクールジャパン資源の発掘・展開等を促進するとともに、インバウンド消費の獲得に向けた地域の観光コンテンツの造成や磨き上げを含むクールジャパン分野の事業に対し、株式会社海外需要開拓支援機構による支援を行う。 さらに、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて、日本の各地域の魅力を発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。 加えて、国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき一定の要件を満たす場合にはクールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れを可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入れを促進する。	・JFは日本の美術や文化を海外へ紹介する活動の一環として、日本の伝統工芸や現代デザインに関する巡回展を海外で実施し、日本の魅力を様々な切り口から発信した。加えて、民俗芸能の海外公演を主催・助成したほか、民俗芸能の紹介映像をオンラインで配信すること等を通じ、各地域の魅力を発信した。また、日本各地を舞台とした映像を世界に向けてオンラインで配信するとともに、JFの海外事務所と連携して、映像に関連したイベントを実施し、各地域の文化等の紹介を行った。 ・外務省において、JNTO制作の観光動画およびパンフレットを在外公館に共有し、日本プロモーションの一助とした。 ・（一財）伝統的工芸品産業振興協会の事業である、英語字幕が入った産地プロモーションのためのYouTube動画「TEWAZA」の作成に対して、伝統的工芸品産業振興補助金により支援。 ・R6年度は6本動画を制作。 ・令和5年4月から現在までに、インバウンド消費の獲得を目的とした案件7件に対し、出融資の支援を行ってきている。 ・クールジャパン官民連携プラットフォームにおいて、下記について実施した。 ・日本の魅力をストーリーとして発信する動画（ムービー）、外国人から共感を得られるストーリーとして展開するプロジェクト（事業）の表彰を実施。 ・クールジャパン関連分野におけるモデル事例の調査及びクールジャパンの担い手を集めた勉強会を実施。 ・SNS等を活用した情報発信・共有やクールジャパン広報大使等による情報発信・機運醸成を実施。 ・総務省において、令和6年度まで、放送事業者等が地方公共団体や観光、地場産品、農林水産の事業者等と連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外発信する取組を支援した（令和6年度で事業終了）。 ・令和7年度からは、海外展開を前提とした高品質な実写コンテンツ制作のための先進的設備等の活用に要する経費の支援、また、国内配信事業者による放送コンテンツを集約した海外配信の支援を通じて、コンテンツの海外展開を推進する。 ・加えて、国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき一定の要件を満たす場合にはクールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れを可能とする特例について、活用の提案の受付を継続して行った。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
93	47	2. インバ ウンド回復 戦略	（5）戦 略的な訪 日プロモ ーションの実 施	③各分野と 連携した情 報発信	ウ 日本文 化に関する 情報の総 合発信	在外公館において、日本文化や社会、日本人の価値観に対する理解を深め、日本への信頼へとつなげていく取組を行う。また、外務省や在外公館等のSNSを活用し日本の魅力を発信するとともに、訪日促進につながるコンテンツを効果的に再発信する。加えて、国際交流基金が実施する、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー番組等の日本の放送コンテンツの海外のテレビ局等への無償提供や、海外における日本映画祭等の取組を通じ、対日理解の促進及び親日感情の醸成を図り、インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信を行っていく。 外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進める。外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、オンラインも活用しつつ日本文化の発信拡大を図る。 特に日中韓3か国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通じて、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化する。 さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。 加えて、伝統的な造園技術を活用した海外での庭園の整備等を通じ、日本の文化や魅力を伝えることで、2027年国際園芸博覧会をPRするとともに、そのノウハウを活用して、国内の公園の魅力在海外向けに発信する。	・在外公館等において運用しているSNSアカウントで利用できる写真素材を年間3300枚用意し、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信するなど、観光促進を含む広報を積極的に実施し、日本への関心・理解の促進を図った。 ・在外公館施設を利用し、日本の魅力を発信する在外公館文化事業を実施した。 ・JFは世界的に影響力のある国際美術展・建築展において毎回日本館展示を主催しているほか、国内外の美術館・博物館等の協力を得ながら海外での企画展を開催した。また、海外に日本から様々な分野のアーティスト・公演団を派遣し、各国で主催公演を行った。 加えて、各国の美術、舞台芸術、文芸編集者・翻訳者、映像プログラマー等が参加する人的交流事業を実施し、関係者間のネットワーキングや日本の文化芸術の発信力強化を図った。 その他、日本のテレビ番組を海外テレビ局を通じて放送したほか、オンラインでも全世界を対象に多言語字幕付きで日本の映像作品を常時配信し、日本ファン拡大を目指す新たなプラットフォーム「JFF Theater」をオープンし、映画等を通じた日本の魅力発信を試みた。 ・海外で開催されるフェスティバルへの参加等、我が国の文化芸術団体が海外で行う舞台芸術の公演に対し助成を行っている（令和6年度の支援件数：33件） ・令和6年9月に開催された第15回日中韓文化大臣会合にて、2025年東アジア文化都市として、日本は鎌倉市、中国はマカオ特別行政区及び湖州市、韓国は安城市が決定され、4都市間で文化交流が実施されている。2026年東アジア文化都市についても、令和7年開催予定の第16回日中韓文化大臣会合の場で決定される予定。 ・国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を支援。令和7年度は9件のアーティスト・イン・レジデンス団体に支援を実施している。 ・米国カリフォルニア州及びイリノイ州で日本庭園の修復等を実施するとともに、ドーハ国際園芸博覧会において、GREEN x EXPO 2027も含め、日本の造園文化の魅力を発信し、訪日需要の喚起につなげた。
94	48	2. インバ ウンド回復 戦略	（5）戦 略的な訪 日プロモ ーションの実 施	③各分野と 連携した情 報発信	エ 日本 食・日本食 材等の海 外への情報 発信	訪日外国人旅行消費額、農林水産物・食品の輸出額の政府目標の達成を目指し、日本の食・食文化の魅力で農泊地域に訪日外国人旅行者を誘客する重点地域（SAVOR JAPAN）の拡大を図る。地域の食文化や農山漁村の魅力とそれらを盛り込んだガストロノミーツーリズムの海外への一体的な発信や、インバウンド向けの食・食文化体験の魅力等の海外への発信により、海外の消費者等の日本食・食文化への興味・関心を高める。これらの取組や海外現地での日本産食材の消費者向けプロモーション等を通じて、インバウンド消費と農林水産物輸出の相乗的な拡大を目指す。また、日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指し、国内外の機運を醸成するための様々な広報活動に取り組む。 令和5年の和食のユネスコ無形文化遺産登録10周年、令和7年の大阪・関西万博の開催といった好機を捉え、日本食・食文化の効果的な情報発信を行う。 さらに、関係省庁等が連携し、コンテンツの海外展開を通じて、日本食をはじめとする日本の各地域の魅力を海外メディアも活用し発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への訪日外国人旅行者誘致につなげる。	・SAVOR JAPAN認定地域について令和5年度2地域、令和6年度2地域を新規認定した。令和7年5月現在43地域に拡大。また、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツを造成するため、専門家の派遣等により、磨き上げ等の取組を支援するとともに、認定地域での食・食文化にかかる情報の一体的な情報発信を実施した。 ・海外消費者向けプロモーションとして、訪日旅行客のニーズが高い品目について、イベントの開催や現地小売店舗でのPRを実施し、農林水産物・食品の輸出拡大との相乗効果を図った。 ・令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信や認知度向上等を目的として、以下のとおり各省庁において様々な取組を実施。 【文化庁】 石川県での登録記念イベントの実施や酒造りに馴染みのない世代の興味を引くための酒造りに関する映像コンテンツの作成・発信、酒造りと地域の産業や資源のつながりを知るためのメディア向けツアー等、「伝統的酒造り」の魅力を広く発信する取組を行った。 【外務省】 日本産酒類の魅力を国際社会により一層発信していくため、映像やパンフレットなど新たな素材を活用し、在外公館を通じたものを含め、様々な広報活動に取組んだ。 【財務省（国税庁）】 日本酒造組合中央会、文化庁、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」、外務省、JETRO等と連携し、国内外でシンポジウムを開催するなど、様々な周知・広報や機運醸成に取り組んだ。なお、大阪・関西万博の会場においても、「伝統的酒造り」や日本産酒類に関する情報発信に取り組んでいる。 ・大阪・関西万博の「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に、日本の食・農林水産業の魅力を発信するための出展を実施（令和7年6月8日～6月15日）。 ・総務省において、令和6年度まで、放送事業者等が地方公共団体や観光、地場産品、農林水産の事業者等と連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外発信する取組を支援した（令和6年度で事業終了）。 ・JFは日本食（すし）に関する巡回展を世界各地で開催したほか、各地の海外拠点にて和食に関するワークショップやレクチャー・デモンストレーションを広く実施した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
95	49	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	③各分野と連携した情報発信	オ 国際放送による情報発信の強化	我が国の文化、産業その他の事情を海外に紹介するため、伝統文化やポップカルチャー等、日本の魅力を発信する多彩な番組が英語で放送されている外国人向けテレビ国際放送について、世界各国における視聴世帯数の更なる拡大及び認知度向上等の取組を行う。	・視聴可能世帯数の拡大に向け、受信環境整備を進めており、令和 7 年 2 月時点で約 160 の国・地域で約 4.2 億世帯が視聴可能となった。また、NHK において、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。
96	49	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	③各分野と連携した情報発信	カ 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信	テレビチームを含む外国報道関係者の招へい等を実施し、日本国内での取材を支援することにより、各地における地域活性化の取組や招へい対象国と特別な関係のある地方都市に関する情報発信等、日本の魅力の対外発信を行う。	・令和6年度は11件24名の外国報道関係者の招へいを実施し、埼玉、愛知、京都、大阪、広島、長崎での取材を行い、取材に基づく記事が掲載された。
97	49	2. インバウンド回復戦略	（５）戦略的な訪日プロモーションの実施	③各分野と連携した情報発信	キ 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	外国人にわかりやすい地図の普及を促進するため、統一した基準で作成された英語表記の地図を整備し、ウェブ地図「地理院地図」により配信する。また、地域情報を併せて発信できる環境を用意し、観光に関する情報発信を支援する。 文化遺産情報を総覧するポータルサイト「文化遺産オンライン」により、有形・無形の文化遺産の積極的な公開・活用を進める。あわせて、全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから一元的な情報発信を行う。	・統一した基準である「地名等の英語表記規程」及び「外国人向け地図記号」（国土交通省国土地理院）に基づき整備した英語表記地図をウェブ地図「地理院地図」から配信するとともに、地方公共団体等に英語表記地図を含む地理空間情報が利用しやすい環境を提供することによって、観光に関する情報発信の支援を実施した。 ・「文化遺産オンライン」に、令和 5 年度及び令和 6 年度は合わせて約 3 万件の有形・無形の文化遺産の情報を新規に公開した。（公開総件数は約 3 0 万件） 日本政府観光局の日本遺産英語版サイトにおいて発信している日本遺産 104 件について、令和 5 年度及び令和 6 年度に内容の充実を図った。（毎年 4 件の日本遺産について、内容の充実を図った。）
98	49	2. インバウンド回復戦略	（６）MICEの推進		ア コロナによる変化を踏まえた MICE 誘致・開催の意義の発信	コロナ禍によりMICEは一時、開催中止・延期やオンライン形式への変更等、大きな影響を受けたが、近時は、人々が対面で集まる意義や価値が再評価されてきており、世界的に実地開催の再開が進んでいる。こうした中で我が国においてMICE誘致・開催への意欲や関心が低下し、世界的な誘致競争に後れをとることのないよう、MICEがもたらす経済効果や、ビジネス機会・イノベーションの創出、国や開催地のブランド力等の向上、旅行需要の平準化等のMICEの意義や効果について、コロナ禍による変化も踏まえて改めて整理し、国内関係者に発信する。	・新型コロナウイルス感染症の影響を経て外部環境が大きく変化したことを踏まえ、新たなMICEトレンドに即した形で、コロナ後のMICE開催による総消費額及び経済波及効果を測定するとともに、各MICE案件の開催効果を把握するためのツールとして一般公開している「MICE簡易測定モデル」について、令和 7 年度中の改訂に向けた調査を進めている。また、経済効果以外のMICE開催意義（レガシー効果）についての調査を行い、調査結果を事例集としてとりまとめ国内関係者に発信した。
99	49	2. インバウンド回復戦略	（６）MICEの推進		イ 政府一体となった MICE 誘致・開催	大阪・関西万博等の開催の機会も捉え、我が国がMICE開催地として注目が高まるよう、政府としても、各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、様々な分野でMICE誘致・開催への働きかけや支援を行う。その際、関係大臣による招請レター発出、在外公館でのレセプション開催等、政府一体となったMICE誘致・開催支援を進める。これにより、我が国のアジア最有力MICEデスティネーションとしてのイメージを世界的に構築し、大阪・関西万博開催後のレガシーとしていくことを目指す。	・令和5年 4 月にMICE推進関係府省庁会議を開催し、大阪・関西万博の開催の機会も捉えた関係府省庁の連携強化等を図った。また、文部科学省等と連携し、大学や学会に対してMICE開催に関する支援策の発信や働きかけを行った。さらに、政府として各種国際会議を積極的に誘致・開催するため、文部科学省や外務省等の関係省庁と連携し招請レターを発出し、国際会議誘致を支援している。
100	50	2. インバウンド回復戦略	（６）MICEの推進		ウ MICE 開催地としての地域の魅力向上・発信	ユニークベニユーの活用促進、MICE参加者向け体験コンテンツの造成等、MICE開催地としての地域の魅力の向上を図るほか、コンベンションビューローと観光地域づくり法人（DMO）との連携強化等、MICE施策と観光施策との連携を進める。	・MICE開催地としての地域の魅力向上を図るため、MICEに活用できる新たなユニークベニユーの掘り起こしや既存施設の活用促進、MICE参加者向けの体験コンテンツの造成に向けた各地域の取組を支援するとともに、日本政府観光局(JNTO)等のウェブサイトを通じた情報発信を行っている。 また、MICE開催を契機とした各地域への誘客を進めるため、近隣都市間の広域連携を通じた開催地以外へのエクスカーショ ン、テクニカルビジット等の取組を支援し、各地域の誘致力強化を図った。
101	50	2. インバウンド回復戦略	（６）MICEの推進		エ 日本政府観光局等による MICE 誘致活動の強化	日本政府観光局において、我が国の強みや魅力、開催地におけるサステナビリティの取組等に関する情報の発信、国際団体等へのプロモーション強化等のMICE誘致活動を強化する。また、日本政府観光局と在外公館等との連携による海外広報の強化や、コンベンションビューロー・地方公共団体における誘致力強化への取組支援を行う。	・日本政府観光局（JNTO）は、国際的に有力なMICE主催者との関係強化及びMICEデスティネーションとしての日本のプレゼンス向上を目的として、国際PCO 協会（IAPCO）との連携による情報発信や人材育成プログラムの実施、その他ICCA等のMICE国際団体のネットワークを活用した情報収集等を行うとともに、ウェブサイト・SNS等を活用し、日本のサステナビリティの取組や日本で開催された国際会議のケーススタディ、大阪・関西万博関連情報等を継続的に発信した。 ・アジア主要都市において、現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めた商談会を実施したほか、欧州やアジア各国から国際会議及びインセンティブ旅行のキーパーソンを招聘し、日本各地での視察を実施した。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
102	50	2. インバウンド回復戦略	（6）MICEの推進		オ MICE誘致の国際競争力の向上のための基盤整備	MICE開催に伴う人の交流から派生する付加価値を産業振興やイノベーション促進等につなげるため、関係省庁の連携を強化する。また、大学、研究機関等のMICE誘致・開催活動を促進するとともに、国内MICE関係者とMICE関連国際団体との連携強化を進める。MICE分野の人材の確保・育成のため、MICE関連業界の認知度向上、デジタルリテラシーやサステナビリティ等新たな課題への取組能力の向上を図る。 展示会分野では、引き続き、我が国の展示会産業の国際化を推進するため、第三者認証制度の運用支援等により、展示会統計に係る透明性、信頼性の向上を図る。	・MICE施設について、MICE開催ニーズの変化（ハイブリッド開催やサステナビリティ等）への対応力向上と国際競争力の強化を目的として、無線LANの整備等の機能強化支援を行うとともに、民間企業のノウハウを活用した効果的な施設運営を促進するため、MICE施設へのPFI・コンセッション方式導入に向けた調査支援等を実施した。 また、各地域のコンベンションビューローの体制強化を図るため、MICE誘致ノウハウの提供や海外とのネットワーク構築、サステナビリティ促進のための支援を実施した。 さらに、大学における国際会議誘致・開催活動を促進するため、コンベンションビューローと大学との連携を通じた各主催者へのサポート体制の構築や将来の国際会議主催者育成に繋がる取組を支援した。 ・展示会分野では、我が国の展示会産業の国際化を推進するため、令和6年度補正予算により、展示会産業の実態把握等のため展示会統計等に関する調査研究を実施している。
103	50	2. インバウンド回復戦略	（6）MICEの推進		カ 国際仲裁の活用による訪日促進	我が国の国際仲裁を活性化し、その手続や関連した国際会議に参加する多くの関係者を日本に呼び込むため、関連する国際セミナー・シンポジウムの開催、海外への広報活動等を通じ、紛争解決拠点としての日本の魅力を発信する。	・国際商取引の紛争解決の拠点としての我が国の魅力を広報するため、令和5年7月に司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントを、令和6年3月に法的紛争解決に関する東京フォーラム2024を、また同年11月に日本国際仲裁ウィークとして、官民の関係機関が連携して一週間にわたる様々なイベントを我が国では初めて開催し、それぞれのイベントに全世界から仲裁実務家や企業関係者等が参加した。また、ドイツや韓国等海外の国際仲裁に関するイベントにも参加し、紛争解決拠点としての我が国の魅力等について広報を実施している。
104	50	2. インバウンド回復戦略	（7）IR整備の推進			統合型リゾートについて、カジノ施設の設置に伴う様々な懸念に十分な対策を講じつつ、大型の国際的な会議等を開催できるMICE施設、ホテル、家族で楽しめる娯楽施設、我が国ならではの魅力の発信や国内各地への送客を図る施設等が一体として整備されることで滞在型観光の拠点として国際競争力の高い魅力あるものとなるよう、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、その整備に必要な施策を推進する。	特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づき、令和5年4月に認定した大阪の区域整備計画について、令和6年9月に実施状況評価を行った。
105	51	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ア 快適な旅を実現する環境の整備	新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出する。 また、新幹線開業、コンセッション空港の運営開始、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出する。さらに、観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内を実現するとともに、規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現を図る。訪日外国人旅行者等がより安心してタクシーや貸切バスを利用できるよう、環境を整備していく。	・新幹線ネットワークの構築を進めた。（施策番号116参照） ・関係地方公共団体や地元経済界を対象とした勉強会等を実施し、空港コンセッションを導入した場合の効果等について情報発信を行い、機運醸成に努めた。（施策番号117参照） ・わかりやすい道案内を実現するため、観光地と連携した道路案内標識の改善等に取り組んでいる。 ・「交通サービスインバウンド対応支援事業」により、旅客船および旅客船ターミナルの多言語対応、無線LAN環境整備、トイレの洋式化、キャッシュレス対応等への支援を行った。 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び観光振興事業を活用して、海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携、キャッシュレス決済への対応、多言語表示の導入支援の強化を実施した。また、訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、事故状況等の実態把握を行った上で、貸切バスの臨時営業区域の特例措置を講じている。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
106	51	2. インバ ウンド回復 戦略	（8）イン バウンド受 入環境の 整備	①交通機 関の整備・ 外国人対 応	イ 航空 ネットワーク の回復と強 化	インバウンド需要の回復・増加に的確に対応するため、航空ネットワークを支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図るとともに、「地方イン・地方アウト」のインバウンド再生による地方活性化や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図る。 航空会社の復便や新規就航促進・増便に向け、地方空港や地方公共団体と連携しながら、航空路線商談会等の場において、海外の航空会社に対し、復便、新規就航、増便を積極的に働きかけるとともに、インセンティブとして日本政府観光局が協働でプロモーションによる支援を行う。また、感染拡大防止と両立する形での国際航空ネットワークの回復を図り、引き続き、成田空港、関西空港、中部空港や地方空港において、我が国との往來の増加が見込まれる国や地域との間で戦略的かつ積極的にオープンスカイ（二国間での国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を相互に撤廃する航空自由化）を推進する。さらに、二国間でのオープンスカイの推進に加え、東南アジア諸国連合（ASEAN）との地域的な航空協定に向けた協議を推進していく。加えて、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料（SAF）の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を推進する。 また、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ体制（税関・出入国管理・検疫体制）の整備を図る。訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。 さらに、空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないよう、省力化・自動化を推進する。令和 7 年までの空港内における無人自動運転の導入を目指し、自動運転レベル 4 相当（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた実証実験を実施し、必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を進める。加えて、空港におけるグランドハンドリング体制の強化のため、空港ごとに地方公共団体等の関係者が連携し、人材確保や業務効率化等に取り組む。 また、ビジネスジェットの利用環境を改善するため、諸手続の改善、ビジネスジェット専用動線整備等の空港利用環境の整備等を実施する。	・令和 5 年度～令和 7 年度において、空港使用料・航空機燃料税の軽減を行った（航空機燃料税の税制特例措置は令和 9 年度まで継続）。 ・令和 5 年度において、空港会社への無利子貸付等による支援を行った。 ・令和 5 年度において、訪日誘客支援空港へ国際線が就航する際の着陸料等への支援を行い、令和 6 年度以降は、受入環境整備を強化して、急速な増加が見込まれるインバウンド需要を取り込んだ上で、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務の体制強化の取組を支援する方向で見直しをした。 ・アジア太平洋地域の航空会社・LCCが多く集うRoutes Asia及び欧米豪市場を対象にしたRoutes WorldにJNTO が出展し、復便や新規就航の促進を図った。また、海外の旅行会社や航空会社と連携し、地方路線を利用した旅行商品の販売促進等のプロモーションを実施した。 ・国際航空網の拡充を図るため、我が国との往來の増加が見込まれる国や地域との間で引き続きオープンスカイを推進し、令和 7 年 4 月現在、合計で36か国・地域との間でオープンスカイを実現している。また、我が国とASEAN側双方で、協定締結の意義等についてやり取りを行っている。 ・動植物検疫では、人員の再配置、地方空港・港湾への出張検査対応等による業務の効率化を図った。 ・令和 7 年度は動物検疫所において家畜防疫官541名及び植物防疫所において植物防疫官984名を維持するとともに、動植物検疫探知140頭を維持することにより、水際での携帯品等検査の体制を整備した。 ・令和 6 年4月に花巻空港、令和 7 年4月に新石垣空港を検疫飛行場に指定し、出張所を新設するなど検疫体制の整備を行った。また、福岡空港の新滑走路供用開始（令和7年3月28日）に伴う増便への対応として、福岡空港検疫所支所の拡充を図った。 ・税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、訪日外国人旅行者数等を踏まえ、必要な人員の確保、適正な人員配置を行うとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の整備を実施した。 ・訪日外国人旅行者数が増加する中、円滑な出入国審査を行うため、入国審査官の増員のほか地方空港・港湾を管轄する地方出入国在留管理局において、職員の勤務時間の見直しや同地方官署内での応援派遣等を行い、到着便が輻輳する時間帯に入国審査官を効果的に配置するなど、機動的な勤務体制の整備を行った。また、必要に応じて審査機器の増配備等を行った。 ・空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないよう、令和 7 年までの空港内における無人自動運転の導入を目指し、自動運転レベル 4（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた実証実験を実施し、抽出された課題の検討を行い、必要となる共通インフラガイドラインの策定や運用ルールの改正を行った。 ・グランドハンドリングについては、令和5年6月に公表した有識者会議の中間取りまとめを踏まえ、人材確保や処遇改善等に向けた取組を推進し、一時は人員が新型コロナウイルス感染症拡大前の8割程度まで減少していたが、足下では感染拡大前の水準まで回復しつつあるところ。引き続き、有識者会議において各関係者が行う取組のフォローアップを実施するとともに、空港ごとの合同説明会の開催や共用休憩室の整備等の人材確保や処遇改善等に向けた取組を官民一体となって推進する。 ・令和5年度以降、新千歳空港・中部国際空港・下地島空港においてビジネスジェット専用動線整備等を行い、ビジネスジェットの利用環境を改善した。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
107	52	2. インバウンド回復戦略	(8) インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ウ 国際拠点空港等の整備	令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。 首都圏空港における年間発着容量約100万回の実現を目指し、羽田空港においては、新飛行経路の着実な運用に向けた取組や機能拡充に向けた空港アクセス鉄道の基盤施設整備等を進めるとともに、成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の機能強化の取組を進める。関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。中部空港については、将来の完全24時間化を見据え、事業実施主体である中部国際空港株式会社等と連携し、ターミナルビル改修等の機能強化の取組を推進する。 三大都市圏以外の空港については、訪日外国人旅行者を地方へ誘導する観点からの取組を進める。航空需要の回復及び増加を見据えた空港の機能強化のため、福岡空港の滑走路増設事業、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化事業等を引き続き実施する。 あわせて、空港経営改革による真に魅力ある空港の実現を目指し、既にコンセSSIONが開始されている空港以外の国管理空港についても、地域の実情を踏まえ、空港運営の民間委託の実現に向けた取組を推進する。 また、航空管制処理容量の拡大のため、管制空域の上下分離や複数の空港周辺空域（ターミナル空域）の統合等による空域の抜本的再編を図る。さらに、我が国の操縦士の不足が航空輸送を確保する上でのボトルネックとならないよう、必要な操縦士の養成・確保を行う。	・羽田空港においては、新飛行経路の着実な運用を令和2年3月より開始しており、引き続き騒音・落下物対策、地域への丁寧な情報提供等の取り組みを行っている。また、空港アクセス鉄道については、令和5年度にJR東日本羽田空港アクセス線、令和6年度に京急空港線引上線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備に本格着手しており、引き続き整備を実施している。 ・成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の年間発着容量50万回の拡大に向けた取組を進めるとともに、旅客ターミナルの再構築や航空物流機能の高度化等の検討を進めた。 ・関西空港について、第1ターミナルの改修事業においては、令和7年3月までに国際線キャパシティ拡大や旅客体験の向上などを目的としたターミナル主要機能が完成し、グランドオープンを迎えた。また発着容量拡張を目的として、令和7年3月から新飛行経路の運用を開始した。 ・中部空港について、自動チェックイン機や自動手荷物預け機の整備など第1ターミナルの処理能力向上を目的とした取組を行うとともに、現滑走路の大規模補修時においても継続的な空港運用及び空港の完全24時間運用の実現等を目的とした代替滑走路事業を推進した。 ・福岡空港については、滑走路処理能力の向上を図るため、二本目の滑走路を2025年3月20日に供用開始した。また、那覇空港の国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港の誘導路複線化事業等を実施している。 ・関係地方公共団体や地元経済界を対象とした勉強会等を実施し、空港コンセSSIONを導入した場合の効果等について情報発信を行い、機運醸成に努めた。 ・令和6年度に航空管制処理容量の拡大のための航空路管制空域の上下分離及び北日本のターミナル空域の統合を完了した。令和7年度以降においても、空港周辺空域（ターミナル空域）の統合等による空域の有効活用を図っていく。 ・令和6年2月に学識経験者及び関係団体等からなる「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」を設置し、令和7年3月には「最終とりまとめ」を公表した。
108	53	2. インバウンド回復戦略	(8) インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	エ クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組	国際クルーズ船内におけるコロナの集団感染を受けて令和2年3月以降、我が国への国際クルーズの運航は停止していたが、令和5年から国際クルーズの本格的な受入れを再開する。また、日本船社ではクルーズ船を新造する動きもある。 日本におけるクルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、令和7年に訪日クルーズ旅客をコロナ前ピーク水準の250万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ前ピーク水準の2,000回を超えることを目指した取組を推進する。また、地方誘客を進めるため外国クルーズ船が寄港する港湾数について、令和7年にコロナ前ピーク水準の67港を上回る100港とすることを目指して取り組む。 具体的には、関係業界団体が作成した感染防止対策ガイドラインを各クルーズ船社が遵守して船内の感染防止対策を徹底し、また、寄港地においても、港湾での感染防止対策を進めることにより、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進める。 あわせて、既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境整備や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等によりクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。 また、旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者が岸壁の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や、民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。 さらに、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させるため、寄港地の地方公共団体とクルーズ船社が連携し、寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築するとともに、内陸部を含めた広域に及ぶ上質な寄港地観光造成に向けた取組を進める。 これらに加え、全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携して瀬戸内海や南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルートの開拓を進めるとともに、多様化する訪日クルーズニーズに対応したプロモーションや海外の国際展示会への出展等、訪日クルーズ寄港促進の取組を進める。	クルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりや各寄港地においてハード・ソフト両面から受入れ機能の強化を進めた結果、以下の実績が得られた。 令和6年実績（速報値） ・訪日クルーズ旅客数：143.8万人 ・外国クルーズ船の寄港回数：1923回 ・外国クルーズ船が寄港する港湾数：97港 具体的には以下の取組を実施した。 ・関係業界等による感染防止対策ガイドライン等を踏まえ、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策を徹底したうえでのクルーズの実施を促進した。また、2023年9月には、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組や今後の在り方を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」の公表等を行った。 ・各港湾におけるクルーズ船受入れ機能を確保するため、「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」として、ボーディングブリッジの設置や旅客上屋の改修、屋根付き通路の整備等の支援を実施した。 ・「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されている港湾において、港湾管理者の港湾施設の整備や、港湾管理者と連携船社の調整等、ハード・ソフト両面からの支援を行った。 ・クルーズ船の寄港数の増加やクルーズ船寄港の経済効果を最大化させるため、「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」として、クルーズ船社に対する寄港プロモーションや国際展示会の出展、上質な寄港地観光造成に向けた取り組みを支援した。 ・国が全国クルーズ活性化協議会と連携して、クルーズ船社との上質な寄港地観光造成に向けた意見交換会を実施し、港湾管理者とクルーズ船社とのマッチングを行うことで、瀬戸内海や南西諸島を含め、多様化する訪日クルーズニーズに対応して、全国各地への周遊ルートの開拓を進めた。 ・訪日旅客を含めたクルーズ旅客の裾野拡大を目的とし、「日本のクルーズ市場の持続的発展に向けた有識者検討会」を立ち上げ、令和7年4月時点で第3回までを実施した。 ・JNTOは、令和6年2月に米国クルーズ船社と連携して、旅行会社を日本へ招請し、寄港地コンテンツ等のプロモーションを実施した。 ・JNTOは、令和6年4月、11月に北米最大規模のクルーズ専門見本市、商談会への出展や、同年10月から翌年3月にかけて高付加価値旅行者を主たるターゲットとするクルーズ関係者の招請を実施した。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
109	53	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	オ 国際交通機関へのアクセス向上	主要な首都圏空港、関西空港等への鉄道アクセスの更なる改善を図るため、アクセス線の整備について、事業化に向けた関係者間の具体的な検討を促進する。JR東日本羽田空港アクセス線、なにわ筋線等の事業着手後の設計・工事等を着実に推進するほか、空港アクセス乗換駅等の利便性向上やバリアフリー化の推進を図る。 また、空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高規格道路の整備・活用に取り組むとともに、空港アクセスバスについては、令和3年度に実施した運賃設定の弾力化や、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続簡素化により、引き続き空港アクセスの利便性向上を図る。	・空港への鉄道アクセスの更なる改善のため、国際拠点空港等へのアクセス線の整備等に向けた取組みを推進している。 ・東京圏では、平成28年4月に取りまとめられた交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を踏まえ、羽田空港と多方面とを結ぶJR東日本の羽田空港アクセス線については令和5年3月に工事の施行の認可を行い、JR東日本が同年6月に工事に着手した。羽田空港発着列車の増発のための京急空港線羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線（京急空港線引上線）については令和4年3月に鉄道施設の変更を認可した。加えて、羽田空港内においては、空港整備事業として、JR東日本羽田空港アクセス線の鉄道基盤施設整備を引き続き実施しているほか、京急空港線引上線の鉄道基盤施設整備に本格着工した。そして、京浜急行電鉄品川駅において、線路の増設やホームドア設置、昇降施設の増設工事を進める等、空港アクセス乗換駅等の利便性向上やバリアフリー化の推進を図った。また、新宿、渋谷、池袋等と羽田空港とのアクセス利便性の向上等に資する新空港線（矢口渡～京急蒲田）について、都市鉄道等利便増進法に基づき、令和7年1月に羽田エアポートライン及び東急電鉄から整備構想及び営業構想の認定申請がなされ、同年4月に認定した。 ・大阪圏では、関西国際空港と新大阪駅・大阪都心部とのアクセス改善に向けて、なにわ筋線の整備を引き続き推進していく。 ・空港・港湾・鉄道駅等へのアクセス等、高規格道路とそれを補完する基幹道路の整備・活用を実施。 ・羽田空港においては、令和5年度にJR東日本羽田空港アクセス線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備に本格着手しており、引き続き整備を実施している。 ・成田空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けて検討を進めた。 ・国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号。）により、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスの運賃や運行計画（ダイヤ）の設定変更手続きの特例が設けられた。
110	54	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	カ 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化とMaaSの実装推進	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、観光振興の取組を踏まえた地域公共交通計画の作成を促す。また、便利で利用しやすい公共交通の確保による地域の回遊性・周遊性の向上、交通やサービスそのものの観光資源としての活用等、地域交通を活用し、交通事業者が観光事業者と連携して行う、観光地の魅力向上・高付加価値化に資する取組を支援していく。 さらに、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多様な輸送資源の活用に取り組むとともに、観光地におけるMaaS（Mobility as a Service）について、多言語対応やサブスクリプション等、旅行者目線での実装を推進することにより、旅行者の移動・周遊の利便性を向上させる。国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用を図る。加えて、バスターミナル等におけるバリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備を図る。 バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PAを活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する。 「道の駅」等の駐車場にカーシェアリング車両等を配備し、バス等の公共交通との連携を強化することで、旅行者の周遊促進を図る。 観光等による地域の活性化に資する地域交通を推進する観点から、地域限定型の無人自動運転移動サービスの導入に向けた取組を支援する。	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第3項第3号に基づき、地域公共交通計画に「観光の振興に関する施策との連携に関する事項」の記載が努力義務とされており、観光の取組を踏まえた地域の交通ネットワークのあり方の検討が各自治体においても進められている。令和7年3月末時点で1184件の地域公共交通計画が作成・公表されている。また、地域住民や来訪者にとって利便性の高い交通サービスの実現のため、令和7年3月末時点で95件の地域公共交通利便増進実施計画を認定した。 ・日本版MaaS推進・支援事業にて、複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供する MaaS を活用して、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策に資する取組を支援した。 ・国家戦略特区においては、従来の過疎地域における地域住民を運送対象とした自家用有償旅客運送制度に、特例措置として、訪日外国人をはじめとする観光客を運送対象に加えた自家用有償旅客等運送制度を1区域において実施している。 ・加えて、国家戦略特区制度のみならず、改正道路運送法（令和4年法律第68号）により、一定の要件のもと、地域を限定せずに実施できるよう自家用有償旅客運送制度の見直しを図った。 ・令和3年度に追浜駅交通ターミナル整備事業・呉駅交通ターミナル整備事業・近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業、令和5年度に札幌駅交通ターミナル整備事業を事業化するなど、集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国7か所で展開している。 ・レベル4自動運転を早期に普及・拡大させるために、「自動運転社会実装推進事業」を通じて、「観光の足」の確保にも資する自動運転移動サービスの導入を支援しており、令和6年度は全国で99か所支援した。
111	54	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	キ MaaS等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援	各地域におけるMaaSの実装に向けたシステム構築支援や、交通情報のデータ化や混雑情報の提供を行うシステムの導入、キャッシュレス決済手段の導入、AIオンデマンド交通やシェアサイクル等の新型輸送サービスの導入をはじめとする、MaaSの基盤整備の取組を支援する。	・日本版MaaS推進・支援事業等において、地域交通のキャッシュレス決済導入や地域交通データ化（GTFS）事業、AIオンデマンド交通やシェアサイクル等の新型輸送サービスの導入等に関する取組を支援した。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
112	54	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ク 公共交通事業者等による利便増進措置	空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルについて、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」等に基づき、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置等の整備を図るとともに、インバウンド旅客のニーズに対応するため、モバイル決済を含めたキャッシュレス決済等の交通事業者への導入支援や、公共交通機関間の相互利用の促進を図る。また、令和7年度の多言語対応率100%の達成（空港については100%の維持。）を目指すとともに、車船内も含め案内表示を充実させる。 さらに、鉄道駅におけるナンバリング、大都市バス路線における運行系統のアルファベット・数字表記等によるナンバリング、バスの位置情報や遅延情報を提供するバスロケーションシステムについて、引き続き導入・普及促進を図る。	・鉄道駅については、地域における受入環境整備促進事業補助金や観光振興事業費補助金を活用し、エレベーターやバリアフリートイレ等の整備に対して支援を行った。 ・「交通サービスインバウンド対応支援事業」により、旅客船および旅客船ターミナルの移動円滑化、多言語対応、トイレの洋式化、キャッシュレス対応等への支援を行った。 ・日本版MaaS推進・支援事業等において、地域交通のキャッシュレス決済導入等に関する取組を支援した。 ・鉄道、バス、旅客船ターミナル、空港等において多言語対応を進め、令和5年時点で多言語対応率は鉄軌道駅89%、バスターミナル100%、旅客船ターミナル79%、空港100%となった。 ・都市部をはじめ、多くの鉄道事業者において鉄道駅のナンバリングを導入済み。 ・「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」を作成し、業界団体・地方運輸局を通じて事業者等の関係者に対して周知を行った。 ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業を活用し、バスロケーションシステムの導入支援を実施した。
113	55	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ケ 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化	訪日外国人旅行者の国内移動の活性化のため、訪日外国人旅行者が鉄道を利用し国内を広く周遊できるよう、企画乗車券の造成促進やジャパン・レール・パスの商品内容の充実を図る。	・「Greater Tokyo Pass」が値下げされ、ウェブサイトにて購入できるようになったほか、ジャパン・レール・パスについては、利用者が追加料金を支払うことでのぞみ・みずほ号への乗車が可能になった。
114	55	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	コ 観光地へのアクセスの利便性向上	観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図る。	・国土交通省「交通空白」解消本部において、全国の主要交通結節点における二次交通のサービス提供、わかりやすい情報発信に関してどのような課題があるかリストアップ調査を実施し、3カ年の対応方針を定めた。 ・共通乗車船券の発行など、地域住民や来訪者にとって利便性の高い交通サービスの実現のため、令和7年3月末時点で95件の地域公共交通利便増進実施計画を認定した。
115	55	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	サ わかりやすい道案内等の充実	道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現する。特に、北海道における訪日外国人旅行者のドライブについては、官民（観光・交通関係団体、行政等）が一体となって促進を図る「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において移動経路等のGPSデータを継続的に活用すること等により、安全・安心を高める情報発信の充実、ドライブ観光の海外への魅力発信等を行う。	・訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現するため、道路案内標識の英語表記の改善・充実、交差点名標識への観光地名称の表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等に取り組んでいる。 ・訪日外国人旅行者の北海道の地方部への誘客のため、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」（令和7年3月末時点においては108機関が登録）において、スマートフォンアプリケーション（GPS機能）データを活用し、来道外国人ドライブ旅行者の周遊・滞在状況についてデータを把握し、構成員で共有・活用を行っている。また、毎年、北海道ドライブ観光促進プラットフォーム会合を開催し、データを活用した施策展開等について意見交換を行っている。 ・訪日外国人旅行者の利便性向上を図るため、関係機関と連携して、北海道の観光情報やレンタカー情報のほか、交通ルールや冬道運転の注意点など各種情報を集約した多言語対応のポータルサイトを整備し、ドライブ観光の安全・安心と魅力向上に資する情報発信を行っている。
116	55	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	シ 幹線鉄道の整備	整備新幹線については、現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）について、着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）や九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）については、引き続き必要な検討等を実施するとともに、関係地方公共団体等との調整を進める。 さらに、リニア中央新幹線について、水資源・環境保全等の課題解決に向けた取組を進めつつ、三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして、沿線の地方公共団体とも連携し早期の整備を促進する。 これらの高速鉄道ネットワークの拡充を通じ、地域間の移動時間を短縮させ、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。	・整備新幹線については、着実に整備を進めているところであり、令和6年3月には、北陸新幹線（金沢・敦賀間）が開業した。現在建設中の北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、令和7年3月に、「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議」において、現時点では、完成・開業は概ね令和20年度末頃となるが見込まれるが、トンネルの貫通に一定の目途が立った段階で、改めて全体工程を精査し開業時期を定めることが適切であることなどを内容とする報告書がとりまとめられた。未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を先行的・集中的に実施するとともに、令和6年には詳細な駅位置・ルートの案を公表した。さらに、九州新幹線（西九州ルート）について、関係者との協議を進めた。 ・リニア中央新幹線（品川・名古屋間）について、「リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議」を通じて、ＪＲ東海の対策状況を継続的に確認するとともに、静岡県とＪＲ東海の協議に国土交通省も入って一層の対話を促した。また、名古屋・大阪間について、一日も早い全線開業に向け、関係地方公共団体やＪＲ東海と連携し、環境整備を進めた。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
117	56	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ス 都市鉄道の整備	既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等により、公共交通のネットワークの充実度を高めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化、無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実等を図る。	・令和3年7月に取りまとめられた交通政策審議会答申「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」を踏まえ、東京メトロ有楽町線（豊洲～住吉）及び南北線（品川～白金高輪）の延伸について、令和6年に両線の工事の施行の認可を行い、東京メトロが工事に着手した。このほか、令和7年1月、大阪・関西万博のアクセスルートとなる大阪メトロ中央線（コスモスクエア～夢洲）が延伸開業した。 ・鉄道駅については、地域における受入環境整備促進事業補助金や観光振興事業費補助金を活用し、エレベーターやバリアフリートイレ等の整備に対して支援を行った。 ・無料Wi-Fiの整備、多言語表示の充実については、「地域における受入環境整備促進事業」や「公共交通利用環境の革新等事業」を用いて支援を続けている。
118	56	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	セ 高速道路の整備等	観光地域へのアクセスや観光地域間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地域へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高規格道路の整備を推進する。 高速道路料金については、観光振興や地域活性化を一層推進するため、周辺地域や観光関係事業者等と連携した企画割引である周遊バスの実施や観光周遊バスの平日のみの利用についての割引拡充、観光振興の観点からの料金割引等、高速道路会社の創意工夫を生かした積極的な料金施策を展開していく。 また、スマートインターチェンジ等の整備により、観光旅行者の利便性の向上を図っていく。	・周辺地域や観光関係事業者等と連携した企画割引（周遊バス）については、令和6年度、133コースの商品を販売した。 また、平日の利用のみの場合、割引率の拡充を実施した。 ・スマートインターチェンジについては、令和7年3月末時点で161箇所が開通し、51箇所が事業中となっている。
119	56	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ソ 地域内の道路・道の駅の整備	地域内の道路について、観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支えるため、地方の自主性を生かしつつ、観光施設、インターチェンジ等へのアクセス確保等の整備を支援する。 また、「道の駅」について、それ自体が観光資源にもなることを踏まえ、令和7年までに「道の駅」を地方創生・観光を加速する拠点とするため、キャッシュレス導入や外国人観光案内所の日本政府観光局認定の取得といった訪日外国人旅行者対応を推進する。	・個別補助制度（ICアクセス）により、高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について、計画的かつ集中的に支援している。 ・令和6年度までに、約8割の「道の駅」でキャッシュレスが導入され、また、外国人観光案内所を有する「道の駅」の一部において、日本政府観光局（JNTO）による認定の取得が進むなど、訪日外国人旅行者対応の進捗が図られている。
120	56	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	タ 道路交通の円滑化	道路ネットワークの整備やボトルネック解消策等の交通容量拡大策に加えて、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、観光地周辺の空き駐車場の予約による観光交通の分散等、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を最大限活用する取組を推進する。また、地域や公共交通との連携による車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報内容・精度の改善・充実、ETC2.0サービスの渋滞回避支援等の機能の活用等により、道路交通の円滑化を図るとともに、これらを支える車両内外のデータ連携基盤の構築を進めることで、観光旅行者の利便性の向上を図る。 さらに、観光旅行者が多く通行する道路等において、季節や時間による交通流の変動に的確に対応するため、信号機等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化等を推進することにより、交通渋滞を緩和し、交通アクセスの改善を図る。	・ゴールデンウィークや休日に混雑しているエリアを抽出し、協議会で詳細に分析した。ソフト・ハード含めた渋滞対策を検討し、交通需要マネジメントを実施した。 ・京都や鎌倉等において、駐車場予約システムを活用することで、うろつき渋滞を減らす取り組みを行った。また、交通量をリアルタイムに監視し、AIによる渋滞を予測、webサイトと現地でリアルタイムに情報提供することで、観光交通の分散を行った。 ・警察庁及び都道府県警察において、プローブ情報処理システムの運用や高度化光ビーコンの整備により、プローブ情報の収集を推進するなど、運転者に提供する交通情報の精度の向上及び情報提供エリアの拡大を図った。 ・交通の円滑化にも資する交通安全施設等整備事業を着実に推進するとともに、プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化等を推進している。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
121	57	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	チ 旅客船ターミナル・旅客船の整備	離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させる。さらに、キャッシュレス決済システムの整備や、旅客船ターミナル及び旅客船における感染症対策を実施し、快適で安心・安全な旅行ができる環境整備を図る。	・旅客船ターミナルのバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備、感染症対策に関するニーズの把握を行った。 ・「交通サービスインバウンド対応支援事業」により、旅客船および旅客船ターミナルの移動円滑化、多言語対応、キャッシュレス対応、無線LAN環境整備、感染症拡大防止対策等への支援を行った。
122	57	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	ツ マリンレジャーを活用した地域観光の振興等	プレジャーボートの収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪とする公共水域の適正な利用の促進や、「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会の提供の取組を地方公共団体や関係団体等と連携して推進する。	・令和6年3月に策定された「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、放置艇対策を適切に推進している。 ・マリンレジャーの拠点である「海の駅」やボート関連イベント等において、クルージングの魅力やマリンチック街道の周知をするともに、地方公共団体や関係団体等と連携して、クルージング等の体験機会提供の取組※を全国各地で実施した。 ※開催実績 令和5年度：27件、令和6年度：28件
123	57	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	①交通機関の整備・外国人対応	テ 港湾空間・みなとオアシスの整備等	港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備等のハード施策やみなとオアシスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。令和5年3月末までに157か所が登録されているみなとオアシスを通じて、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを引き続き推進していく。 また、訪日外国人旅行者の周遊促進・消費拡大や安全・安心な旅行環境の整備のため、港湾におけるICT等を活用した受入環境整備や災害時の多言語対応強化等を支援する。	・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設としてみなとオアシスを登録し、令和7年4月末までに167箇所のみなとオアシスを登録した。 ・訪日外国人旅行者の周遊促進・消費拡大や安全・安心な旅行環境の整備のため、港湾におけるICT等を活用した受入環境整備や災害時の多言語対応強化等の支援について、令和5年4月から令和7年4月末までに6件の支援を行った。
124	58	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	②出入国に関する措置等の受入体制の確保	ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化	二国間の人的交流を促進するため、ビザ緩和を戦略的に実施する。特に訪日プロモーション事業の重点国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な国・地域を中心に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連動して、ビザ緩和・ビザ発給の円滑化を積極的に実施する。また、ビザ申請人の利便性向上につながる円滑かつ迅速なビザ発給手続を推進するため、ビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。	・令和5年度にカタール及びブラジル、令和6年度にパナマを対象として、一般旅券所持者に対する査証免除措置を導入した。また、令和5年度にモンゴル、サウジアラビア、令和6年度にフィリピン、ウクライナ、ブルネイを対象として査証緩和を行った。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
125	58	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	②出入国に関する措置等の受入体制の確保	イ 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現	空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すなど、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。 ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、台湾における令和6年度以降の本格実施に向けて必要な調整を行う。 ・全国4空港において運用中の自動化ゲート（指紋認証ゲート）について、出入（帰）国者数の回復状況を見極めながら、今後の在り方を検討する。 ・全国7空港において運用中の顔認証ゲートについて、出入（帰）国者数の回復状況を見極めながら、今後の拡充を検討する。 ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ体制の整備を図る。訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。 ・旅客の案内等に従事する「イミグレーションアテンダント」を配置することで、入国審査官を出入国審査に専念させる。 ・Visit Japan Webを活用したCIQ手続等のデジタル化を推進し、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性向上を目指す。 ・出入国在留管理庁において、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Recordの略。）の電子的な取得等、情報収集を一層進めるとともに、更なる情報分析・活用的高度化を推進する。 ・本邦渡航前の事前スクリーニングを強化する相互事前旅客情報システム（iAPI: interactive Advance Passenger Information systemの略。）について、令和6年度中に試行導入することを検討する。 ・税関当局において、国内外の関係機関等との連携や、出入国旅客の事前旅客情報（API: Advance Passenger Informationの略。）や乗客予約記録（PNR）といった情報の電子的な収集の強化を図るとともに、それらの情報を24時間体制で分析・活用する。 ・出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器導入を推進する。また、保安検査員の人材確保・技量向上や労働環境改善等を図るための取組を継続的に実施する。 ・自動手荷物預機等の自動化機器の導入、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID化）、自動運転技術による手荷物・旅客輸送の円滑化等の先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続や空港内動線を一气通貫で高度化し、手続全体の円滑化を実現する（FAST TRAVELの推進）。 ・迅速な通関による旅客の利便性の向上と、厳格な税関検査の実施による国民の安心・安全の確保の両立を図るため、税関検査場電子申告ゲート等の配備を進める。	・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、関係機関と調整を重ね、令和7年1月16日から2月12日まで実施した。 ・自動化ゲート（指紋認証ゲート）について、出入（帰）国者数の回復状況に加えて、現在検討を進めている日本版ESTA導入に合わせて同ゲートの在り方の検討を進めている。 ・顔認証ゲートについて、利用対象者の全体数の推移から現状における拡充は見送った。令和7年度以降も引き続き状況を見極めながら今後の在り方を検討する。 ・訪日外国人旅行者数が増加する中、円滑な出入国審査を行うため、入国審査官の増員のほか地方空港・港湾を管轄する地方出入国在留管理局において、職員の勤務時間の見直しや同地方官署内での応援派遣等を行い、到着便が輻輳する時間帯に入国審査官を効果的に配置するなど、機動的な勤務体制の整備を行った。また、必要に応じて審査機器の増配備等を行った。 ・税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、訪日外国人旅行者数等を踏まえ、必要な人員の確保、適正な人員配置を行うとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の整備を実施した。 ・動植物検疫では、人員の再配置、地方空港・港湾への出張検査対応等による業務の効率化を図った。令和7年度は動物検疫所において家畜防疫官541名及び植物防疫所において植物防疫官984名を維持するとともに、動植物検疫探知140頭を維持することにより、水際での携帯品等検査の体制を整備した。 ・旅客の案内等に従事する「イミグレーションアテンダント」を主要空港に配置し、入国審査官を出入国審査に専念させることで審査待ち時間の短縮に努めた。 ・Visit Japan Webを活用したCIQ手続等のデジタル化の推進について、財務省税関及び出入国在留管理庁では、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」の運用を関西空港（第1ターミナル・第2ターミナル）・羽田空港（第2ターミナル・第3ターミナル）・成田空港（第3ターミナル）において令和7年4月1日以降順次開始した。 ・Visit Japan Webについては、安定運用を実現し、利用者の利便性向上等に資するとともに、利用者のニーズ等に応じた機能拡充等を行った。 ・出入国在留管理庁では、航空会社から報告を受けた乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）と同庁が保有するその他の情報を合わせて分析して出入国管理上の要注意人物を発見し、関係機関とも連携を強化するなどして、厳格な上陸審査を実施している。引き続き、情報の収集・分析等を進め、厳格な水際対策を推進していく。 ・相互事前旅客情報システム（iAPI）について、試行的な運用を令和6年8月に開始した。 ・急増する訪日外国人旅行者等の円滑な入国と厳格な水際対策を両立させるため、税関では、事前旅客情報（API）や乗客予約記録（PNR）を24時間体制で分析・活用し、旅行者等の効率的かつ効果的な検査を実施した。また、引き続き全ての航空会社からの電子的なPNR取得の推進、国内関係機関との連携の推進等による情報収集・分析の強化を行った。 ・旅客の利便性向上を図りつつ、多数の旅客に対し確実かつ効率的に検査を実施できるよう、スマートレーン・爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器にかかる経費を一部負担・補助することにより導入を促進した。また、保安検査員の人材確保・技術向上や労働環境改善のため、保安検査員WGによる情報共有や契約単価の引き上げの働きかけなど保安検査員の処遇改善等に関する取組を継続的に実施した。 ・FAST TRAVELの推進として、各空港において官民での情報共有や、先進機器・システムの導入を実施し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現に向け、空港での搭乗手続の円滑化や旅客動線の合理化・高度化の事業に取り組んだ。 ・空港の制限区域内において、官民が連携して、自動運転レベル4相当の導入に向けた実証実験を実施し、課題の抽出及び必要となるインフラや運用ルール等の検討を行った。 ・増加する訪日外国人旅行者に対応するため、税関検査場電子申告ゲート等を適正に運用するとともに、一部の空港において税関検査場電子申告ゲートの機能強化を行ったほか、税関検査場電子申告ゲートを配備していない空港についても二次元コード読取端末の増配備を行った。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
126	59	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	ア 観光地のインバウンド対応の支援	300地域以上の観光地におけるICTを活用した多言語表示や無料Wi-Fi等を通じたインターネット利用環境・ナイトタイムエコノミー環境等の整備、清潔性維持や混雑緩和に配慮したトイレの観光施設等における整備、小売・飲食店も含めた地域におけるキャッシュレス決済対応、AIやICT等の最新技術のノウハウを有するベンチャー企業や地方公共団体等の連携、外国人観光案内所の機能強化等の面的な取組を推進する。 また、訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制を整備する。	・「地域における受入環境整備促進事業」や「インバウンド受入環境整備高度化事業」等により、観光地における多言語看板整備、公衆無線Wi-Fi整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、バイオトイレの整備等の観光地の面的整備を支援した。 ・ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナーを開催するとともに、地域とインバウンドベンチャーの連携に係る実証事業支援を行った。また、こうした成果を取りまとめる形で、「地域主体とインバウンドベンチャーの連携促進に向けたノウハウ集」を令和7年3月に作成・公表した。【再掲】 ・訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制として、国民生活センターでは「訪日観光客消費者ホットライン」を開設し、三者間通話による多国語での相談対応を実施している。また、訪日観光客向けの多言語専用サイトを運営し、情報発信を行っている。
127	59	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	イ 通訳ガイドの質・量の充実	（1. （4）ウ 再掲）	（1. （4）ウ 再掲）
128	59	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	ウ 観光案内拠点の充実	ウェブやスマートフォン等の普及や旅行動態の変化等、外国人観光案内所を取り巻く環境が近年大きく変化しているところ、これまで整備してきた観光案内所の体制（1,500か所以上）を維持しつつ、観光案内所のブランド力強化、サービスの質の向上、持続可能な観光、自然災害や感染症等への対応等の課題の解決を図る。そのために、DX技術の活用や観光案内所間の連携強化・ネットワーク化等の観光案内所の機能強化の取組を進めるとともに、日本政府観光局が中心となって研修等を実施する。また、観光スポットの魅力を発信し、地域との交流を図る観光スポット情報・交流施設の整備を促進する。	・多言語での情報提供拠点として重要な役割を担うJNTO認定外国人観光案内所について、機能強化方策を総合的に検討する有識者検討会を計4回開催し、その検討結果を踏まえ、令和5年3月にJNTOの外国人観光案内所の認定制度における基準を含む「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」を改定した。 ・観光スポットの魅力を発信する取組として、令和6年度に、地域観光新発見事業において、造成した観光コンテンツについてSNS発信のための動画開発支援等を実施した。
129	59	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	エ 観光地域における案内表示等の充実	公共交通機関、美術館・博物館、観光地等の外国人目線に立った多言語対応を強化・改善するため、ICTも活用しつつ多言語による案内表示等の充実を図る。 また、携帯型端末等で案内可能な施設情報のオープンデータ化等による移動支援サービスの普及等を推進する。	・「インバウンド受入環境整備高度化事業」等において、観光地における多言語看板の整備等を支援した。 ・バリアフリー施設等データ整備仕様の策定や、現地実証等を踏まえたデータ作成支援及び作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの高度化について検討を進めている。
130	59	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	オ 通信環境の整備促進	訪日外国人旅行者が日本を旅行する際にインターネットによる情報入手に不自由を感じることがないように、携帯電話の通じない地域の解消等、通信環境の整備を促進する。	・携帯電話が利用できない地域の解消等のため、「携帯電話等エリア整備事業」を実施し、通信環境の整備を促進した。
131	60	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	カ 誰もが一人歩きできる環境の実現	誰もが一人歩きできる環境の実現に向け、訪日外国人旅行者への更なる「おもてなし」と我が国の歴史、文化、生活習慣等の理解促進による満足度向上を図るため、多言語翻訳技術の研究開発及び社会実装を進める。 具体的には、令和6年度末までに、ビジネスや国際会議の場面にも対応した実用レベルの同時通訳技術や、重点対応言語の21言語（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ブラジルポルトガル語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、モンゴル語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、ヒンディ語、ロシア語、ウクライナ語）への拡大等を実現するとともに、令和7年の大阪・関西万博に向けた更なる社会実装を推進する。 また、認定手ぶら観光カウンターについて、情報を広く発信し認知度の向上を図るとともに、新たな認定を進めていくことで、手ぶら観光を推進する。	・重点対応言語を21言語に拡大し、同時通訳技術を2025年の大阪・関西万博において実証中である。 ・令和6年度においては手ぶら観光カウンターの機能向上に対して1件支援し、手ぶら観光カウンターの設置を促進するとともに、手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度向上を図った結果、新たに36件の手ぶら観光カウンターを認定した。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
132	60	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	キ 外国人患者受入体制の充実	全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。 具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。 国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。	・訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」については6月・12月に更新し、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしている。また、関係省庁と連携して、訪日外国人旅行者への民間医療保険加入の働きかけを行っている。 ・「インバウンド安全・安心対策推進事業」等において、訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、医療機関におけるキャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語等の環境整備を34件支援した。 また、訪日外国人旅行者に対しJNTOのウェブサイトや海外インフルエンサーを活用したSNS上での周知によって、インバウンド旅行保険の加入促進を図った。 ・国家戦略特区における二国間協定に基づく外国医師の診療業務解禁については、現在までに延べ9名（2025年3月末時点）の外国人医師による医業が可能となった。
133	60	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	ク キャッシュレス環境等の改善	訪日外国人旅行者の地方誘客、消費拡大を図るため、観光地におけるキャッシュレス決済手段の導入を更に促進する。 また、海外発行カードが利用可能なATMについて、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを銀行に対し継続的に提供する。さらに、ATMの設置場所に関する日本政府観光局の情報提供を引き続き行う。 加えて、訪日外国人旅行者の日本国内でのコード決済の利便性向上のため、日本におけるコードの統一規格（JPQR）について、アジア各国の統一規格との相互利用を可能とする取組を進める。	・「インバウンド受入環境整備高度化事業」等において、観光地の飲食事業者等へのキャッシュレス決済手段の導入を支援した。 ・海外発行カードが利用可能なATMについて、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを銀行に対し継続的に提供した。 ・一般社団法人キャッシュレス推進協議会(PJA)にて、アジア各国の統一規格とJPQRの相互運用性の実現に向けた協議を行っている。
134	61	2. インバウンド回復戦略	（8）インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	ケ 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実	ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できるような環境整備を図る。具体的には、観光庁が作成した「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図るとともに、対応している飲食店や宿泊施設等について訪日外国人旅行者に発信するなどの情報提供に取り組む。	・「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」について、飲食店や宿泊施設等の現場により則した構成・内容とした「ベジタリアン・ヴィーガン／ムスリム旅行者おもてなしガイド」を令和6年4月に作成・公表した。 ・多様な宗教的・文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がより安心・快適に旅行を満喫できる環境整備に向け、飲食事業者・宿泊事業者・自治体・DMO等を対象としたセミナーを開催した。 ・「地域一体となったインクルーシブツーリズム促進事業」等において、多様な食習慣・文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の誘客促進・観光消費拡大に向けて、地方自治体、DMO、飲食業、宿泊業、旅行業等の観光関係者が連携して旅行環境整備に取り組むモデル実証を行った。

【参考資料 2－2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
135	61	2. インバ ウンド回復 戦略	（8）イン バウンド受 入環境の 整備	③観光地 等の外国 人対応の 推進	コ 伝統芸 能等におけ る外国人 対応の推 進	令和5年11月の国立劇場閉場後も引き続き外国人が伝統芸能を楽しめるよう、代替施設での公演や国立能楽堂等における外国人対応を推進する。英語版公演解説リーフレットの配布や字幕表示、イヤホンガイドの多言語対応、外国人向け鑑賞教室等のほか、オンライン配信での字幕提供等、ニーズを踏まえた対応を更に推進する。 また、公演情報について、空港・観光案内所等での多言語での広報等、訪日外国人旅行者向けの情報発信も引き続き実施する。 さらに、令和11年度の国立劇場再開場に向け、伝統芸能の魅力を国内外に発信する機能を強化し、インバウンドの観光需要を取り込むべく、国立劇場再整備事業を推進する。 国際的に普遍的価値を持つバレエ、オペラについて、人材育成を強化し、魅力的な公演を製作するとともに、海外への広報宣伝や映像配信等を推進することにより、世界における新国立劇場のプレゼンスを向上させる。	（日本芸術文化振興会） ・法人HP、パンフレット、展示資料の解説・紹介の多言語化。 ・英文の公演スケジュールチラシを訪日外国人の目にとまりやすい観光案内所・主要ホテル等に配布。 ・国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場の各館にて、公衆無線LAN サービス(無料Wi-Fi)を実施し、特にインターネット利用環境を持たない外国人旅行者等への利便性の向上を図っている。 ・外国人のための鑑賞教室として歌舞伎、文楽、能楽等の公演を実施。 （国立劇場） ・歌舞伎・文楽公演において、解説書（有料）に英文解説を併載し、英語での音声同時解説（有料）を実施。 ・舞踊、邦楽、声明公演では解説書（無料）に英文解説を併載。 ・令和6年度は文楽鑑賞教室、舞踊、邦楽（一部）、声明公演において英語字幕アプリを提供。 ・外国人のための鑑賞教室公演の上演に際しては、公演時に6か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語）の公演プログラム（無料）の配布及び英語音声同時解説（無料）を提供した （国立能楽堂） ・各座席で英語による字幕表示が閲覧可能。能楽公演においては、英文解説リーフレット（無料）を配布。 （国立文楽劇場） ・文楽公演において、英文リーフレット（無料）を配布し、英語での音声同時解説（有料）を実施。 ・外国人向けバックステージツアーを実施。 ・外国人向け観劇プランを造成。 ・インバウンド向け伝統芸能の無料動画配信を実施。 （新国立劇場） ・公演サイト、チケット購入サイト、会場で配布する避難経路図等の多言語化。 ・全てのオペラ公演において、英語字幕を表示し、解説書（有料）に英文解説を併載。 ・英語版のラインアップリーフレットおよびシーズンガイドを作成し、都内ホテルやツーリストインフォメーション等に配置。 ・国際的なレピュテーションの確立を目指し、舞台芸術グローバル拠点事業に取り組んでいる。 ・「ANAスカラシップ」のサポートを受け、オペラ研修所およびバレエ研修所では海外研修を実施。 ・各研修所では、海外で活躍する講師を招聘し、国際水準の研修を実施。 ・バレエ研修所は、R6年度入所生より、原則4年間の全日制一貫研修実施を目的とした新研修体系へ移行し、プロとして活躍するトップレベルのダンサー育成を進めている。 ・世界の劇場との共同新制作により、オペラ公演を新制作・上演し、劇場間の国際交流に努めている。 ・世界初演のオペラ・バレエ作品を制作し、上演。 ・インバウンド向けの劇場紹介映像を作成し、ホームページ・SNS等で公開しているほか、国内外で広告を展開。 ・欧米の舞台芸術サイト・雑誌に広告を掲載し、新国立劇場の認知を高めるとともに、同メディアに記事掲載の働きかけを行っている。 ・オペラ・バレエの公演に、海外からジャーナリストを招聘し、新国立劇場の認知を高めるとともに、海外メディアでの露出を図っている。 ・在日旅行代理店(インバウンド取扱い)のモニター観劇会を実施し、インバウンドの誘致を図っている。 ・英語版バックステージツアーの実施や日本食を体験できるイベントをセットにした観劇プランの提供等、インバウンド向けの施策を実施。 ・OperaVisionでオペラ・バレエの公演映像を世界に向けて配信している。 ・世界各地の主要劇場や芸術団体、アーティストなどが4年ごとに一堂に会す国際会議、「ワールド・オペラ・フォーラム」の第3回を東京・新国立劇場で開催することが決定し、開催に向けて、オペラ・ヨーロッパ、オペラ・アメリカ、オペラ・ラテンアメリカとの連携を強化しつつ、準備を進めている。 （国立劇場おきなわ） ・法人HP、パンフレット等の多言語化。 ・英文解説チラシの無料配布。 ・主催公演の年間計画スケジュールを英語、中国語、韓国語で作成し、劇場の他空港及び観光案内所等に配布。 ・公衆無線LAN サービス(無料Wi-Fi)を実施し、特にインターネット利用環境を持たない外国人旅行者等への利便性の向上を図っている。 ・首里城、空港等において英語通訳付きの外国人向けワークショップを実施。 ・一部公演において、英語翻訳タブレットや多言語翻訳イヤホンガイド（日本語、英語、中国語、韓国語）の活用。 ・海外からオンラインでチケット購入が可能。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
136	61	2. インバウンド回復戦略	(8) インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	サ 2025 年大阪・関西万博に向けた受入環境整備	大阪・関西万博に来場する訪日外国人旅行者の受入に向け、CIQ体制の人的・物的な強化、会場内外における多言語対応の強化やピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線LAN 等の社会全体のICT化を推進する。 また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、日本文化の魅力を発信する訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域、更には日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させる。さらに、医療機関への外国人患者受入体制の整備、外国人来訪者への救急・防災対応、熱中症等の関連情報に関する多言語発信、海外発行クレジットカード等の決済環境の整備等を推進する。 加えて、大阪・関西万博に関心を持つ外国人の多言語コミュニケーションを可能とする技術も活用しながら、来訪前から、もしくは来訪せずとも、オンライン上で大阪・関西万博にバーチャル参加・共創できるような仕組みや、日本の魅力的なコンテンツにアクセスできるような環境整備も推進する。	大阪・関西万博に来場する訪日外国人旅行者の受入に向け、CIQ 体制の人的・物的な強化、会場内外における純国産の多言語AI 翻訳エンジンを搭載した自動翻訳システムやピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線LAN 等の社会全体のICT 化を推進した。また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化や地域周遊の促進、受入環境整備等を実施し、JNTO 等と連携した訪日プロモーションや博覧会協会が構築する観光ポータ ルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」で約710 件（令和7年5月末現在）の魅力的な地域の観光商品を掲載するなど、大阪・関西万博に向けた来場者の受入環境整備を進めた。さらには、70 種類の決済ブランドによるキャッシュレス決済環境の整備等を推進し、加えて、大阪・関西万博に関心を持つ外国人の多言語コミュニケーションを可能とする技術も活用しながら、来訪前から、もしくは来訪せずとも、オンライン上で大阪・関西万博にバーチャル参加・共創できるような仕組みや、日本の魅力的なコンテンツにアクセスできるような環境整備も推進した。
137	62	2. インバウンド回復戦略	(8) インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	シ 2027 年国際園芸博覧会に向けた受入環境整	花の名所や様々な庭園をはじめとする観光資源との全国的な連携により、2027年国際園芸博覧会への来場を全国的な周遊の契機とするなど、開催効果を全国へ波及させるとともに、会場内外における多言語対応の強化等、必要な受入環境の整備を推進する。	・2025年 1 月から「GREEN×EXPO 2027全国連携プログラム」を募集開始し、公式ロゴマークを活用した全国の花・緑・農・食に関連するイベントやプログラム等との連携や2025年5月にはGREEN×EXPO 2027の開催を記念した特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日等の決定を発表するなど機運醸成を推進するとともに、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が実施する会場建設等の受入環境の整備を支援した。
138	62	2. インバウンド回復戦略	(8) インバウンド受入環境の整備	③観光地等の外国人対応の推進	ス ランドオペレーターの登録制度の適切な運用	利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業（ランドオペレーター）の登録制度について、制度の周知や立入検査等、制度の適切な運用を図る。	・旅行サービス手配業者については、令和7年4月1日時点で、3,243者の登録がなされている。 ・観光庁では、旅行業協会等を通じて旅行サービス手配業者の登録制度を周知するとともに、登録行政庁である都道府県と協力して、立入検査等を通じて法令遵守の指導・監督を行った。
139	62	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		ア アウトバウンドの促進	アウトバウンドの促進は、次世代を牽引する若者をはじめとする国民の国際感覚の向上のみならず、国際相互理解の増進による諸外国との友好関係の深化を図るものであるとともに、双方向の交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を通じ、航空ネットワークの拡大、ひいてはインバウンドの更なる拡大にも貢献する。アウトバウンドの本格的な回復に向け関係省庁・観光業界が広く連携し、有識者の知見も得ながら、各国の現地情報等に係る正確な情報発信や、旅行安全情報共有プラットフォームの活用により、若者だけでなくシニア世代の海外旅行への不安を取り除き、安全・安心な海外旅行のための環境を整備する。また、若者の旅行体験促進のため、関係省庁・観光業界の連携により、継続的な教職員向けセミナーの実施や、イベントの開催等を通じた普及・啓発の取組の着実な実施を図る。さらに、官民の幅広い関係者から構成される「アウトバウンド促進協議会」と連携し、若年層を中心としたプロモーションを通じて海外旅行への機運醸成を図るなど官民一体となった取組についても引き続き着実に推進する。	海外教育旅行の裾野拡大を図るため、学校・地方公共団体と旅行業者の連携による教育的付加価値の高い海外教育旅行プログラムの開発や、シンポジウム開催や事例集作成等による情報発信を実施している。 また、アウトバウンド重点デスティネーションに選定した24の国・地域を中心に、各国政府観光局等と連携し、HPやSNSにより海外観光情報や現地情報（令和7年は、大阪・関西万博関連の海外情報を含む）等発信している。 さらに、海外旅行の機運醸成を図るため、令和7年3月24日（「2025 年旅券」の申請受付の開始日）に、観光庁、外務省、一般社団法人日本旅行業協会(JATA)と共同で「もっと！海外へ宣言」を発出し、新しいパスポートの普及や、旅行会社による海外旅行促進のキャンペーンの実施、若者の国際交流の促進、海外の安全に関する情報の提供、関係者と連携したプロモーションなどの取組みを中心に、官民一体となって一層の取組を進めていくこととした。
140	62	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		イ 日本人海外旅行者の安全対策	日本人海外旅行者の安全性を向上させるため、関係省庁が連携しながら、旅行業者、海外安全ホームページ、たびレジ等を通じ海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図る。 また、テロや自然災害等の発生時には、旅行安全情報共有プラットフォーム等の活用により、旅行者に対して迅速な安否確認を実施するとともに、災害情報や避難経路情報等を幅広く提供することで、アウトバウンドにおける安全対策の促進を図る。	・日本人海外旅行者に対して、旅行安全情報共有プラットフォームについて、「たびレジ」と連携して渡航先の危機管理情報を発信したほか、都市別安全情報の提供を行った。また、テロや自然災害等の発生時に安否確認を実施できる体制の確保に努めた。 ・「海外安全ホームページ」で各国・地域について最新の安全情報を発出。 ・「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメール・LINEで配信。 ・海外旅行関連業者などに向けては、海外渡航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスも提供。企業に同インターフェイスの活用を呼びかけ。安全対策講座も実施。 ・9 月に「ツーリズム EXPO ジャパン2024」（東京）にブースを出展し、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を実施。 ・海外渡航する日本人を対象として、テロや誘拐に遭遇しないための留意点や、万が一巻き込まれた場合の対応、緊急連絡先を取りまとめた「海外渡航の安全対策」リーフレットを作成し、企業関係者などに配布。 ・海外に渡航する日本人留学生に関しては、外務省員が大学などの教育機関での講演やオンライン形式も含めた安全対策講座を実施。

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
141	63	2. インバウンド回復戦略	（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進		ウ 姉妹・友好都市提携等の活用	姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、住民が参加できる機会も多いことから、パブリック・ディプロマシーの一助となるだけでなく、住民自らが地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。また、文化、スポーツ、観光等の様々な分野における交流事業の契機ともなるものである。これらを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした観光プロモーション等による交流の拡大を支援する。	姉妹・友好都市交流を行っている団体のうち、先進性、独自性、継続性、活発性等、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体について表彰（総務大臣賞）し、広く全国に同団体の取組を紹介した。
142	63	2. インバウンド回復戦略	（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進		エ 留学生の増加と活用	日本への質の高い外国人留学生の受入れ及び海外への日本人留学生の派遣は、我が国の高等教育のグローバル化、外国人旅行者の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。 このため、外国大学との単位相互認定等の拡大、外国人教職員・外国人留学生の受入れの促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の海外経験を増やすため、留学・研修支援等の取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を継続し、優秀な外国人留学生を呼び込む。	日本人学生の海外派遣については、 ・奨学金等支給により経済的負担を軽減する「海外留学支援制度」 ・我が国の留学気運の醸成に資する「トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム」 また、日本の発展に資する優秀な外国人留学生の受入れについては、 ・海外拠点を設置し、外国人学生の早期リクルートや帰国後のフォローアップを一体的に促進する「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」 ・外国人留学生の我が国での定着を図る「留学生就職促進プログラム」 ・奨学金制度による経済的支援 それらの推進にあたり大学の国際化のための取組については、 ・日本人学生と外国人留学生が共に学び多文化共修を行う「ソーシャルインパクト創出のための多文化共修キャンパス形成支援事業」 ・海外の大学と日本の大学との間の留学モビリティを拡大する「大学の世界展開力強化事業」を実施するとともに、在外公館を通じて外国人留学生を呼び込むための情報発信を行った。
143	63	2. インバウンド回復戦略	（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進		オ 訪日教育旅行の促進	青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。 訪日教育旅行の重要性を踏まえ、令和7年までに訪日教育旅行者数が令和元年の水準を超えることを目指し、地域における調整・相談窓口の構築、地域の観光部局と教育部局との連携等を促進する。訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに必要な体制整備を地域の観光部局が中心となって行うことを促進するとともに、地域の観光部局と教育部局との間での役割分担の明確化と共通理解の醸成が図られるよう、周知徹底する。また、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義についての教育部局・学校に対する理解の促進、海外の学校関係者等を対象としたセミナーの開催、ウェブサイトを通じた教育旅行先としての魅力の発信を行う。さらに、日本政府観光局に設置した相談窓口を通じて海外からの問合せに対応するとともに、訪日の申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングを図る。	・訪日教育旅行の更なる促進を図るため、JNTOのウェブサイトを通じて、日本の観光資源や安全面等の情報を海外の学校・旅行会社へ発信したほか、訪日教育旅行の教育的意義について国内の教育部局や学校に対しても周知を行った。また、令和6年6月に台湾、令和7年2月にオーストラリアにおいて教育関係者を対象としたセミナーを開催し、日本の体験プログラムや見学地の紹介等を通じて、教育旅行先としての日本の魅力を訴求した。さらに、台湾においては令和6年10月に日本での学校視察や意見交換会、地方視察を行う等、日本の受入地方公共団体との交流の機会を設けた。加えて、JNTOに設置した相談窓口を通じて海外からの問合せに対応するとともに、訪日の申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングを図った。 ・各都道府県教育委員会の担当者等が出席する会議等において、訪日教育旅行に対する理解の促進のため、訪日教育旅行の教育的意義等についての説明を実施した。
144	64	2. インバウンド回復戦略	（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進		カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進	二国間の取り決めに基づき、各々の国が相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進する観点から、既存の導入国27か国・地域以外の諸国との間における新規導入について随時検討する。	令和5年度にフィンランド及びラトビア、令和6年度にルクセンブルクとの間で、ワーキング・ホリデー制度を新規導入。令和6年度に英国との間で参加人数枠を大幅拡大した。また、令和6年度には既存の導入国のうちの8か国との間で、参加回数複数回化を含む制度の一部見直しを行い、日本側受入れ拡大を図った。
145	64	2. インバウンド回復戦略	（9）アウトバウンド・国際相互交流の促進		キ 海外の青少年等との交流促進	親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進していく。	外務省の対日理解促進交流プログラムの下で、アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、青少年の招へい・派遣事業及びそのフォローアップを実施した（令和6年度は約3,000名が参加）。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
146	64	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		ク 地域レベルの国際交流・国際協力の推進	地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした会議等を開催する。	・地方自治体の実務担当者等を対象とし、地域レベルの国際交流活動に関する外交政策や、最新の国際情勢に関する説明及び地方自治体の関心の高い事項をテーマとした講演会と意見交換会を行う「地方連携フォーラム」を年1回開催（令和5年度1回、令和6年度1回） ・地方自治体の実務担当者等を対象とし、外務省の地方連携事業に関する説明会を年1回開催（令和5年度1回、令和6年度1回）
147	64	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		ケ 日中韓三国間の観光交流と協力の強化	平成18年に設置された日中韓観光大臣会合において合意された取組を、日中韓三国が連携協力して着実に実施すること等により、域内及び域外との観光交流の一層の拡大や質の向上、旅行者の安全確保等に取り組む。	第10回日中韓観光大臣会合を兵庫県・神戸市で開催し、日中韓三国の観光交流と協力の一層の強化、三国間の人的交流拡大、地域経済の繁栄と社会発展の促進等を目的として議論を行い、共同宣言を採択した。
148	64	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		コ 二国間の観光交流の取組の推進	二国間の交流人口の拡大に向け、二国間の観光交流事業、観光見本市への相互出展等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り組む。	・政府当局間による協議会の開催等を通じ、観光分野における二国間の連携協力、交流人口の拡大に努めた。 令和5年7月 サウジアラビアと「観光協力に関する覚書」に署名した。また、UAEと「観光分野における協力覚書」に署名した。 令和5年7月 オーストラリアとの間で、日オーストラリア観光交流促進協議を開催した。 令和5年11月 アメリカと「日米観光交流年2024における協力覚書」に署名した。 令和5年11月 フィリピンとの間で「観光分野における協力覚書」を締結した。 令和6年3月 トルコとの間で、日トルコ観光交流促進協議会を開催した。 令和6年9月 ブルガリアと観光分野協力に関する覚書を締結した。 令和6年11月 フィジーと観光分野協力に関する覚書を締結した。 令和6年12月 令和7年の日韓国交正常化60周年を記念し日韓観光ビジネスフォーラムをソウル（韓国）で開催、続けて日韓観光振興協議会を江陵（韓国）で開催した。 令和7年1月 スペインとの間で、日スペイン合同協力委員会を開催した。 ・このほか、ツーリズムEXPOジャパン（令和5年度～令和6年度）にあわせて来日した海外の観光担当大臣等とバイ会談を実施し、両国間の人的交流拡大に向け、協力を確認した。
149	64	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		サ 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進	UNWTO、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関及びアジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN+3（日中韓）等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。特に、令和元年に我が国がUNWTO理事国に再就任したことを踏まえ、UNWTOとの共催による国際会議等を我が国で開催し観光政策を発信すること等により、UNWTO加盟国・地域の観光促進に貢献する。また、日本に所在するUNWTOアジア太平洋地域事務所（RSOAP）を通じてUNWTOとの連携を強化し、持続可能な観光の推進に向けて取り組む。加えて、令和5年の日ASEAN友好協力50周年を契機とし、日ASEAN間の観光交流等の促進を図る。	・多国間枠組みにおける各種会合への出席、日本の観光政策を紹介した。 【OECD】 ・年2回開催されるOECD観光委員会において、我が国は副議長を務めており毎回出席 【UNWTO（UN Tourism（※令和6年1月に通称変更））】 ・理事国については、令和元年～令和5年の任期が満了。同年に、引き続き理事国に就任（任期は令和9年まで） ・2年に1回開催される総会への出席 ・年2回開催される理事会への出席 ・年1回開催される地域委員会の出席 ・令和6年11月に宮城県仙台市において、UN Tourism及びUN Tourismアジア太平洋地域事務所（RSOAP）と連携し、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初めての観光レジリエンスに関する閣僚級会合「観光レジリエンスサミット」を開催。観光レジリエンスの向上に向けた今後の取組みの方向性をまとめた共同声明「仙台声明」を採択。 ・RSOAPと連携し、「Best Tourism Villages」の普及促進等を通じた持続可能な観光を推進 【APEC】 ・年2回開催されるAPEC観光作業部会への出席 ・2年に1回開催されるAPEC観光大臣会合への出席 【ASEAN】 ・令和5年10月に東京において閣僚級会合「日ASEAN観光大臣特別対話」を開催し、持続可能な観光や相互交流をテーマとした「日ASEAN観光大臣特別対話共同声明」を採択 ・年2回開催されるASEAN+3観光実務者級会合への出席 ・年1回開催されるASEAN+3観光大臣会合への出席

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
150	65	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		シ 開発途上国等の観光振興に対する協力	開発途上国等に対し、観光振興の実施に当たって必要となる情報の提供や提言等の協力を行う。こうした協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。また、日本アセアンセンターによる取組を通じ、ASEAN諸国のニーズを踏まえた観光振興、人材育成事業等に貢献する。	・開発途上国における観光振興に協力するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた集団研修を行った。 2023年度：9回実施 2024年度：8回実施 ・ASEAN諸国に対して、日本アセアンセンターによる教育旅行セミナー、女性観光事業者向け研修等の取組を通じて、観光振興、人材育成等の協力を行った。
151	65	2. インバウンド回復戦略	(9) アウトバウンド・国際相互交流の促進		ス 海外における日本語教育	日本文化をはじめとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化するために、国際交流基金による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与することにより、潜在的な訪日観光層となり得る親日層の育成を一層促進する。	・JFによる日本語専門家の派遣、日本語教師の訪日研修等、様々な形で海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。また、以前から継続的に充実を図ってきたeラーニングコンテンツや日本語教材を幅広く活用し、海外における日本語教育の普及・拡大を通じて対日理解の促進や日本への親近感の醸成を図った。
152	65	2. インバウンド回復戦略	(10) 国際観光旅客税の活用			高次元で観光施策を実行するため、国際観光旅客税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。その際、ポストコロナも見据えて、本制度の活用の在り方について不断の検討を行う。	・国際観光旅客税収については、国際観光振興法及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」において、使途を3つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。毎年度、基本方針等に基づき、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとし、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。
153	66	3. 国内交流拡大戦略	(1) 国内旅行需要の喚起		ア 全国旅行支援の着実な実施	コロナの影響を強く受けている宿泊業、旅行業、貸切バス等の交通機関や幅広い地域の関連産業を支援するため、措置された予算を活用して全国旅行支援を着実に実施し、全国的な旅行需要の喚起を図る。	・全国旅行支援の実施により日本人の国内延べ宿泊者数は、コロナ禍前と比較して同水準以上に回復し、観光関連産業の支援につながった。
154	66	3. 国内交流拡大戦略	(1) 国内旅行需要の喚起		イ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	(1. (1) 再掲)	(1. (1) 再掲)
155	66	3. 国内交流拡大戦略	(1) 国内旅行需要の喚起		ウ 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	(2. (2) 再掲)	(2. (2) 再掲)
156	66	3. 国内交流拡大戦略	(1) 国内旅行需要の喚起		エ 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	(2. (3) 再掲)	(2. (3) 再掲)
157	66	3. 国内交流拡大戦略	(1) 国内旅行需要の喚起		オ 交通機関の整備	(2. (8) ① 再掲)	(2. (8) ① 再掲)

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
158	66	3. 国内交 流拡大戦 略	（１）国 内旅行需 要の喚起		カ 2025 年大阪・関 西万博を 契機とした 国内観光 振興	大阪・関西万博の開催効果を大阪・関西のみならず日本全国が享受することができるよう、全国的な機運醸成を図る。 そのため、万博開催を契機とした交流人口の拡大を目指し、①万博来場者の全国への誘客や、被災地復興、食文化の発信等を通じた「観光交流」、②全国自治体の子ども・若者等の海外交流促進や自治体の会場内参加の促進等による「自治体交流」、③修学旅行等における万博来場等による「教育交流」、④「日本博2.0」の展開やスポーツとの連携強化による「文化・スポーツ交流」、⑤テーマウィークの展開や国際会議等（MICE）の誘致促進等による「ビジネス・学術交流」を推進する。 具体的には、「観光交流」として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、広域周遊を含む質の高い魅力的な観光周遊モデルコースの構築、観光資源の磨き上げ、コンテンツの充実化等を集中的に実施する。	・大阪・関西万博を契機とした全国的な誘客を促進するため、以下の取組を行った。 ①特別な体験の創出等の観光コンテンツの充実化、地方部での周遊を含むモデルコースの造成、「EXPO2025関西観光推進協議会」における官民連携での幅広い取組、旅行会社招請による商品造成促進等を実施した。また、公益社団法人2025 年日本国際博覧会協会が構築する観光ポータルサイト「Expo 2025 OfficialExperiential Travel Guides」による情報発信を実施した。 ②「万博国際交流プログラム」を通じて万博参加国と全国の自治体の国際交流事業を実施中。登録された全交流計画は154件(95自治体(19府県76市区町村))、交流相手国は76カ国。 ③文部科学省を通じた情報発信や、全国の学校教職員等を対象とした説明会等を通じて、修学旅行等における万博の活用について情報提供を実施し、修学旅行等における万博来場等を促進。 ④大阪・関西万博に向けて、最高峰の文化資源を更に磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを行い、国内外に日本文化の魅力を発信した。また、日本で開催される国際競技大会の関連イベント等でのPRを行うことを検討。調整中。 ⑤大阪・関西万博をMICE誘致促進の機会と捉え、MICE推進関係府省庁会議の開催による連携強化や関係省庁との連携による国際会議誘致・開催のための招請レター発出等を行った。 ・「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」により、DMOが中心となり、地域が一体となって行う、滞在コンテンツの充実等の取組を107件支援した。 ・大阪・関西万博の「食と暮らしの未来ウィーク」期間中（令和7年6月8日～6月15日）に、日本の食・農林水産業の魅力を発信するための出展を実施。出展を通じ来場者に日本の食・農林水産業の魅力を伝え、全国各地へ誘客し、各地域での食・食文化等の体験や滞在を促進。 ・万博に関連して観光資源の磨き上げ、コンテンツの充実化等を集中的に実施する取組として、令和7年度に、地域観光魅力向上事業において、万博実施期間内に万博に来場する観光客に対して観光コンテンツの販売を行う事業の支援を実施する予定。
159	66	3. 国内交 流拡大戦 略	（１）国 内旅行需 要の喚起		キ 国内旅 行の促進の ための関係 者が協力した 取組の推進	個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行需要の平準化につながるキャンペーンの実施、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。	・積極的な休暇取得と休暇分散の促進を目的とする「ポジティブ・オフ」運動への賛同企業・団体について特設ホームページを通じて紹介した。令和5年度には、平日への旅行需要の平準化を促す「平日にもう1泊」キャンペーンにも取り組んだ。
160	66	3. 国内交 流拡大戦 略	（１）国 内旅行需 要の喚起		ク 「新・湯 治」等の推 進	現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進する「新・湯治推進プラン」に基づき、温泉地全体で得られる療養効果の把握・情報発信等の施策を展開する。 また、温泉の保護及び災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。	・「新・湯治推進プラン」に基づき、温泉地全体の療養効果を把握するため、全国の温泉地と連携した調査を実施し、19,575件分のアンケート調査結果を取りまとめた。また、温泉地における医療系の専門機関等と連携したより発展的な調査や、温泉地における自然資源をはじめとした地域資源の活用を目的としたモデル調査、温泉をとりまく多様な連携プラットフォームである「チーム 新・湯治」においてセミナーや全国大会を開催し、温泉地活性化に向けた交流促進・情報発信等を行った。 ・温泉資源の全国的な状況把握や、可燃性天然ガスによる災害や硫化水素による事故の防止に関する調査研究等を実施した。
161	67	3. 国内交 流拡大戦 略	（１）国 内旅行需 要の喚起		ケ 「海事 観光」の情 報発信の 強化	島々が作り出す美しい風景や海ならではの絶景スポット、マリレジャー等のアクティビティ等、ダイナミックで魅力ある「海事観光」分野の認知を高め、船旅や島旅をはじめとする海事観光需要を創出するため、国や関連業界が連携して情報発信を強化する。特に、海や船の楽しさを伝える「C to Seaプロジェクト」の公式SNS（YouTube・Twitter・Instagram）及びポータルサイト「海ココ」を活用し、海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で発信する。 また、国民の祝日「海の日」に際し、その意義について引き続き国民の理解増進を図るとともに、海事観光を推進する観点からも、観光関係者による各種メディアでの広報、「海の日」周知イベントの開催、旅行商品の造成等を促す。	・全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」を活用し、地域別及びカテゴリ別に情報を集約するとともに、船旅と海の絶景を組み合わせる楽しむ海事観光のモデルプランを策定した。また、「C to Seaプロジェクト」の公式SNS（フォロー1万人以上）及び「海ココ」を活用し、海の絶景や船旅等の情報を発信した。 ・国民の祝日「海の日」に際し、その意義について引き続き国民の理解増進を図るため、ポスターコンクールや汽笛の一斉吹鳴等、「海の日」周知イベントの開催を促した。また、海への旅行を誘発するキャッチフレーズを掲載したビジュアルを、国民の祝日「海の日」海事関係団体連絡会の協力を得て作成した。さらに、同ビジュアルを活用して観光関係企業・団体の各種広報媒体（ウェブサイト、機内誌、デジタルサイネージ等）およびイベント等での掲出をはじめ、旅行商品の造成等を促進している。

【参考資料 2 - 2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
162	67	3. 国内交 流拡大戦 略	(1) 国 内旅行需 要の喚起		コ 水辺に おける環 境学習・自然 体験活動 等の推進	「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めるとともに、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。また、自然体験プログラムの開催の場となる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用の促進を図る。	・「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進めるとともに、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進した。 ・海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を引き続き推進する。
163	67	3. 国内交 流拡大戦 略	(2) 新 たな交流市 場の開拓		ア ワーケー ション、プレ ジャー等の 普及・定着	ワーケーションやプレジャーについて、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえて、「より長期かつ多くの旅行機会の創出」や「旅行需要の平準化」につながる取組と捉えるとともに、働く場所や時間の自由度を高める点で働き方改革や企業の経営課題への対応に寄与し、地域活性化等にも資する意義を有するものとして、普及・定着に向けた取組を推進する。 ワーケーションは、言葉としては広く認識されつつあるものの、特に企業の導入メリット等の意義についての理解が十分浸透しておらず、実践が限定的な状況にある。このため、社会全体の機運醸成を図りつつ、送り手である企業における制度導入、受け手である地域における受入体制整備の双方に対する支援等を通じて、需要を創出する。 また、テレワークやワーケーションの推進に賛同する企業や地域、関連団体、関連府省庁等が参加する「テレワーク・ワーケーション官民推進協議会」の活動等を通じて、優れた取組手法等についての情報提供や、ワーケーションの導入に向けた環境整備等についての支援を実施することにより、一層の普及・定着を目指す。	・企業のワーケーション実施率向上を目的とした、企業ニーズに即したプログラム造成を行うためのモデル実証を実施した（10件）。 ・また、企業及び地域のワーケーションに対する理解促進とあわせて、企業と地域の交流機会の創出を目的としたセミナー及び経営層向け体験会をワーケーション推進地域で実施した（セミナー8回・経営層向け体験会3回）。 ・さらに、ワーケーションの普及を集中的に促進する観点から、テレワーク・官民推進協議会と連携して、今年度より11月を「ワーケーション月間」とし、ワーケーションの実践者の更なる拡大に向けた情報発信を行った。
164	68	3. 国内交 流拡大戦 略	(2) 新 たな交流市 場の開拓		イ 第2の ふるさとづく り等の推進	地域資源を活用した第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりや将来にわたって国内外からの観光旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシーとなる観光資源の形成に向けた支援により、反復継続した来訪者等の新たな交流市場の開拓を推進する。特に、第2のふるさとづくりについては、再来訪の理由・目的を創出するため、戦略的な観光マーケティングを活用し、地域関係者の幅広い参画の下、地域住民と旅行者が関係性を深める体験コンテンツ、滞在環境及び移動環境の整備を推進する。また、事業趣旨に賛同する地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等が参加する「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を活用し、優れた取組手法や関係省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供、参画団体間での情報交換等を行っていくことで事業を加速化する。こうした取組により、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進等を図り、地域が一体となった地域活性化を目指す。	・「将来にわたって旅行者を惹きつける 地域・日本の新たなレガシー形成事業」では、令和6年度13事業において、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査等を実施した。令和7年度は、5事業において、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査等を実施した。 ・継続的かつ多頻度での来訪を促進する専門的なプログラムの造成を行うためのモデル実証を実施した（12件）。また、第2のふるさとづくりを検討・実施している受け入れ地域の拡大のために、新しい旅のスタイルに関心のある層等を対象としたブースをツーリズムExpo内に設置し、エキスポ参加企業向けセミナーおよびエキスポ参加の一般層向けイベントを各1回開催した。また、自治体の観光部門・移住定住部門等の幅広い部署を対象としたセミナーを開催した（自治体セミナー・オンライン・1回）。
165	68	3. 国内交 流拡大戦 略	(2) 新 たな交流市 場の開拓		ウ ユニバー サルツーリス ムの推進	今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及、定着を目指す。このため、観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定数の増加に向けて、制度周知、認定施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの商品造成に資するモデルツアーの実施による商品組成手法の確立等を進める。あわせて、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を一層推進し、ソフト・ハードの両面から環境整備を進める。	・「ユニバーサルツーリズム促進事業」において、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の普及促進のための広報動画等を作成・公表し、制度周知を図り、認定施設数は、令和5年3月末時点で580施設であったが、令和7年3月末時点で2,906施設まで増加した。また、高齢者や車いす利用者向けのモデルツアーの実施を通じてユニバーサルツーリズムの商品造成に資する事例集を作成・公表し、商品組成手法の確立等を進めた。（令和5年度～令和6年度） ・「ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備」事業において、高齢者等が求めるバリアフリー情報の精度向上や旅行者への情報提供の充実に向け、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の見直し等を行い、認定施設に係る情報発信等を強化するとともに、高齢者や障害者向けの旅行商品の造成に資するモデルツアー等を実施することで、商品組成手法の確立等を進める。（令和7年度） ・「インバウンド受入環境整備高度化事業」において、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポット等におけるバリアフリー化の支援を実施し、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境の整備を進めた。 ・「宿泊施設インバウンド対応支援事業」において、宿泊施設のバリアフリー化の支援を実施（令和5年度は55件、令和6年度は12件）し、訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境の整備を進めた。（令和5年度～令和6年度） ・「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」等において、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に向けた施設整備や設備導入への支援を実施し、高齢者・障害者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境の整備を進める。（令和7年度）

【参考資料 2 - 2】 現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
166	68	3. 国内交 流拡大戦 略	（2）新 たな交流市 場の開拓		エ 公共施 設等の一 体的・総合 的なバリア フリー化	公共施設等のバリアフリー化を推進し、観光旅行者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図る。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）等を踏まえ、地方部を含めた各施設のバリアフリー化、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」等の推進を図る観点から、バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定めた目標の達成を目指し、一体的・総合的なバリアフリー化を一層推進する。	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）等を踏まえ、バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定めた目標の達成を目指し、一体的・総合的なバリアフリー化を一層推進している。 ・旅客車両のバリアフリー化の進捗状況については、ノンステップバスは約71%、リフト付バス・スロープ付きバスは約9%、空港アクセスバスは約41%、福祉タクシー（U Dタクシー含む）は52,553台となっている（令和5年度末時点）。 ・鉄道駅については、都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度、地方部では予算措置による重点的支援と、それぞれの特性に応じた措置を活用しながら、全国の鉄道駅の更なるバリアフリー化を推進している。 ・旅客船及び旅客船ターミナルについても、バリアフリー化設備の整備に対し、予算措置による支援を実施した。 ・駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、踏切道におけるバリアフリー対策、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進した。 ・バリアフリー法の趣旨や基準を地方公共団体及び関係団体等に周知徹底することで、特定路外駐車場のバリアフリー化を推進した結果、バリアフリー化率は令和5年度に約75%に達し、目標値である令和7年度の約75%を達成した。 ・令和5年度末時点において、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園のバリアフリー状況は、園路及び広場約64%、駐車場約56%、便所約64%となった。 ・建築物のバリアフリーガイドラインである「建築設計標準」の周知を進め、建築物における全国のバリアフリー水準の底上げを図るとともに、令和7年5月30日に建築設計標準の改正を行った。 ・河川では、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段等の整備を行うなどのバリアフリー化を推進した。 ・令和6年には「建築物移動等円滑化基準」及び「建築物移動等円滑化誘導基準」のうち、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用客席」及び「車椅子使用者用駐車施設」の設置数に係る基準を改正（令和7年6月より施行）した。
167	69	3. 国内交 流拡大戦 略	（2）新 たな交流市 場の開拓		オ 共生社 会の実現に 向けたユニ バーサルデ ザインの推 進	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、ユニバーサルデザインのまちづくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、障害のある方も訪れやすい環境を整備していく。 同大会に向け実施した首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の取組を踏まえ、引き続き全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。 学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開する。特に、観光・交通分野の事業者に向けた接遇ガイドライン等に基づき接遇水準の向上を図るとともに、学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施する。	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、ユニバーサルデザインのまちづくりや「心のバリアフリー」を、各地の観光地や交通機関を含め全国に展開し、障害のある方も訪れやすい環境を整備している。 ・同大会に向け実施した首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の取組を踏まえ、引き続き全国のバリアフリー水準底上げや面的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進した。 ・学校、企業、地域等様々な側面から、幅広く国民に「心のバリアフリー」を広めるための取組を展開した。特に、障害者差別解消法の改正等を踏まえて改定した観光・交通分野の事業者に向けた接遇ガイドライン等に基づき接遇水準の向上を図るとともに、バリアフリー教室等を通じた学校・企業における「心のバリアフリー」教育を実施した。
168	69	3. 国内交 流拡大戦 略	（2）新 たな交流市 場の開拓		カ 身体障 害者等の 運賃割引 の促進	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、引き続き、公共交通事業者等に理解と協力を求めていくとともに、更なる導入促進に向けて計画的に推進していく。	・身体・療育（知的）・精神障害者手帳の交付を受けた障害者及びその介護者に対し、公共交通事業者が運賃・料金割引を実施した。また、精神障害者に対する運賃・料金割引導入事業者等の拡大に向け、関係事業者等に対し、文書の発出をはじめ、様々な場において理解と協力を求めた。
169	69	3. 国内交 流拡大戦 略	（3）国 内旅行需 要の平準 化の促進		ア 平日旅 行需要喚 起キャン ペーンの実 施	観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、観光関連事業者と連携し、平日への旅行需要の平準化につながるキャンペーンを実施する。	・令和4年10月より、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の取組の一環として、観光関連事業者と連携して、「平日にもう1泊」キャンペーンを実施した。 ・観光庁Instagramにおいて、地域の関係自治体・観光地域づくり法人（DMO）等の観光関係者や観光関連事業者による平日旅行PRの取組について一元的に情報発信し、国内旅行の平準化促進の取組を実施した。

【参考資料 2－2】現行基本計画の実施状況（詳細）

施策 番号	頁	項番Ⅰ	項番Ⅱ	項番Ⅲ	項番Ⅳ	施策内容	実施状況
170	69	3. 国内交 流拡大戦 略	（3）国 内旅行需 要の平準 化の促進		イ 休暇を 取得しやす い職場環 境の整備	年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的かつ積極的な取組の促進を図るため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、年次有給休暇取得の集中的な広報を実施する。 また、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、平成31年4月から順次施行されている働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）について、周知を図る。さらに、選択的週休3日制について、新たな旅行機会の創出やワーケーション等の推進の観点から、企業における導入を促し、普及を図る。 こうした取組により、令和7年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させるとともに、ワーケーションやプレジャー等の新たな旅のスタイルの普及も進める。	・企業のワーケーション実施率向上を目的とした、企業ニーズに即したプログラム造成を行うためのモデル実証を実施した（10件）。（3.（2）ア 再掲） ・また、企業及び地域のワーケーションに対する理解促進とあわせて、企業と地域の交流機会の創出を目的としたセミナー及び経営層向け体験会をワーケーション推進地域で実施した（セミナー8回・経営層向け体験会3回）。（3.（2）ア 再掲） ・さらに、ワーケーションの普及を集中的に促進する観点から、テレワーク・官民推進協議会と連携して、今年度より11月を「ワーケーション月間」とし、ワーケーションの実践者の更なる拡大に向けた情報発信を行った。（3.（2）ア 再掲） ・労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、平成31年4月から順次施行されている働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）について、周知を図った。 ・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィーク等の連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告（725箇所）、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。 ・年次有給休暇取得率は、令和5年に65.3%となり、前年（62.1%）より上昇した。
171	70	3. 国内交 流拡大戦 略	（3）国 内旅行需 要の平準 化の促進		ウ 休暇取 得の分散 化の促進	「キッズウィーク」の取組事例を周知するなどして、子供の休みに合わせた年次有給休暇取得を官民一体となって促進する。国家公務員についても、家族の記念日や学校行事等、プライベートの予定に合わせた年次休暇取得を促進する。	・キッズウィークを実施した地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した（累計10回）。また、キッズウィーク取組事例として4事例をポータルサイトに掲載し、情報発信を行った（累計16回の取組を掲載）。令和7年度についても、取組事例の周知や普及啓発等を行う予定。 ・国家公務員については、人事管理運営方針において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、同方針に基づき、各府省において年次休暇の取得を促進した。 ・「キッズウィーク」の推進にあたり、観光白書を通じて地方公共団体が実施している休暇取得の分散化の取組事例を紹介した。
172	70	3. 国内交 流拡大戦 略	（3）国 内旅行需 要の平準 化の促進		エ ワケー ション、プレ ジャー等の 普及・定着	（3.（2）ア 再掲）	（3.（2）ア 再掲）
173	70	3. 国内交 流拡大戦 略	（3）国 内旅行需 要の平準 化の促進		オ 第2の ふるさとづく り等の推進	（3.（2）イ 再掲）	（3.（2）イ 再掲）